

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年4月30日
【計算期間】	第7期(自 令和元年11月1日 至 令和2年10月31日)
【発行者名】	UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ (UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV)
【代表者の役職氏名】	チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger) メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ トーマス・ローズ (Thomas Rose)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F. ケネディ通り33A (33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) 米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)による。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てまたは円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは円貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル) (以下「UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ」を「本投資法人」、「UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)」を「ファンド」または「サブ・ファンド」という。)の概況は以下のとおりである。

(注1) ファンドにはP - a c c 投資証券 (クラス (日本円・ヘッジ) を含む) 以外の投資証券も存在するが、その他の投資証券は日本で販売されていないため、以下、ファンドについて「投資証券」というときは、クラスP - a c c 投資証券およびクラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券を指すものとする。

(注2) 名称の一部に「P」を含むクラスの投資証券は、すべての投資者に提供される。

名称に「- a c c」を含む各クラス投資証券は、本投資法人が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

(注3) 名称の一部に「ヘッジ」を含む、サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建てのクラス投資証券については、サブ・ファンドの基準通貨に対して当該クラス投資証券の参照通貨建ての価格が変動するリスクに対し、為替取引を行う。為替取引の金額は、原則として、基準通貨以外の通貨建ての投資証券クラスの純資産価額の95%から105%の間に定められている。ポートフォリオの時価ならびに基準通貨建てではない投資証券の購入および買戻しの変動により、為替取引が一時的に上記の制限を超える場合がある。本投資法人および投資運用会社は、ヘッジを上記の制限内に戻すためにあらゆる必要な措置を講じる。上記の為替取引は、サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資対象から生じる可能性がある為替リスクに対しては、影響を与えない。

(1)【主要な経営指標等の推移】

(バランスド (米ドル))

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2016年10月末日に 終了する 会計年度末	2017年10月末日に 終了する 会計年度末	2018年10月末日に 終了する 会計年度末	2019年10月末日に 終了する 会計年度末	2020年10月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	6,992,798.37	25,622,118.77	- 6,282,822.08	13,305,517.30	176,991.11
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	6,992,798.37	25,622,118.77	- 6,282,822.08	13,305,517.30	176,991.11
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	6,992,798.37	25,622,118.77	- 6,282,822.08	13,305,517.30	176,991.11
(d) 出資総額 ⁽²⁾	267,815,406.45	286,719,226.02	265,214,828.71	207,990,422.50	176,862,209.71
(e) 発行済投資口総数 (クラスP - a c c 投資証券)	13,519,373.174口	11,475,677.196口	10,516,839.017口	7,808,009.082口	6,602,565.771口
(クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)	348,761.000口	563,228.608口	586,088.363口	430,473.595口	384,481.637口
(f) 純資産額	267,815,406.45	286,719,226.02	265,214,828.71	207,990,422.50	176,862,209.71
(g) 資産総額	269,147,562.05	289,750,978.98	265,541,425.30	208,744,084.61	178,380,491.40
(h) 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)	14.19	15.76	15.45	16.29	16.40
(クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)	9,738円	10,675円	10,240円	10,504円	10,408円
(i) 1口当たり当期純利益金額 または当期純損失金額 (クラスP - a c c 投資証券)	0.14	1.65	- 0.30	0.98	- 0.06
(クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)	10.46	2.49	- 3.38	7.21	2.48
(j) 分配総額	458,863.39	1,217,334.26	1,347,658.39	1,096,038.77	765,991.04
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	99.51%	98.95%	99.88%	99.64%	99.15%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾ (クラスP - a c c 投資証券)	0.64%	11.06%	- 1.97%	5.44%	0.68%
(クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)	0.06%	9.62%	- 4.07%	2.58%	- 0.91%

(1) 営業収益には投資収益および実現および未実現利益 (損失) を含めている。以下同じ。

(2) ファンドは変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下同じ。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下同じ。

(4) 「主要な経営指標等の推移(e) 発行済投資口総数、(h) 1口当たり純資産価格、(i) 1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額、(k) 1口当たり分配金額および(m) 自己資本利益率」は、日本で販売していたクラスのみ記載している。以下同じ。

(注 1) 2009年11月13日付でクラスB投資証券は、クラスP - a c c 投資証券に名称が変更された。以下同じ。

(注 2) 各取引に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある(財務書類に対する注記1 参照)。以下同じ。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a . 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称		U B S（Lux）ストラテジー・エクストラ・シキャブ （UBS（Lux）Strategy Xtra SICAV）	
法的形態		集合投資事業に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）パート の規定に従い設立された可変資本投資会社（S I C A V）形態によるオープン・エンド型投資ファンド	
設立日		2004年 3 月 5 日	
ルクセンブルグ商業登記所登録番号		RCS B 99.462	
会計年度		11月 1 日から10月31日	
定時投資主総会		本投資法人の登録された事業所において、毎年 4 月20日の14時に開催する。4 月20日がルクセンブルグの営業日（ルクセンブルグの銀行が通常営業を行っている日）でない場合は翌営業日に開催する。	
定款			
	当初公告	2004年 3 月15日	官報、企業・団体の部（Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations）（以下「メモリアル」という。）で公告された。
	修正	2005年11月28日	2005年12月22日にメモリアルで公告された。
		2011年 6 月10日	2011年 8 月24日にメモリアルで公告された。
管理会社および外部 A I F M（注）		U B S ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.） RCS ルクセンブルグB 154.210	

(注) A I F Mとは、その通常の事業活動としてまたは複数のオルタナティブ投資ファンド(A I F)を運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイは、2010年法第15章に準拠する管理会社であり、EU指令2011/61/EUをルクセンブルグの国内法化した2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)第2章に準拠する本投資法人の外部A I F Mである。外部A I F Mはノーザン・トラスト・グローバル・サービスS Eに、本投資法人の資産の評価を任命している。

法的枠組み

本投資法人は、集合投資事業に関する2010年法パート に従う集合投資事業であり、また2013年法ならびに適用除外、一般的な運営条件、預託機関、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011/61/EUを施行する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)第231/2013号(以下、2013年法と併せて「AIFM規則」という。)に従うオルタナティブ投資ファンドである。

法的側面

本投資法人の基本定款の統合版は、閲覧に供するためにルクセンブルグ地方裁判所商業会社登記所に預けられている。修正版は保管通知により会社公告集(*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*)(以下「RESA」という。)に、また「報告書を受領する権利」に記載されているその他の方法で公告され、投資主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものとなる。

2011年6月15日付で本投資法人は、UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイを管理会社に任命した。

個々のサブ・ファンドの連結純資産は、全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済株式と無額面株式で構成される。

本投資法人は、投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利(特に総会に参加する権利)からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が仲介機関を通じ間接的に本投資法人の投資証券を購入し、かかる仲介機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該仲介機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく仲介機関に認められることがある。従って、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について問い合わせることが推奨される。

投資主は、総会において個々のサブ・ファンドの投資証券の価格の違いに関係なく、保有する投資証券一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに係る総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。

本投資法人は、法主体を構成する。投資主との関係において、各サブ・ファンドは、独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドについて生じた債務についてのみ責任を負う。債務は投資証券クラス間で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスの通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

本投資法人の取締役会は、随時既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。販売目論見書は新たなサブ・ファンドが設立または投資証券クラスの追加される度に更新される。

本投資法人の存続期間および総資産に制限はない。

本投資法人の業務提供会社に対する投資者の権利

不法行為または準不法行為の請求にかかわらず、本投資法人の投資者は、管理会社により任命された業務提供会社に対し自己の直接の請求を主張しないものとする。

投資主の平等な取扱い

管理会社は、本投資法人の投資者が平等な取扱いを受けることを確保するものとする。本投資法人への個々の投資主の参加は、それぞれの投資証券に基づくものである。サブ・ファンド内の同一の投資証券クラスに属するすべての投資証券には、同一の権利および義務が付与されている。これにより、同じサブ・ファンド内の同一の投資証券クラスの投資証券を保有するすべての本投資法人の投資主に対する平等な取扱いが確保される。管理会社(またはその授權された代理人)は、ある投資者が優先的な取扱

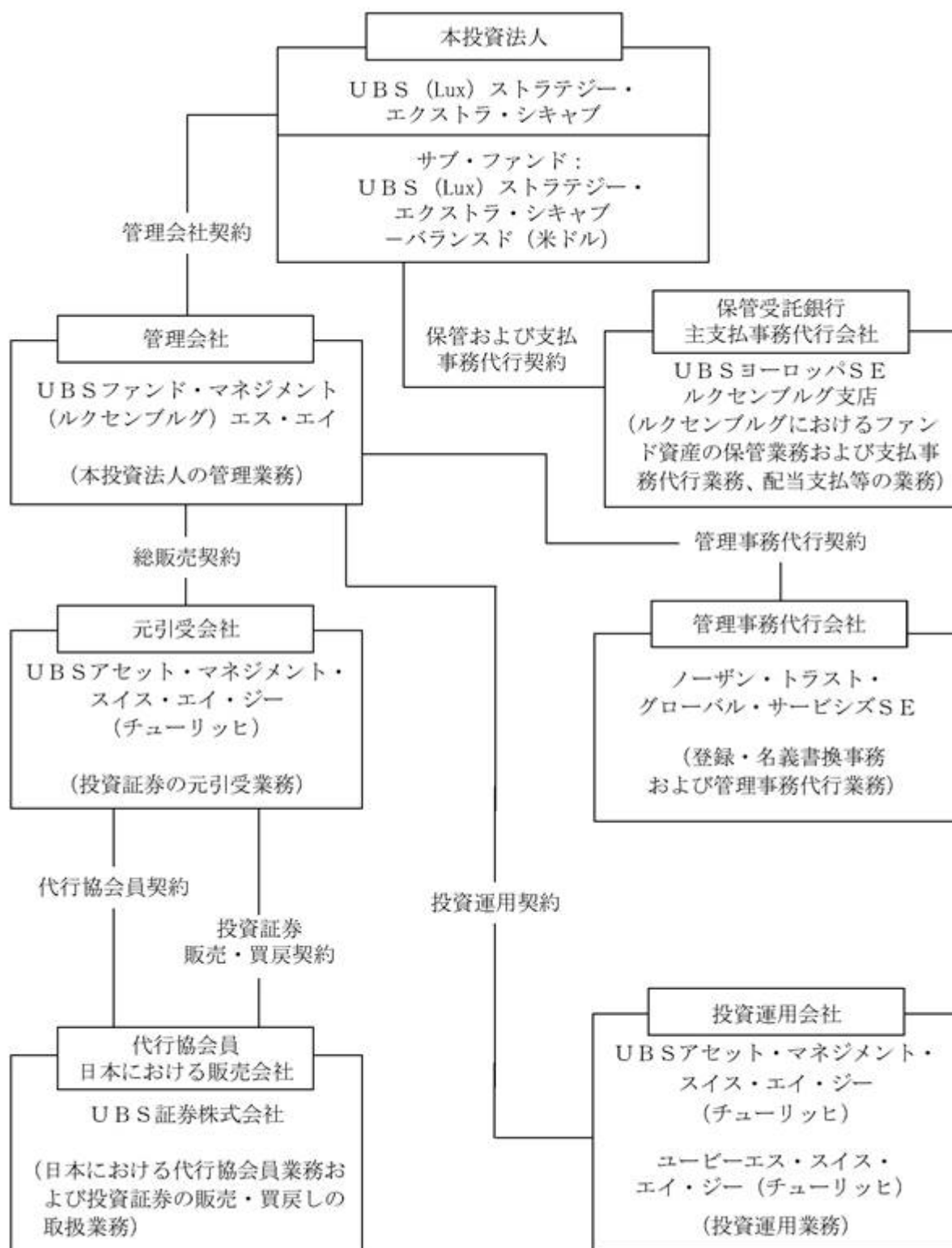
いを受けることにより、他の投資者に重大な不利益を与えると管理会社が合理的に判断する担保契約または取決め（以下「担保契約」という。）を締結しないものとする。

b．外国投資法人の特色

本投資法人の目的は、元本の保全と資産の流動性を十分考慮しながら、高収益および／または期間収益を確保することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ (UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV)	外国投資法人	2004年3月5日付で定款を締結。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社および 外部AIFM	本投資法人との間で2011年6月15日付で管理会社契約および2014年6月15日付でAIFM契約(注1)を締結。集合投資事業およびAIFMに関する法律に基づき、管理会社およびAIFMの職務および責任について規定している。
UBS ヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人および管理会社との間で保管および支払事務代行契約(注2)を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約(2017年10月1日効力発生)(注3)を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	2016年1月1日付で管理会社との間で投資運用契約(注4)を締結(2019年5月20日付更改契約により更改済)。ファンドに関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ) (UBS Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	2016年1月1日付で管理会社との間で投資運用契約(注4)を締結。サブ・ファンドに関しての運用会社業務および資産配分および事前の投資戦略の選考業務の提供について規定している。
UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	元引受会社	2014年8月22日付(効力発生日2011年6月15日)で管理会社との間で総販売契約(注5)を締結。投資証券の元引受業務について規定している。

UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2014年4月10日付で元引受会社との間で代行協会員契約 ^(注6) を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2014年4月10日付で投資証券販売・買戻契約 ^(注7) を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。
-----------	---------------------	---

- (注1) 管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行い、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。AIFM契約とは、本投資法人により任命され、2013年ルクセンブルグ法に従い外部AIFMとして行い、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。
- (注2) 保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- (注4) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注5) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- (注7) 投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

本投資法人は、3名以上の構成員(本投資法人の投資主であることを要しない。)から構成される取締役会により経営されるものとする。取締役は6年以下の任期で選任されるものとする。取締役は投資主総会において選任されるものとする。投資主総会は、取締役の数、取締役の報酬および取締役の任期も定めるものとする。取締役は、総会において、投資主が出席している(または代表されている)投資証券の過半数により選任されるものとする。

取締役会の構成員は、総会において採択された決議により、理由の有無にかかわらずこれを解任することができ、これを交代させることができる。

取締役の役職に空席が生じた場合、残存する取締役は一時的にかかる空席を埋めることができる。投資主は、次の総会においてかかる任命に関する最終的な決定を行うものとする。

取締役会は、その構成員から議長を選任するものとし、その構成員から1名または複数名の副議長を選任することができる。取締役会は書記役も選任するものとし、書記役は、取締役であることを要せず、取締役会の会合および投資主総会の議事録への記入および同議事録の管理を行うものとする。取締役会は、議長またはいずれか2名の取締役の招集により、取締役会通知において記載された場所において会合するものとする。

取締役会の議長は、取締役会の会合および投資主総会を司るものとする。取締役会の議長が不在の場合、投資主または取締役は、過半数の賛成により、別の取締役を当該集会または総会の議長とすることを決定するものとする。

取締役会は、本投資法人が本投資法人の業務および管理のために必要とみなす役員およびジェネラル・マネジャーを任命することができる。役員は本投資法人の取締役または投資主であることを要しない。定款に別段の規定がある場合を除き、役員は取締役会により当該役員に付与される権限を有するものとする。

緊急事態における場合を除き、取締役会の会合の書面通知は、当該会合に設定された日の少なくとも24時間前に行われなければならない。

上記の書面の通知は、関係者の同意を得ることを条件として、電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段に代えることができる。取締役会が採択した決議に定める時刻および場所で開催する取締役会に関して別途通知を送付する必要はないものとする。取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で別の取締役を代理人に任命して取締役会で行うことができる。また取締役は複数の同僚の代理人を務めることができる。

取締役は参加者がお互いの声を聞くことができるテレビ電話によって取締役会に参加することができる、かかる手段によって取締役会に参加した場合、本人が取締役会に出席したことになるものとする。

取締役会は少なくとも取締役本人または代理人の過半数が出席した場合に限って有効に審議し、または行動することができる。ただし、取締役会がその他の前提条件を定めた場合はこの限りではない。

取締役会の決議は取締役会の議長が署名した議事録に記録する。司法手続きに提出するかかる議事録の写しには議長または2名の取締役が署名するものとする。

決議は取締役本人または代理人が投じた票の過半数をもって採択される。取締役会の議長は決定票を有する。

取締役全員が承認し、証明した書面の決議は取締役会での投票に付された決議と同じ効力を有するものとする。それぞれの取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で決議を承認するものとする。かかる承認は書面で確認し、かかる確認書を決議の議事録に添付するものとする。

取締役会は本投資法人の目的の範囲内で、定款第17条に定める投資方針に従ってすべての処分行為および管理行為を行う最も幅広い権限を有する。

法律または定款で明確に投資主総会に留保されていないすべての権限は取締役会の権限の範囲内とする。

運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2021年2月末日現在の出資総額および発行済投資証券総口数は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

(バランスド (米ドル))

	出資総額		発行済投資証券総口数	
	米ドル	百万円	(口)	
2015年10月末日に 終了する 会計年度末	243,753,477.85	25,899	クラス P - a c c 投資証券	15,488,643.480
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	208,919.000
2016年10月末日に 終了する 会計年度末	267,815,406.45	28,455	クラス P - a c c 投資証券	13,519,373.174
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	348,761.000
2017年10月末日に 終了する 会計年度末	286,719,226.02	30,464	クラス P - a c c 投資証券	11,475,677.196
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	563,228.608
2018年10月末日に 終了する 会計年度末	265,214,828.71	28,179	クラス P - a c c 投資証券	10,516,839.017
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	586,088.363
2019年10月末日に 終了する 会計年度末	207,990,422.50	22,099	クラス P - a c c 投資証券	7,808,009.082
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	430,473.595
2020年10月末日に 終了する 会計年度末	176,862,209.71	18,792	クラス P - a c c 投資証券	6,602,565.771
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	384,481.637
2021年2月末日現在	178,164,905.23	18,930	クラス P - a c c 投資証券	6,221,571.882
			クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	339,586.336

(6) 【主要な投資主の状況】

1993年4月5日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定(改訂済)により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

本投資法人の投資目的は、元本の保全および資産の流動性を考慮しつつ、利息支払い、投資収益およびオルタナティブ投資戦略から最大限のリターンを獲得することである。投資目的が達成される保証はない。

一般的な投資方針

本投資法人のアクティブ運用されるサブ・ファンドの資産は、ベンチマークの制約を受けずに、下記「(4) 投資制限」に記載されるリスク分散の原則に従って投資される。個別のサブ・ファンドのパフォーマンスは、指数との対比で評価されない。

個別のサブ・ファンドの名称において特定された通貨(以下「表示通貨」という。)は、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の基準通貨を示すものであり、投資資産の通貨建を示すものではない。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も適した通貨で行われる。投資は世界中で行われる可能性がある。

マーケット、セクター、借り手、格付および会社に関してあらゆる投資の幅広い分散化を達成するために、サブ・ファンドは、資産の100%を上限として、既存の投資信託(UCIおよびUCITS)に投資することができる。ただし、投資先ファンドの投資方針が当該サブ・ファンドの投資方針と大部分において合致することを条件とする。この投資方法および関連する費用については、下記「(4) 投資制限」に記載されるUCIおよびUCITSへの投資に関する記載において記述される。

バランスド・サブ・ファンド

投資方針の狙いは、表示通貨の観点からの金利収入および元本成長を追及することにある。このため、投資は、主に債券および株式を対象として、世界中で広範囲に渡り行われる。純資産の30%を上限としてオルタナティブ投資も行われる可能性がある。投資のリスクは、イールド型のサブ・ファンドよりも高い傾向がある。サブ・ファンドは、投資方針と合致する範囲において、ハイ・イールド債およびエマージング債に投資する可能性がある。

(コミットメント手法を用いた計算による)サブ・ファンドのレバレッジの許容限度額の範囲は、200%である。

サブ・ファンドは、環境面、社会面またはガバナンス面(ESG)の特性を推進しているものではなく、サステナビリティまたはインパクトにおける目標を追求しているものでもない。投資戦略および原投資対象の種類に基づいてサステナビリティ・リスクが体系的に統合されるわけではない。サブ・ファンドは、根底となるESG統合型戦略に投資することができる。ただし、かかる投資への配分が行われることにより、UBSアセット・マネジメントがサブ・ファンドをESG統合型ファンドに区分することが可能となるわけではない。現在のところ、サステナビリティ・リスクがサブ・ファンドのリターンに大きな影響を及ぼすとは予想されていない。

(2)【投資対象】

上記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【分配方針】

特定のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの分配金の支払いや分配金の額は当該サブ・ファンドの投資主総会により決定される。それは年次決算後に本投資法人の取締役会の提案に基づき決定するものとする。分配金は、収益（例えば、受取配当金および受取利息）または元本から成る可能性があり、また、手数料および費用を含み、または含まない場合がある。特定諸国の投資者は、分配された資本について、ファンドの受益証券の売却によるキャピタル・ゲインに対する税率よりも高い税率を課せられる可能性がある。従って、投資者の中には、分配型（- d i s t、- m d i s t）投資証券クラスより累積型（- a c c）投資証券クラスに投資することを選択する者もある。投資者は、分配型（- d i s t、- m d i s t）投資証券クラスに投資した場合に比べて累積型（- a c c）投資証券クラスに投資した場合の方が、発生する収益および資本に対する課税がより遅い時期に行なわれる可能性がある。投資者は、個々の状況について適任の専門家に税務上の助言を求めるべきである。サブ・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格は、各分配によって、直ちに減少することになる。また分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が2010年法に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

本投資法人の取締役会は、中間配当の支払いおよび分配金の支払いの中止を決定する権限を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還される。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。本投資法人の取締役会の提案に従って、総会で正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当てに関連して無償株式を発行することを決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算する。

(4) 【投資制限】

投資原則

サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 投資商品

1.1 本投資法人の投資対象は以下のとおりである。

- a) ヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラリアの国々（以下「承認された国」という。）における証券取引所または公衆に認知され開かれており規制に従い適正に運営される別の規制された市場（以下「規制ある市場」という。）に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。かかる制限は、定期的取引され満期までの期間が12か月未満の短期金融商品には適用されない。
- b) 2010年法パート に従い少なくともリスク分散原則を遵守し、投資者保護を意図した規制当局の監督に服する投資法人（以下「規制ファンド」という。）のファンド受益証券または投資証券。EU、スイス、香港、米国、カナダ、ノルウェー、日本、ジャージー、ガーンジーおよびリヒテンシュタインに所在するファンド/投資法人は規制ファンドとみなす。
- c) 本b) 項に規定される基準を遵守していない投資法人（以下「非規制ファンド」という。）のファンド受益証券または投資証券。ただし、発行体は、リスク分散原則に従い投資を行っていないなければならない。
- d) 規制ある市場において上場もしくは取引されていない、または承認された国以外の規制ある市場において上場もしくは取引されている有価証券または短期金融商品。
- e) リスク分散原則に従い投資を行うジェネラル・パートナーとの間のリミテッド・パートナーシップ。

- f) インデックス債(銀行が発行する様々な返済条件を含む債務証券で、負債として計上され、満期までに特別目的会社(SPV)に譲渡されない。インデックス債は現金で払い戻されなければならない、インデックスを裏付けとする資産の現物引き渡しの可能性はない。)
- g) 証書(様々な返済条件を含む債務証券)。証書は現金で払い戻されなければならない、証書を裏付けとする資産の現物引き渡しの可能性はない。
- h) 上記のa)、およびb)に記載する証券取引所または規制ある市場で取引されている金融派生商品(以下「派生商品」といい、現金等価商品を含む。)および/または証券取引所もしくは規制ある市場で取引されていない派生商品(以下「店頭派生商品」という)。ただし、
- 原証券は上記の1.1のa)および1.1のb)の各項に規定する商品または本投資法人の投資方針に従い、本投資法人が直接、または既存のUCIもしくはUCITSを通じて間接的に投資できる金融指数もしくはマクロ経済指数、金利、通貨またはその他の裏付け商品であること、
 - 店頭派生商品に関する取引の相手が、ルクセンブルグ監督当局が承認した現行の監督に服し、承認するカテゴリーに属する機関であること、
 - 店頭派生商品は日々行われる信頼できる検証可能な方法により評価され、本投資法人の戦略に基づき常に適切な公正価値により売却することができるか、処分できるか、または、バック・ツー・バック取引の方法で決済することができること。

1.2 各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

1.3 サブ・ファンドは、自身が最も広範に捉える意味での金融商品にその純資産を投資する。本投資法人が取得した対象ファンド(以下に定義される。)は、その目論見書に記載する投資制限にのみ従うものとする。ただし、サブ・ファンドおよび個別の対象ファンドは、美術品、骨董品等には投資できない。さらに、サブ・ファンドは、商品に直接投資できない。

2. リスク分散

リスク分散原則に従って、各サブ・ファンドは、

- 2.1 同一発行体の同種の有価証券の10%を上限として取得できる。ただし、上記10%制限はEU加盟国またはEU加盟国の公的機関、OECD加盟国である別の承認された国または一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する有価証券または短期金融商品に関しては適用されない。取引相手方がEU加盟国に登録事務所を有する金融機関である場合、または(当該金融機関が非加盟国に登録事務所を有する場合は)ルクセンブルグ監督当局が欧州共同体法に基づくものと同等とみなす監督・規制に従う場合、店頭派生商品の取引に関するサブ・ファンドの不履行リスクは、当該サブ・ファンドの資産の10%を超えない。他の取引相手方との取引においては、取引相手方リスクの最大許容値は5%まで引き下げられる。
- 2.2 証券取引所または規制ある市場において上場もしくは取引されていない有価証券または短期金融商品に純資産の20%を上限として投資できる。
- 2.3 同一対象UCIの有価証券に純資産の20%を上限として投資できる。かかる20%の投資制限の適用にあたり、複数のサブ・ファンドを有する対象UCIの各サブ・ファンドは、個別の対象UCIとみなされるが、かかるサブ・ファンドが、第三者に対して様々なサブ・ファンドの債務につき連帯して責任を負わない場合に限る。
- 2.4 同一発行体の有価証券に純資産の20%を上限として投資できる。ただしかかる制限はEU加盟国またはEU加盟国の公的機関、OECD加盟国である別の承認された国または一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証した有価証券または短期金融商品に関しては適用されない。

2.5 サブ・ファンドは、本投資法人の一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは同サブ・ファンドによる発行済みの投資証券を購入し、取得しおよび／または保有することができるが、以下を条件とする。

- 対象サブ・ファンドは自ら、当該対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- 取得される複数の対象サブ・ファンドが同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資することができる資産は、対象サブ・ファンドの販売目論見書または設立書類に従い、合計で10%を超えないこと、
- 当該有価証券に関連する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中、財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、停止されること、
- 該当するサブ・ファンドが保有している限り、当該有価証券の価値は同法に規定された最低純資産額の決定のために当該サブ・ファンドの純資産を算出するにあたり考慮されないこと、および
- 該当するサブ・ファンドまたは該当するサブ・ファンドが投資した対象サブ・ファンドのいずれのレベルでも、管理／申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。

2.6 その他のオープン・エンド型もしくはクローズド・エンド型対象UCIまたはサブ・ファンドの有価証券の25%を上限として保有することができる。かかる投資制限に合わせて、各サブ・ファンドは証書(債務証書)の100%を上限として保有することができるが、原資産が要求されるリスク分散を満たしていなければならない。

2.7 オルタナティブ投資対象に純資産の30%を上限として投資できる。

2.8 サブ・ファンドの投資方針が、CSHFにより認定された一定の株式または債券の指数の連動を目的としている場合、本投資法人は、当該サブ・ファンドの資産の20%を限度に同一機関が発行した株式および／または債券に投資することができる。この場合、以下の条件に従う。

- 指数の構成が十分に分散されていること、
- 指数が、それが代表する市場の適正ベンチマークであること、
- 指数が適切な方法で公開されていること。

例外的市況(特に一部の有価証券または短期金融商品が支配的なポジションを占めている規制された市場)により正当であると判断される場合、制限は35%とされる。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合にのみ認められる。

買戻しもしくはその他の理由、または新株引受権の行使によって意図せずに2.項に記載する制限を超えた場合、本投資法人は投資主の利益を十分に考慮した上で事態の是正を最優先するために有価証券の売却を行わなければならない。投資可能商品(すなわちオルタナティブ投資対象)の市場流動性が低下している場合、かかる是正が長期間にわたる場合がある。

新たに設定されたサブ・ファンドは、引き続きリスク分散投資の原則を遵守することを条件として、当局から認可されてから6か月間は2.項のリスク分散に関する特別制限を逸脱することができる。

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書により制限を受ける証券を取得すること。
- 3.2 同一会社の議決権のない株式の10%以上を取得すること。
- 3.3 直接、空売りをする。ヘッジ・ファンドへの投資を通じての間接的な空売りは認められる。
- 3.4 第三者のためにローンを認めまたは保証人となること。ただし、本制限は、有価証券が全額払込済でない場合はその購入を妨げるものではない。
- 3.5 商品の現物取得および商品の現物引き渡しの権利を付与する契約または証書の売買。
- 3.6 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。

- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のため、かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ

本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、本投資法人の投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4. 資産のプーリング

本投資法人は効率性のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および/または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産を合わせて管理する。共同管理される資産の集まりを「プール」と呼び、プーリングは内部管理目的に限定して使用される。プールは公的事業体ではなく、投資主が直接、プールを利用することはできない。

プール

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド(本書では、以下「参加サブ・ファンド」という。)のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは各参加サブ・ファンドから現金ならびにその他の資産を(関係するプールの投資方針に合致している場合)資産プールに移し替えることによって設定される。その後、本投資法人は個々の資産プールへの移し替えを行なうことができる。その参加額と同額を限度として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

個別の資産プールの参加サブ・ファンドの投資証券は、同じ価値を有するみなし受益証券を基準にして計算する。資産プールを設定した際、本投資法人は(本投資法人が適当と判断する通貨で)みなし受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出した現金(またはその他の資産)の合計額に相当するみなし受益証券を配分する。その後、資産プールの純資産を既存のみなし受益証券の口数で除して、みなし受益証券の価値を計算する。

追加の資金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、参加サブ・ファンドにより拠出されたもしくは引き出された現金または資産をプールの参加サブ・ファンドの現在価値で除して決定した数だけ関係する参加サブ・ファンドに配分されたみなし受益証券の口数を増減させる。資産プールに現金が拠出される場合、計算上、かかる現金投資の取引費用および取得費用に加え税務費用をカバーするために本投資法人が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

資産プールの資産から得た配当、利息およびその他の所得の分配は当該資産プールに配分され、その結果として当該純資産が増加することになる。本投資法人が清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の各持分に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、本投資法人は1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業の資産と共同で管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは、本投資法人およびその各サブ・ファンドおよびすべてのファンドで共同管理契約が存在するものをいう。「共同管理資産」とは、上記の共同管理契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理の一環として、各ポートフォリオ・マネジャーは、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす関係する共同管理ファンドに関しては連結ベースで投資と資産の売却に関する決定を下すことができる。それぞれの共同管理ファンドは、共同管理資産において共同管理資産の全体価値に対して自己の純資産が占める割合に相当する持分を有する。こうした比例ベースの

保有(本書では、「持分割合」と称する。)は、共同管理の下で保有または取得したすべての資産クラスに適用される。投資および/または投資の引き上げに関する決定は、共同管理ファンドの持分割合には影響しないが、追加の投資分は同じ割合で共同管理ファンドに割り当てられる。資産を売却した場合、これらは、各共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例的に差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みがなされた共同管理ファンドは純資産が増加するため、それに対応するために調整した持分割合を考慮して購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、それぞれの純資産総額は調整後の持分割合に合致するよう変化する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、調整した持分割合に基づいて共同管理ファンドの手元資金から必要な現金を引き出す。この場合も、それぞれの純資産総額は調整後の持分割合に合致するよう変化する。

本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に投資主の注意を喚起する。従って、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができ、本投資法人または本投資法人の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを随時決定できるため、本投資法人、そのサブ・ファンドおよび投資主の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する(本投資法人またはサブ・ファンドのうちの一つに帰属するとは見なされない)報酬および費用の支払いによって、本投資法人またはその一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、本投資法人または当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。これにより、投資決定は関係するサブ・ファンドの投資方針にすべての点で合致することになる。また、共同管理資産は同じポートフォリオ・マネジャーが投資と投資の中止に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務める資産に限って共同で管理される。これにより、保管受託銀行は2010年法および他の法規定に従って本投資法人およびそのサブ・ファンドに対して十分に任務を遂行し義務を果たすことができる。保管受託銀行は常に本投資法人の資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、サブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

本投資法人は予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

投資主はその時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの割合について、本投資法人の登録事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、(1)ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または(2)各共同管理ファンドが、ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる破産管財人およびいかなる債権者も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

５．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S Fにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レボ契約、リバースレボ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レボ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレボ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

証券貸付は、一般に、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用し、かつ当該機関が定める手続に従い行う場合にのみ、行うことができる。

証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

後記「３ 投資リスク a. リスク要因 担保の運用」の項の規定は、したがって、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供される担保の運用に対して適用されるものとする。「担保の運用」の項の適用緩和規定として、金融セクターの投資証券は、証券貸付の範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびに本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

一般的に、以下の要件がレボ契約／リバースレボ契約および証券貸付契約に適用される。

- () レボ契約／リバースレボ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用査定に従う。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げる場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- () 本投資法人は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 本投資法人がリバースレボ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時までに発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレボ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコール

をいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。

- () 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- () レポ契約／リバースレポ契約または証券貸付契約は、AIFM通達の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益(直接および間接の運営コスト／費用控除後)は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準(すなわち、これらの技法を利用しない場合)から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、リスク管理手続きの一環として、本投資法人または本投資法人が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。本投資法人、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、本投資法人は、これらの技法および商品を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

a. リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の投資口価格が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金と異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・ 個別企業に特有の要因の変化
- ・ 金利の変動
- ・ 為替レートの変動
- ・ 雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関する変化
- ・ 法環境の変化
- ・ 特定の資産クラス(持分証券)、市場、国、業種および部門に対する投資者の信頼の変化、および
- ・ 物価の変化

投資を分散させることにより、ポートフォリオ・マネジャーは、サブ・ファンドの価格に対する上記リスクのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

リスクに関する留意点

- 新興国市場への投資は、より変動が激しく、先進国市場への投資よりも流動性に欠けることがある。さらに、公的規制もサブ・ファンドが投資する国々では、他の国よりも非効率であることがあり、用いられる会計、監査および報告方法が、先進国の基準を満たさない場合がある。こうした理由により、サブ・ファンドは、特にかかるリスクを承知している投資者に適している。
- 格付けの低い(高利回りの)投資対象は、平均以上の利回りをもたらすこともあるが、最上位格付けを有する借り手の証券への投資よりも信用リスクは高くなる。

本投資法人またはサブ・ファンドの投資戦略および/または投資方針の変更手続

本投資法人は、サブ・ファンドの投資戦略および/または投資方針の監視および(場合によっては)変更を担当する各部門を内部に設立した。一定のサブ・ファンドのパフォーマンスが不十分な場合であって、これが一時的な動向とはいえなような場合、商品開発部門は、必要とみなされる範囲において、該当するサブ・ファンドの投資戦略および/または投資方針の変更に着手するものとする。商品開発部門の変更案は、その実現可能性を評価するために、投資戦略および/または投資方針の修正過程に関与する内部の各部門および/または機能(とりわけ、ポートフォリオ管理部門、運用部門、法務コンプライアンス部門)に提供されるものとする。変更案の実現可能性がすべての関連する部門により確認された場合、変更に係る計画が、本投資法人の取締役会の承認を得るために速やかに提供および提出されるものとする。かかる承認が付与された場合は、意図される変更は速やかにC S S Fに提出されるものとする。C S S Fが承認を付与した場合は、影響を受ける投資家は、「第3 管理及び運営、3 投資主・外国投資法人債権者の権利等、(1)投資主・外国投資法人債権者の権利、(f)報告書を受領する権利」の項の規定に従い、企図される変更につき速やかに通知を受け、また場合によっては、自己の投資証券を無償で買い戻すため1か月間の猶予期間を付与されるものとする。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

UCIおよびUCITSへの投資

特別投資方針に従って既存のUCIおよびUCITSにその資産の一部または全部を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンドに直接投資する場合を上回るファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、幅広い投資（またはリスクの分散化）が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、対象ファンド自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化は、自己のポートフォリオだけに止まらない。ファンド・オブ・ファンズの投資者は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられる。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資者は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSに支払う運用報酬/顧問報酬および発行手数料/買戻手数料）。こうした手数料および費用は対象ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

一般的な投資対象

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも70%を下記の世界中の資産に投資する。

- a) 株式および株式等の持分権、協同組合持分等のその他株式タイプの持分、企業が発行した配当権証書と同様、企業が発行した参加証書等
- b) 長期債、中短期債、同様の固定および変動利付債、あらゆる種類のアセット・バック証券、ゼロ・クーポン債、転換可能長期債、転換可能短期債、新株予約権付長期債および新株予約権付短期債
- c) 短期金融商品、米国財務省証券およびその他の債務証券および商品等満期までの期間が12か月を超えない有価証券
- d) その資産をa) からc) に従って投資しているその他のファンドの受益証券（上場投資信託（ETF）を含む。）

下記に記載の投資制限の条項で要求される場合、債務証券および債務請求権ならびに株式および株式持分権は、2010年法第41条に定義されるa) からc) に列記される資産に関わる有価証券である。

d) に記載のファンドの場合、含まれる商品は、2010年法パート に基づく投資法人のファンド受益証券もしくはファンド株式、または少なくとも2010年法パート に規定されたリスク分散原則を遵守し、投資者保護の目的で監督当局の対象となる投資法人（規制ファンド）のファンド受益証券または投資証券のいずれかである。EU、イギリス、スイス、香港、米国、カナダ、ノルウェー、日本、ジャージー、ガーンジーおよびリヒテンシュタインに所在するファンド/投資法人は規制ファンドとみなす。2010年法パート に従い、基本的にファンドは、) 証券取引所への上場、または規則通りに運営を行う別の規制ある市場で、かつ公衆に開かれている市場での取引のいずれも行われていない有価証券に対して、純資産の10%を超えて投資できず、) 同一発行体の同一有価証券の10%を超えて取得することができず、ならびに) 同一発行体が発行する有価証券に純資産の10%を超えて投資することができない。上記有価証券とは、2010年法第41条に定義される有価証券をいう。上記「投資原則」と合わせて、各サブ・ファンドは、先物（先物、先渡しおよびノンデリバラブル・フォワード（NDF））ならびにオプションの売買、「投資原則」1.1h) に記載の金融商品に対するスワップ取引（スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ）の締結、ならびにヘッジ目的以外の有価証券に対するオプションを含む取引を実施することができる。先物、スワップおよびオプションは、為替リスクをヘッジするために他のファンドに投資した純資産の一部に関連してのみ実施される。これは、保有者が証券の引受権を有するワラントにも適用される。

各サブ・ファンドは付随的に流動資金を保有することができる。

先物およびオプションの利用

「２ 投資方針 (４) 投資制限 ５. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に規定される制限を遵守する一方、本投資法人は、すべてのサブ・ファンドを代理して、各サブ・ファンドの資産の適切な運用を確保するために、有価証券および短期金融商品を含む手法および商品を利用することができる。いかなる場合においても、かかる取引から生じる負債は、関係するサブ・ファンドの純資産価額を超えてはならない。

指数先物の売買により、ポートフォリオ・マネジャーは、コスト効率の良い方法で申込み/買戻しに起因する資金の流れを管理し、市場エクスポージャーを増減させることができる。

有価証券および指数のコール・オプションおよびプット・オプションの売買により、ポートフォリオ・マネジャーは、関係する有価証券または市場のエクスポージャーを増減させることができる。

有価証券のワラントを購入することにより、ポートフォリオ・マネジャーは、関係する有価証券または市場のエクスポージャーを増減させることができる。

サブ・ファンドの投資方針の一環として規定される場合、ポートフォリオ・マネジャーは、サブ・ファンドのために外国為替ポジションを構築するか、または、ヘッジする目的で通貨の先物、スワップおよびオプションを売買することができる。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品取引は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に投資先の商品の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品取引への投資は、一般的な市場リスク、決済リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

しかしながら、金融派生商品取引の特性により、上記リスクは、投資先の商品の投資対象のリスクと異なることがあり、時として投資先の商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、金融派生商品取引の利用は投資先の商品についての理解のみならず、金融派生商品取引自体についてのより深い知識が求められる。

取引所で取引される金融派生商品の取引における不履行リスクは、取引所で取引される各金融派生商品取引に関する発行体または取引相手方としての機能を引き受ける決済機関が決済履行の保証を引き受けるため、概して、公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引に伴うリスクに比べて、低くなる。かかる保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために決済機関が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される。公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の場合は、決済機関による類似の保証はなく、潜在的な不履行リスクを評価するために、本投資法人は、各取引相手の信用性を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に金融派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品取引の多くはそうであるといえる。）、一定の状況下で、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、または追加費用の発生によってしかポジションを処分することが不可能なことがある。

金融派生商品取引の利用に関連する追加的なリスクは、金融派生商品取引の価格または評価の決定を誤ることである。また、金融派生商品取引がその投資先の資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。金融派生商品取引は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手から求められる現金需要が上昇したり、本投資法人に損失が発生する結果となる。金融派生商品取引と、その源泉となる資産、金利もしくは指数の評価額との間に、常に直接的または並行的な関係が存在するとは限らない。このような理由により、本投資法人による金融派生商品取引の利用が、必ずしも本投資法人の投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果となる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、必要要件（最低信用格付要件を含む（該当ある場合。）。）を満たす機関との間でしか、締結することができない。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のい

ずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況（一日の値幅制限の適用を含む。）次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることもある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的市場の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、選択した時期に投資対象を売却することが容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ／または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却または評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4) 投資制限 5 . 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および/またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額(該当がある場合。)を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失(証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4) 投資制限 5 . 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失(証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減(ヘッジ)または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「2 投資方針(4) 投資制限 5 . 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法(担保の運用を含む。)が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスか的一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー(いずれの場合も、純資産価額に対する割合)は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ・バランスド(米ドル)	0 % - 10%	100%	0 %	100%	0 % - 50%	100%

リスク管理

適用ある法令に従い、コミットメント・アプローチおよびVaRアプローチに基づくリスク管理が適用される。追加のリスク管理の技法（例えば、カウンターパーティー・リスクの管理）の内容は、販売目論見書の関連する項で参照することができる。

レバレッジ

販売目論見書の目的上、「レバレッジ」とは、借入れ、証券の貸付もしくはデリバティブ取引を通じてか、またはその他の方法により、本投資法人またはサブ・ファンドのエクスポージャーを高めるあらゆる外部資金調達の手法を意味する。本投資法人は、各サブ・ファンドのレバレッジの許容限度額の範囲内で外部資金を用いることができる。これによって利益が得られる可能性または損失を被る可能性が大きくなるが、これは当該投資の価値の増加により、レバレッジを用いない場合と比べて本投資法人の純資産がより早く増加することを意味する。逆に、価値の減少により、レバレッジを用いない場合と比べて本投資法人の資産がより早く減少する。

各サブ・ファンドにより設定され、コミットメント・アプローチを用いて計算されるレバレッジの許容限度額は、本書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(1) 投資方針」で参照することができる。

流動性管理

管理会社は、流動性管理の枠組みの中で、本投資法人の流動性特性がその投資に適合し続けることおよび投資者の買戻注文が、監督官庁または販売目論見書により定められる特別な場合を除き、いつでも処理されることを確保するものとする。追加の流動性管理の技法（例えば、一定の状況における買戻注文の処理の一時停止ならびに定期的な申込み、買戻しおよび乗換えサイクルに関するプロセス）の内容は、販売目論見書の関連する項で参照することができる。

いずれのサブ・ファンドも、その全部または一部を問わず、サブ・ファンドまたはその一部の非流動資産に関する特約の対象とならない。

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物、オプションまたはスワップ契約を締結するもしくはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が一以上の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。

取引相手リスクは、有価証券を預託すること（以下「担保」という。）により軽減することができる。本投資法人が該当契約に基づき担保を有する場合、当該担保は、本投資法人に代わり保管受託銀行が保管する。保管会社またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産、支払不能事由またはその他の信用事由により、当該担保に関する本投資法人の権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。本投資法人が該当契約に基づき店頭取引相手に対して担保を提供している場合、

当該担保は本投資法人与店頭取引相手との合意により店頭取引相手に移転されることになる。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利または認定が遅らされるか、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、本投資法人は店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなると思われる。

オルタナティブ投資

オルタナティブ投資は、各サブ・ファンドの資産の最大30%が上限とされている。オルタナティブ投資の分野において、サブ・ファンドの投資先は以下のとおりである。

- a) 不動産への投資を投資方針で規定しているその他のオープン・エンド型ファンドの受益証券(以下「オープン・エンド型不動産ファンドの受益証券」という。)
- b) 不動産ファンドの受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズの受益証券(以下「ファンド・オブ・不動産ファンズの受益証券」という。)
- c) 再生可能または再生不可能な資源の抽出、生産、加工/追加加工および取引への投資を投資方針で規定しているその他のオープン・エンド型ファンドの受益証券(以下「オープン・エンド型商品ファンドの受益証券」という。)
- d) 商品ファンドの受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズの受益証券(以下「ファンド・オブ・商品ファンズの受益証券」という。)
- e) オルタナティブ投資戦略を追求するその他のファンドの受益証券(以下「ヘッジ・ファンドの受益証券」という。)
- f) ヘッジ・ファンドの受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズの受益証券(以下「ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズの受益証券」という。)
- g) 上記(a)から(f)に基づき直接または間接に保有されるオルタナティブ投資対象で構成されるインデックス債、証書およびその他のデリバティブ

上記記載のその他のファンド(以下「対象ファンド」ともいう。)に投資する場合、当該ファンドは、様々な法的形態(とりわけ、投資法人)を採る可能性があり、株式市場に上場または他の規制市場で取引されるオルタナティブ投資対象に関連するオルタナティブ投資その他の投資を行う会社の株式を有する可能性がある。

単一の対象ファンドの有価証券に投資することができるのは、各サブ・ファンドの純資産の20%以下とする。

サブ・ファンドはその他のオープン・エンド型およびクローズド・エンド型ファンドに投資できるため、手数料は、関連する対象ファンドだけでなく、本投資法人のレベルでも発生する場合がある。かかる手数料は、オルタナティブ投資を行う場合に3回まで発生する。一般的なコストおよび既存ファンドに投資する際のコストについては、「本投資法人が支払う費用」と題する項に記載する。

法律により要求され、かつファンドが所在する国の監督当局が執行する投資者保護を目的とする継続的な健全性規制の対象でないその他のオープン・エンド型およびクローズド・エンド型ファンドに投資が行われる場合、かかる投資対象が提供する損失可能性に対する保護は少ない。予想される法律上、契約上または司法上の制限により、その他のオープン・エンド型およびクローズド・エンド型ファンドへの投資の処分は困難な場合がある。

サブ・ファンドは、以下に述べるリスク分散原則を遵守する一方で、「投資原則」1.1f)に規定する一以上の債務証書(以下「証書」という。)(たとえば、ヘッジ・ファンド・インデックスに投資される証書)の発行数の100%を保有することが認められている。かかる場合、「投資原則」2.4の規定は常に遵守されるものとする。

インデックス債は、定額または定数で、かつ特定の期間について発行されるが、増額および期間の延長が可能である。インデックス債の発行者は、通常、発行者が流通市場で証書の売買も行えるよう、か

かる証券の流通市場取引の構築にも「最大限努力」する。インデックス債は、需給に基づき、流通市場取引で売却することができる。

指数は、一定の規定の規則に基づき指数スポンサーにより構成される。指数の構成要素の選択に用いられる原則の内容および指数の現在の構成内容の詳細は、管理事務代行会社から取得できる。

指数は、証券の期間中一貫して適用される固定の公式に基づいて計算される。管理事務代行会社は、上記の公式に基づき、インデックス債の評価（特に異常な価格の変動に関して）を定期的に見直す。

表示通貨は、各サブ・ファンドの純資産価額の計算に使用される通貨のみに言及するものであり、投資に用いる通貨に言及するものではない。投資は、当該サブ・ファンドのパフォーマンスに最も適した通貨で行われる。投資は世界中で行うことができる。

各サブ・ファンドは、投資に用いられるあらゆる通貨で、流動資金を補助的に保有することができる。

オルタナティブ投資商品の獲得に関連するリスク要因

オルタナティブ投資戦略は、伝統的な投資の形態とは異なり、さらなるリスクの可能性を伴う。サブ・ファンドは、その資産の30%を上限としてオルタナティブ投資対象に投資するため、通常の市場リスク、クレジット・リスクおよび流動性リスクに加えて、伝統的な投資対象に比べて、以下に述べるオルタナティブ投資対象の追加的リスクを伴う可能性がある。

オルタナティブ投資対象の大部分は、とりわけ法的枠組みや監督制度がEU加盟国とは比較にならない国に所在している。

オルタナティブ投資商品は、変動が非常に大きくなるおそれがある世界中の様々な資本市場および金融商品に投資する。政情不安、財政政策、外国為替の制約または海外所有に関する法律の変更が、オルタナティブ投資対象により得られるコミットメントの価値および収益に悪影響を及ぼすおそれもある。

オルタナティブ投資対象およびオルタナティブ投資対象に投資しているファンドの受益証券に関しては、流動性のある市場は存在しないことがあり、その結果、かかる受益証券の評価および受益証券の売買は困難となるおそれがある。この点に関する特別な理由の一つとして、不利な取引価格を招く可能性があるプレミアムおよび割引が挙げられる。したがって、一定の状況においては、資産価値とかけ離れた売買価格を認めざるを得ない。さらに、個々のオルタナティブ投資対象は、評価が困難なまたは非流動的な投資商品を購入するため、価格変動リスクだけでなく、クレジット・リスクおよび収益リスクを伴い、これらのリスクは重大なものになる可能性がある。

オルタナティブ投資商品は、空売りを行う場合がある。空売りは、ポジションが決済されるまで原資産の価額が無制限に上昇するため、理論上無制限の損失リスクを伴う。オルタナティブ投資商品は、追加投資（以下「レバレッジ」という。）を行うために借入れを行っている可能性もある。ただし、オルタナティブ投資商品は、借入れによってだけでなく、デリバティブ商品の利用によってもレバレッジを達成することができる。したがって、原資産となる商品の不正確な評価または非流動的な市場は、結果的に、対象ファンドのパフォーマンスおよび本投資法人の関連するサブ・ファンドに悪影響を及ぼすおそれがある。

b. 投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理する全ての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはUBSの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行

される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(改訂済)の下で認められたコミットメント・アプローチにより管理している。

c. 投資リスクの変更

本書提出日現在、上記投資リスクに関して重要な変更はない。

d. 重要事象等

ファンドが将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他ファンドの経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大2.50%とする。

b. 日本国内における申込手数料

2019年12月1日以降、投資証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はない。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

本投資法人は、クラスP - a c c 投資証券およびクラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 投資証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ

- バランスド(米ドル)

上限定率報酬(上限管理報酬)

クラスP - a c c 投資証券	年率1.980%(年率1.580%)
クラス(日本円・ヘッジ)P - a c c 投資証券	年率2.030%(年率1.620%)

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための費用が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

有効に適用される上限定率報酬については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2020年10月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドの報酬は以下のとおりである。

- バランスド(米ドル)	3,636,675.61米ドル
--------------	-----------------

(4)【その他の手数料等】

上限定率報酬は、本投資法人の資産にも請求される以下の報酬および追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価格の計算」の項に基づくスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に支払われる一切の手数料。

- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびに法律によって許可されるファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われる一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、主要な投資家向け資料(「K I I D」)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、外国の監督官庁に支払う手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されているおよび/または本投資法人の総費用率(T E R)の開示において考慮される。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

また、本投資法人は、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を有していない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

特定のサブ・ファンドに割り当てられるすべてのコストは当該サブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券のクラスに帰属するコストは当該投資証券のクラスに請求される。ただし、コストが複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

特定の手数料および費用は、既存のファンドに投資を行う場合には二回、またはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズに投資を行う場合には三回発生する可能性がある(例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料、管理報酬/投資顧問報酬ならびに投資が行われるUCIおよび/またはUCITSの発行/買戻手数料)。そのような手数料の支払および費用は、対象ファンドおよびファンド・オブ・ファンズの段階で請求される。

サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売手数料を考慮し、全ての適用される運用報酬を除いて、最大で3%(ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズには最大で4.5%)である。

サブ・ファンドが、管理会社により直接、または管理会社の委託先により、または共同運用もしくは支配を通じて、または多額の直接的もしくは間接的な保有を通じて管理会社と関係する別の会社によ

り、運用されるファンドの受益証券に投資する場合、かかる対象ファンドの受益証券に関連するサブ・ファンドの投資に、発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

2020年10月末日に終了する会計年度中のサブ・ファンドのその他の費用は以下のとおりである。

- バランスド(米ドル) 94,913.14米ドル

(5) 【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(1) 投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

(3) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。

日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人投資主については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。

(5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(3)における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益(譲渡価額(みなし配当額を除く)から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。管轄の税務当局が投資者の課税上の地位を変更した場合には、F、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - XおよびU - Xクラスのすべての投資証券について、0.05%の税率で課税される可能性がある。

付与される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

投資者は現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または日常の居所を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前住所を有しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

上記は財務上の効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。投資証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する投資証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

情報自動交換 - F A T C A および共通報告基準

ルクセンブルグ籍の本投資法人は、その投資家および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定（および場合に応じて将来締結される可能性があるその他の協定）などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「F A T C A」と総称する。）に基づき、本投資法人は、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「I G A」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けることを確保するために設けられた徹底的なデューディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。本投資法人は、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。I G Aに従い、本投資法人は「遵守（Compliant）」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルグの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構（OECD）は、F A T C Aの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準（以下「C R S」という。）を策定した。C R Sの下では、参加C R S法域に設立された金融機関（本投資法人等）は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加C R S法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加C R S法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、C R Sを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるC R S上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がF A T C AおよびC R Sに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供し、これらの情報を常に最

新の状態に維持する義務を負っている。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルクの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が本投資法人に提供しなかった場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確実にするため、投資者の本投資法人における持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適格な税務アドバイザーに相談する必要がある。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、()米国内の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に關して命令または判決を発行することを授權されている場合、または()一または複数の特定米国人が信託または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に關してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民または米国居住者、およびパートナーシップもしくは会社の形態を有する、米国でまたは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立された法人もしくは信託を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

DAC6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに關連する税務分野における強制的な自動情報交換に關する規則を導入する理事会指令(EU) 2018 / 822 (以下「DAC6」という。) が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに關する包括的かつ關連する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC6に基づく約定は2020年7月1日までは適用されないが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの通知が必要な場合がある。同指令はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(關係する仲介業者および關係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元を特定するアレンジメントおよび情報に關する詳細事項を含む。) に關する情報を、關連する現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、本投資法人は、報告要件の対象であるクロスボーダー・アレンジメントに關して知っているか、所有しているか、または、管理下にある情報を、権限を有する税務当局に開示することを法律によって義務付けられる可能性がある。この法律は、必ずしも濫用的租税回避であるとは限らないスキームにも關係する可能性がある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(バランスド(米ドル))

(2021年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	125,940,805.37	70.33
	アイルランド	14,270,435.76	7.97
	ジャージー	18,977.69	0.01
	小計	140,230,218.82	78.31
債券	アメリカ合衆国	14,201,670.05	7.93
	オランダ	745,169.95	0.42
	カナダ	670,507.70	0.37
	大韓民国	651,178.83	0.36
	ルクセンブルグ	534,024.64	0.30
	ドイツ	456,161.58	0.25
	クウェート	446,500.00	0.25
	国際機関	376,094.25	0.21
	オーストラリア	302,475.60	0.17
	カタール	228,500.00	0.13
	フランス	222,700.84	0.12
	アラブ首長国連邦	216,700.00	0.12
	日本	212,532.00	0.12
	フィリピン	153,841.07	0.09
	ノルウェー	146,986.16	0.08
	小計	19,565,042.67	10.93
その他証券	アイルランド	12,307,440.00	6.87
	小計	12,307,440.00	6.87
オプション (標準型)	ドイツ	55,329.86	0.03
	アメリカ合衆国	- 15,390.00	- 0.01
	小計	39,939.86	0.02
ポートフォリオ合計		172,142,641.35	96.13
現金・その他資産		6,925,821.31	3.87
資産総額		179,068,462.66	100.00
負債総額		903,557.43	0.50
合計(純資産総額)		178,164,905.23 (約18,930百万円)	99.50

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(バランスド (米ドル))

(2021年 2 月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	利率 (%)	満期 (年 / 月 / 日)	数量 / 額面 (1,000)	取得金額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
								単価	金額	単価	金額	
1	UBS(LUX) INST FUND-KEY SEL. GLOBAL EQUITY FA- USD	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.49	18,220.0264	8,982,473.03	32,107.5300	15,829,012.29	8.84
2	UBS(LUX)EQUITY FUND - GLOBAL SUSTAINABLE(USD) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	1.11	10,259.4310	11,336,671.23	14,074.6100	15,552,444.05	8.69
3	UBS(LUX)EQUITY SICAV- GLOBAL QUANTITATIVE(USD) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.86	12,407.1526	10,614,207.35	17,724.9000	15,163,492.43	8.47
4	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLOBAL OPPORTUNITY(USD) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	1.30	9,714.3702	12,609,252.54	11,378.2700	14,768,994.46	8.25
5	UBS(LUX)BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U X ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	1.18	10,590.7552	12,539,454.10	12,198.7400	14,443,308.16	8.07
6	STAR COMPASS PLC/UBS DYNMC DIVERSIFIED LTD NOTE DUE 31.03.21	アイルランド	その他 証券	金融、投資 その他 持株会社	-	2021/ 3 / 31	7,600.00	1.2232	9,295,991.82	1.6194	12,307,440.00	6.87
7	UBS(LUX)EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.25	26,336.6308	6,663,167.58	40,175.2300	10,164,333.19	5.68
8	ISHARES MSCI USA ESG SCREENED UCITS ETF UNHEGDED USD-CAP	アイルランド	投資 信託	-	-	-	1,352.19	7.5231	10,172,683.16	7.4910	10,129,277.76	5.66
9	UBS(LUX)KSS - MULTI STRATEGY ALTERNATIVES(EUR) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.48	15,051.0951	7,209,474.56	17,021.8821	8,153,481.52	4.55
10	MANAGER OPP ACCESS-RISK PARITY STRATEGIES FUND USD Q-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	56.55	111.3787	6,298,870.61	130.7300	7,393,258.66	4.13
11	UBS(LUX) INSTITUTION SICAV-EQUITIES GLB(EX USA) PASSIVE XA	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	54.19	102.1406	5,534,488.36	115.5000	6,258,367.50	3.49
12	UBS(LUX)EMERGING ECONOMIES FUND- GLOBAL BONDS(USD) -U-X ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.38	12,611.7980	4,817,706.85	14,238.0200	5,438,923.64	3.04
13	UBS(LUX)BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	0.25	16,300.8744	4,146,926.14	21,285.9900	5,415,134.57	3.02
14	ISHRS III PLC- MSCI WORLD SML CAP UCITS ETF- UNHDG USD-ACC	アイルランド	投資 信託	-	-	-	602.00	6.1767	3,718,373.40	6.8790	4,141,158.00	2.31
15	UBS(LUX)BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD)-I-X-DIS	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	33.11	104.8219	3,470,653.71	111.9600	3,706,995.60	2.07
16	UBS(LUX)BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR)I-X-ACC	ルクセンブルグ	投資 信託	-	-	-	21.45	148.4199	3,183,309.15	169.7985	3,641,837.84	2.03
17	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 20-15.01.30	アメリカ合衆国	債券	-	0.1472	2030/ 1 / 15	760.00	1.0894	827,918.17	1.1055	840,144.88	0.47
18	AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15.04.29	アメリカ合衆国	債券	-	6.1356	2029/ 4 / 15	370.00	2.2197	821,291.10	2.2425	829,738.69	0.46
19	AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15.07.23	アメリカ合衆国	債券	-	0.4194	2023/ 7 / 15	680.00	1.1463	779,471.62	1.1961	813,355.14	0.45
20	AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.07.22	アメリカ合衆国	債券	-	0.1415	2022/ 7 / 15	690.00	1.1436	789,103.67	1.1775	812,475.34	0.45

21	AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15.07.25	アメリカ合衆国	債券	-	0.4116	2025/ 7 /15	670.00	1.1198	750,283.10	1.2102	810,814.03	0.45
22	AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15.01.26	アメリカ合衆国	債券	-	0.6847	2026/ 1 /15	660.00	1.1484	757,934.50	1.2228	807,075.70	0.45
23	AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 17-15.01.27	アメリカ合衆国	債券	-	0.4041	2027/ 1 /15	675.00	1.1523	777,819.32	1.1954	806,892.73	0.45
24	AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15.01.25	アメリカ合衆国	債券	-	3.2796	2025/ 1 /15	495.00	1.5457	765,140.53	1.6190	801,420.64	0.45
25	AMERICA, UNITED STATES OF 0.750%/CPI LINKED 18-15.07.28	アメリカ合衆国	債券	-	0.7777	2028/ 7 /15	670.00	1.1710	784,557.87	1.1916	798,405.38	0.45
26	KUWAIT INTERNATIONAL GOVT BOND-REG-S 3.50000% 17-20.03.27	クウェート	債券	-	3.5000	2027/ 3 /20	400.00	1.0402	416,096.00	1.1163	446,500.00	0.25
27	AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.08.27	アメリカ合衆国	債券	-	2.2500	2027/ 8 /15	325.00	1.1225	364,804.97	1.0772	350,085.94	0.20
28	AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.11.27	アメリカ合衆国	債券	-	2.2500	2027/11/15	320.00	1.1259	360,299.09	1.0768	344,575.00	0.19
29	AMERICA, UNITED STATES OF 5.37500% 01-15.02.31	アメリカ合衆国	債券	-	5.3750	2031/ 2 /15	240.00	1.4898	357,540.52	1.3782	330,778.12	0.18
30	TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.60000% 17-11.01.22	アメリカ合衆国	債券	金融、投資 その他 持株会社	2.6000	2022/ 1 /11	300.00	1.0018	300,540.00	1.0195	305,848.77	0.17

【投資不動産物件】

該当事項なし(2021年2月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2021年2月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

(バランズド(米ドル))

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)		1口当たり 純資産価格 (クラス(日本円・ ヘッジ)P - a c c 投資証券)
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円	円
2011年10月末日に 終了する 会計年度末	101,201	10,753	99,141	10,534	11.31	1,202	-
2012年10月末日に 終了する 会計年度末	85,927	9,130	85,796	9,116	11.92	1,267	-
2013年10月末日に 終了する 会計年度末	91,397	9,711	91,057	9,675	13.25	1,408	-
2014年10月末日に 終了する 会計年度末	182,334	19,373	181,343	19,268	14.03	1,491	-
2015年10月末日に 終了する 会計年度末	244,051	25,930	243,753	25,899	14.10	1,498	9,732
2016年10月末日に 終了する 会計年度末	269,148	28,597	267,815	28,455	14.19	1,508	9,738
2017年10月末日に 終了する 会計年度末	289,751	30,786	286,719	30,464	15.76	1,675	10,675
2018年10月末日に 終了する 会計年度末	265,541	28,214	265,215	28,179	15.45	1,642	10,240
2019年10月末日に 終了する 会計年度末	208,744	22,179	207,990	22,099	16.29	1,731	10,504
2020年10月末日に 終了する 会計年度末	178,380	18,953	176,862	18,792	16.40	1,743	10,408
2020年3月末日	169,696	18,030	164,384	17,466	14.36	1,526	9,158
4月末日	173,134	18,395	172,416	18,319	15.17	1,612	9,659
5月末日	179,228	19,043	176,012	18,701	15.62	1,660	9,945
6月末日	179,250	19,045	178,937	19,012	15.92	1,692	10,131
7月末日	184,019	19,552	183,814	19,530	16.37	1,739	10,406
8月末日	188,407	20,018	188,251	20,002	16.84	1,789	10,704
9月末日	182,712	19,413	182,577	19,399	16.59	1,763	10,536
10月末日	178,380	18,953	176,862	18,792	16.40	1,743	10,408
11月末日	185,677	19,728	182,768	19,419	17.50	1,859	11,112

12月末日	182,488	19,389	181,721	19,308	18.03	1,916	11,438
2021年1月末日	181,297	19,263	180,651	19,194	18.04	1,917	11,437
2月末日	179,068	19,026	178,165	18,930	18.29	1,943	11,593

(注) クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券は2015年6月2日に設定された。

ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。

同取引所での実質的な取引実績はない。

【分配の推移】

バランスド(米ドル)

クラス P - a c c 投資証券

クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券

該当事項なし

【自己資本利益率(収益率)の推移】

(バランスド(米ドル))

会計年度	収益率(%)	
	(クラス P - a c c 投資証券)	(クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券)
2011年10月末日に終了する会計年度末	- 0.62	-
2012年10月末日に終了する会計年度末	5.39	-
2013年10月末日に終了する会計年度末	11.16	-
2014年10月末日に終了する会計年度末	5.89	-
2015年10月末日に終了する会計年度末	0.50	- 2.68
2016年10月末日に終了する会計年度末	0.64	0.06
2017年10月末日に終了する会計年度末	11.06	9.62
2018年10月末日に終了する会計年度末	- 1.97	- 4.07
2019年10月末日に終了する会計年度末	5.44	2.58
2020年10月末日に終了する会計年度末	0.68	- 0.91

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

ただし、最初の会計年度については、1口当たり当初発行価格(バランスド(米ドル)クラス P - a c c 投資証券については10.00米ドルおよびクラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券については10,000円)以下同じ。

第2【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法律上の譲渡はすべて投資主名簿に登録される。投資主名簿における記載は、記名投資証券の所有権の証拠となる。本投資法人は、保有されている投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる文書が本投資法人に引渡された場合、または譲渡の宣言が投資主名簿に記載され、これに譲渡人および譲受人または当該行為を授權された者が日付を付して署名した場合、効力を発生する。

投資主は、通知送付先住所を、本投資法人の登記上の事務所に通知しなくてはならない。住所に変更があった場合も同様とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

(2) 投資主総会

年次投資主総会は、本投資法人の登記上の事務所もしくは総会の通知書に明記するルクセンブルグ内の他の場所において、毎年2月20日の14時(2012年より毎年4月20日の14時)に、ルクセンブルグの法律に基づき開催される。当日がルクセンブルグにおける法定休日である場合には、翌営業日に開催される。追加の臨時投資主総会は、総会通知に明記する場所および日時において開催される。取締役会がその絶対的裁量により決定する特別な事情がある場合には、投資主総会を外国で開催することができる。

いかなるサブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドのいかなる投資証券クラスの各投資証券も、ルクセンブルグ法および定款の規定に従い、一議決権を行使することができる。投資主は、投資主総会において、書面またはファクシミリ、郵便もしくはその他の類似通信手段による委任状(以下「委任状」という。)により他の者(以下「代理人」という。)を任命してかかる権利を行使することができる。当該者は、投資主である必要はなく、また本投資法人の取締役または任命された役員であっても認められる。

法律または定款に異なる定めがある場合を除き、投資主総会における決議は、代理を含む出席投資主の議決権の単純多数決によりなされる。

(3) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- () 1986年米国内国歳入法(改正済)第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- () 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人(連邦規則集第17編第230.902(k)条)
- () 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者(連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条)
- () 1940年米国投資顧問法(改正済)ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- () 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第二部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2004年3月5日	本投資法人の設立
2004年3月15日	本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
2005年11月28日	定款の修正
2011年6月10日	定款の修正

2【役員の状況】

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・シュティンガー (Robert Süttinger)	チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ) マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ) マネージング・ディレクター	該当なし
トビアス・マイヤー (Tobias Meyer)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ) エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はアーンスト・アンド・ヤング・エス・エイ(Ernst & Young S.A.)である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、ルクセンブルグの会社法、特に1915年8月10日の商事会社に関する法律(改正済み)(以下「1915年8月10日法」という。)の下で変動資本を有する会社型投資信託として設立され、2010年法の下で投資信託としての資格を有している。

また、本投資法人は、2010年法、勅令、金融監督委員会(Commission de Surveillance du Sector Financier)(「CSSF」)の通達に従っている。

b. 準拠法の内容

1915年8月10日法

1915年8月10日法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAVの)管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

イ. 会社設立の要件(1915年8月10日法第420条の1)

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

ロ. 定款の必要的記載事項(1915年8月10日法第420条の15)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
 - () 会社の形態および名称
 - () 登録事務所の所在地
 - () 会社の目的
 - (v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
 - () 当初払込済の発行済資本の額
 - () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
 - () 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定
 - () 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
- (注) 1915年8月10日法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
 - () 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載
 - () 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
 - () 会社の存続期間
 - () 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

ハ．公募により設立される会社に対する追加要件(1915年8月10日法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

二．発起人および取締役の責任(1915年8月10日法第420条の19(2)および第420条の23(2))

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC(ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済)の規定を組み入れている。

イ．2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCITS(以下「パート 」という。)
- パート その他のUCI(以下「パート 」という。)
- パート 外国のUCI(以下「パート 」という。)
- パート 管理会社(以下「パート 」という。)
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)

を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ．欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パート ファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

ハ．2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合）は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつヨーロッパ共同体理事会の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、CSSFに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつCSSFが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、CSSFへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはCSSFに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、C S S F に提出されなければならない。C S S F は書類が適用ある法律、勅令、通達に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S F に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S F に直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S F が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をC S S F に提出しなければならない。

5【その他】

a . 定款の変更

本投資法人の定款は、本投資法人の投資主総会により適用を拡大するかまたはその他の方法で変更することができる。変更は、1915年8月10日法に規定される定足数および過半数の要件に従わなければならない。

b . 事業譲渡または事業譲受

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 () 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併」を参照のこと。

c . 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d . 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（ ）純資産価格の計算」の項に従って計算する。

別途定義されない限り、投資額の2.5%を上限とする発行手数料が控除（または追加で徴収）され、サブ・ファンドの投資証券の販売に関わる販売会社および／または金融取次機関に支払われることがある。発行手数料の計算につき様々な方法がとられることがある。

さらに、販売国で発生する租税、手数料またはその他の料金がかかる。追加情報は、各国の目論見書で参照することができる。

保管受託銀行および／または購入申込金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する申込価格の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。かかる投資証券クラスの申込みに関しては、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

投資証券はまた、地域で一般的な市場基準に従い貯蓄制度、支払制度または乗換制度を通じて購入申込みを行うことができる。さらに、この点に関する情報は、地域の販売会社に請求することができる。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日（以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。）の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。現地の支払事務代行会社は、最終投資者または名義人に代わり、必要な取引を行うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用は、投資者に請求することができる。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または当該通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

本投資法人はその裁量により一部または全部が現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物出資は関係するサブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、かかる現物による支払は本投資法人が選んだ監査人が評価を行う。発生する費用は関係する投資者に請求される。

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えを要求することはできない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

すべての発行されて存続する投資証券には同じ権利が付与されている。ただし、本投資法人の基本定款には特定のサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。

さらに、すべてのサブ・ファンド／投資証券クラスについて端株も発行することができる。端株は小数点以下第三位まで表示され、投資主総会における議決権は付与されない。ただし、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算する場合は、保有者は端数の投資証券により清算代金の分配または比例分配を受ける権利を認められる。

日本における販売手続等

2019年12月1日以降、投資証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はない。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

買戻注文は、本投資法人、管理事務代行会社、保管受託銀行、販売代行会社および支払代理人が受け付け、本投資法人に送付される。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または当該通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

サブ・ファンドの純資産総額に関し投資証券クラスの金額が、取締役会が決定した投資証券の経済効率の良好な運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載されるスイング・プライシングの原理が適用される。

異なる通貨で表示された複数の投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、投資主は、原則として、当該投資証券クラスの通貨でのみ買戻しの対価を受け取ることができる。

保管受託銀行および/または買戻し代金の支払いを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および買戻しが行われる投資証券クラスの表示通貨以外の通貨で支払いを行うことができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。かかる手数料ならびに各販売国で発生する可能性がある、例えば、取引銀行により徴収される一切の税金、手数料またはその他の費用は、該当する投資者に請求されるものとし、買戻し代金から差し引かれるものとする。上記にかかわらず、人民元（RMB）建ての投資証券に関する買戻し代金の支払いは、人民元（オフショア人民元）（CNH）でのみ行なわれるものとする。投資者は、人民元（オフショア人民元）（CNH）以外の通貨建ての買戻し代金の支払いを要求することはできない。

各販売国で発生する租税、手数料またはその他の料金（取引銀行により徴収されるものを含む。）がかかる。

販売会社のための追加の買戻手数料は徴収されない。

純資産価額の変化により、買戻価格が投資者が支払った価格を上回る場合もあれば、下回る場合もある。

買戻注文が大量に上った場合、または、本投資法人の投資証券の買戻しの結果としてオルタナティブ投資が純資産の30%を超えた場合、本投資法人は本投資法人の資産を過度の遅延なく売却するまで買戻注文の執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じファンド営業日（以下に定義する。）に受け取ったすべての買戻注文は同じ価格で処理される。

投資者の依頼により、本投資法人はその裁量により投資者に対し一部または全部が現物による買戻を受け付けることができる。かかる現物による支払は本投資法人が選んだ監査人が評価を行い、ファンドに残存する投資主に対して悪影響を及ぼしてはならない。発生する費用は関係する投資者に請求される。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、注文が注文日の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間13時（以下「締切時間」という。）までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

（注）販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

投資主は、いつでも、自己の投資証券を同一サブ・ファンド内の別の投資証券クラスの投資証券および/または別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えを行うことができる。乗換え注文には投資証券の発行および買戻しの手続と同じ手続が適用される。

投資主の既存の投資証券の乗換えによる投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$\alpha = \frac{\beta \times \chi \times \delta}{\varepsilon}$$

α = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

β = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

χ = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価格。

δ = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ表示通貨で評価されている場合、係数は1である。

ε = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

投資額にかかる上限発行手数料と同額の上限乗換え手数料が控除(または追加で徴収)され、サブ・ファンドの投資証券の販売に関わる販売会社および/または金融取次機関へ支払われる場合がある。保管受託銀行および/または乗換え支払金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および/または乗換えが行われる投資証券クラスの申込通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。手数料ならびにサブ・ファンドの乗換えに際して個々の国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの法定外休日ならびに一以上のサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日、またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を十分に評価することができない日、または、サブ・ファンドのパフォーマンスおよび純資産が1以上の指標に連動する場合で、その関連する指標が公表されない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算の停止、投資証券の販売、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われぬ。さらに、本投資法人はその裁量により購入注文を拒絶する権限を有する。

本投資法人は、売買タイミングや事後取引を含むがそれに限られない、投資主の利益を損なう可能性があるものとみなす取引を許可しない。本投資法人は上記の実務に関係すると判断した場合、購入または乗換えの申込みを拒絶する権利を有する。また、本投資法人は投資主を当該実務から保護するために必要とみなす措置を講じる権利を有する。

注文は、注文日の締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合に、その日の締切時間後に計算した純資産価額に基づいて処理される（以下当該計算を行った日を「評価日」という。）。

ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド営業日の関係するサブ・ファンドの前述の締切時間の1時間前に管理事務代行会社に受領されなければならない。

しかし、前述の特定した時刻より早い締切時間は、顧客に対し管理事務代行会社への正確な申込受付注文を保証するためにスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社およびその他の仲介機関において適用される。これらの情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、関係する販売会社およびその他の仲介機関で入手できる。各々のファンド営業日の締切時間後に管理事務代行会社に登録された注文については、翌ファンド営業日が注文日とみなされる。

上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えをする場合にも適用される。

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる（先渡し価格）。純資産価額は最新の知れている市場価格に基づいて計算される（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値を用いる）。適用される個々の評価原則は下記に記載される。

マーケット・メーカーおよび流通市場での取引

スイス証券取引所における「スポンサード・ファンド」分野へのサブ・ファンドの投資証券クラスの上場およびスイス証券取引所での投資証券の取引は、投資者に対して、本投資法人との間の直接的な投資証券の申込みおよび買戻しに加えて、流動性があり、規制された流通市場、すなわち証券取引所を通じた売買を可能とすることを目的としている。

マーケット・メーカーの仕事は、トレーディング・システムに売呼値と買呼値を入力することによって、取引される投資証券の市場を確保することである。一定の状況下では、流通市場でマーケット・メーカーと取引できる価格は、当該投資証券クラスの最終純資産価格とは異なる場合がある。マーケット・メーカーは、流通市場における売買注文を受け入れ、その注文は呼値価格で決済されるが、発行市場における申込みおよび買戻しは受け付けない。前述したように、発行市場に対する申込みおよび買戻しの注文は、依然として本投資法人に対して行わなければならない。

本投資法人のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが、スイス証券取引所に上場されているかどうかの詳細については、www.six-swiss-exchange.comで閲覧することができる。管理会社は、バンク・ジュリアス・ベア・アンド・カンパニー・リミテッドをマーケット・メーカーに任命している。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの関連する法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

よって、投資者は、購入申込みを受け付ける販売会社または販売代行会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売会社または販売代行会社は、投資者に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。個人に関しては、(販売会社もしくは販売代行会社または地方行政機関によって認証された)旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。販売会社または販売代行会社は、状況に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対しさらに追加書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対して上記の手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売代行会社または販売会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融防止に関するルクセンブルグ法またはE U法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの注文に関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売会社および販売会社の販売代行会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法(改正済)ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則(E U) 2016/679(以下「データ保護法」という。)の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細(住所または電子メールアドレスを含む。)、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質(ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および/または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ)(以下「個人データ」という。)が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人と契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行(すなわち、契約の履行)、本投資法人の正当な利益の保護および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、()投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、()顧客との関係を管理するため、()過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認ならびにルクセンブルグまたは外国の法令(F A T C AおよびC R Sに関する法令を含む。)により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、()適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、()本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、()マーケティング目的で使用する事ができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記()および()に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者(以下「受領者」という。)に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および/または代理人(以下「再受領者」という。)に提供することができ、当該代表者および/または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび/または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域(EEA)内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および/または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者(EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。)に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること(すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利)
- ・ 個人データの利用を制限すること(すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利)
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。)

- ・ 個人データを削除させること(すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利)
- ・ データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利)。

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L - 4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関する発行済投資証券の数で除して計算する。

ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためのみに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。かかる割合は、以下のとおり、分配および投資証券の発行または買戻しが行われる毎に変化する。

- P - d i s t クラス投資証券について分配が行われる場合、当該クラスの投資証券の純資産価額および申込みもしくは買戻し価格は、分配の金額分、低い金額となる(このため、P - d i s t クラスに帰属する純資産価額の割合は減少する。)。その他の投資証券のクラスの純資産価額は変わらず、それらのクラスに帰属する純資産価額の割合は増加する。
- 投資証券の申込みまたは買戻し毎に、対応する投資証券のクラスに帰属する純資産価額は適宜調整される。

各サブ・ファンドの資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 流動資産(現金および銀行預金、手形小切手、約束手形、前払費用、配当金および宣言済または発生済で未受領の利息のいずれの形式であっても)全額で評価されるが、当該評価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その真正価値を反映するために適切とみなされる減額を行った後にその評価が行われる。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は最新の入手可能な市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の入手可能な最新価格を適用する。
通常、証券取引所では取引されるものではなく、証券トレーダー間で流通市場が存在し市場標準に基づき価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場されていないが、定期的に運用され、公認され、公開されたその他の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されておらず、別の規定された市場でも取引されておらず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品(「店頭派生商品」)は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の原資産の市場価格に基づいて本投資法人とその監査人が認めた計算モデルを使って入手評価の妥当性を検証しなければならない。
- e) 譲渡性証券集合投資事業(「UCITS」)および/またはUCIの受益証券は最新の純資産総額で評価する。UCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、対象ファ

ンドのポートフォリオ・マネジャーまたは投資顧問会社から独立した信頼できるサービス提供会社からのかかる証券の価値の見積り(価値見積り)に基づいて評価することができる。

- f) オルタナティブ投資商品を構成する指数に連動するインデックス債(債務証券)は、市場基準に基づく直近で取得可能な価格(「公正価値」)で評価され、それは指数の構成要素について直近で取得可能な評価に基づいて行われる。現状において評価について報告書が取得可能であるため、インデックス債は、有効な評価がなされた報告書が取得可能な限り、報告書の記載をもとに評価される。
- g) 証券取引所で取引されていないまたは公開されている他の規制された市場で取引されていない短期金融商品は、関連するイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残余期間の金利にもっとも近似した金利が差し込まれる。このように計算されるため、金利は、原発行体を反映する信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整される。
- h) 関係するサブ・ファンドの表示通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける平均為替レート(売買価格の仲値)またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における平均為替レートで評価する。
- i) 定期預金および信託預金はその名目価値に経過利息を加えて評価する。
- j) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、該当の証券に依拠し、適用されるUBSの評価方針に基づき選択される。

異常な市況または事象のため、上記の基準が関連するサブ・ファンドの価値を正確に決定するために不適切であるか不可能であるとみなされた場合、本投資法人は、ファンドの資産全体または個別のサブ・ファンドについて、一時的に、本投資法人が誠実に決定し、監査法人により一般的に受け入れられて確認が可能なその他の評価基準を適用することができる。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる(スイング・プライシング)。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落(すなわち買戻しによる純流出)を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。

(c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、

(d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、() 見積もり税金費用、() サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および() サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売手の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

() 純資産価格の計算の停止、投資証券の販売、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は一以上のサブ・ファンドの純資産価格の計算、投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に中止することができる。

- 大部分の純資産の評価に使用される一箇所以上の証券取引所または純資産価額もしくは大部分の純資産の表示通貨の外国為替市場が通常の休日でない日に閉鎖し、もしくは取引が中止されている場合または上記の証券取引所もしくは市場が規制され、もしくは短期的に大幅に価格変動している場合。
- 本投資法人および/または管理会社の支配、責任または影響の及ばない出来事によって、投資主の利益に多大な損害を及ぼすことなく通常どおりに純資産を利用できない場合。
- 通信網の混乱またはその他の事象により、大部分の純資産を計算できない場合。
- 本投資法人が投資する一以上のファンドおよび投資法人が受益証券の買戻しを停止した場合
- 本投資法人の支配が及ばない政治的、経済的、軍事的その他の状況により、投資主の利益を重大に害することなく通常の状況の下で本投資法人の資産の処分ができない場合。
- 外国為替および資本変動に関する規制により、本投資法人が事業を行えない場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよび各サブ・ファンド間の乗換えの中止は、後記の「報告書を受領する権利」に記載されている方法で告知するものとする。

投資者が投資証券クラスの要件を満たさなくなった場合、本投資法人はさらに、当該投資者に以下を要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買戻しに関する規定に従い、30暦日以内に当該投資者の投資証券を返却すること。
- b) 当該投資者の投資証券を当該クラスの投資証券に係る上記取得要件を満たす者に譲渡すること。
- c) 当該投資者の投資証券を、その取得要件に適格な関連するサブ・ファンドの他のクラスの投資証券に転換すること。

さらに、本投資法人は、以下について権限を付与されている。

- a) 投資証券の購入依頼を自己の裁量において拒否すること。
- b) 排斥条項に違反して取得された投資証券を任意の時期に買い戻すこと。

(2) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3) 【存続期間】

本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。

(4) 【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年10月末日である。

(5) 【その他】

() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および多数決の要件に関する法律規定を満たす投資主総会は本投資法人を解散することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を解散するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が清算する場合、一名以上の清算人により終了される。投資主総会が清算人を任命し、清算人の報酬および権限の範囲を決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却して、当該サブ・ファンドの清算による正味収入を当該サブ・ファンドの投資主に分配する。清算工程の終了時点で投資主に分配できない清算収入は時効期間の満了までルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託される。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的な管理のため要求される価額より下落するかまたはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、本投資法人は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を決定が効力が生じる評価日または時間における純資産価格にて(投資対象の実際の換金レートおよび換金経費を考慮して)買い戻すことを決定することができる。

取締役会の権利にかかわらず、取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会において、サブ・ファンドが発行した投資証券を回収し、投資主に対して保有する投資証券の純資産価額を返還することにより、本投資法人の資本を減額することができる。純資産価額は上記の決定が効力を

発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって生じた代金および清算に起因する費用を織り込むものとする。

投資主総会または本投資法人の取締役会による投資証券の消却の決定は、「報告書を受領する権利」の項に記載される通り関係するサブ・ファンドの投資主に通知される。

買戻しのために投資主が提出しなかった換金される投資証券の純資産価額に相当する金額は、かかる投資証券に対する権利を有する者に代わって時効期間が経過するまでルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託される。

サブ・ファンドの合併またはサブ・ファンドと他のUCIとの合併

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドの投資証券の発行を取りやめ、別のUCIまたは別のサブ・ファンドの投資証券として指定することができる。前項の本投資法人の取締役会の権限をそこなわずに、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併の決定は「報告書を受領する権利」の項に記載される通り投資主に通知する。決定が公告されてから一か月以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、前記「第2 手続等 2 買戻し手続等」と題する項に記載するガイドラインに従って、買戻手数料またはその他の管理料金を支払わずに、その時点の純資産価格で買い戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、決定が有効となる日に計算した関係するサブ・ファンドの純資産価格に基づいて交換される。契約型投資信託として設立された投資ファンドの投資証券が割当てられる場合、上記の決定は割当てに賛成票を投じた投資主だけを拘束する。

本投資法人の総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、本投資法人または関係するサブ・ファンドの投資主の総会の定足数は要求されず、決定は総会に出席するまたは委任状による投資証券の単純多数によって承認されることができる。

() 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の特別決議によって行うことができる。

定款変更は、会社法第67条の1に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。

定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

総販売契約

総販売契約は、いずれの当事者も6か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。ただし、契約の各当事者は、他方当事者への書面による通知の30日以内に改善されなかった契約書に含まれる重要事項または重過失の違反の場合、相手方当事者への書面による通知でいつでも終了できる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() 苦情処理、議決権行使方針、報酬方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針、報酬方針および最良執行の手続に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

2【利害関係人との取引制限】

本投資法人および本投資法人の投資運用会社は、いずれも、投資主の損害において投資運用会社または第三者の利益を得ることを目的として行われる取引などの、投資主の利益保護と利害が相反すると認識される取引、または、ファンドの資産の運用に不利益であると認識される取引を行わない。

管理会社は、ファンドの管理に関連して発生する可能性のある利益相反がファンドおよびその投資家の利益に悪影響を与えることを防止することを目的として、かかる利益相反を特定するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとし、また、利益相反を特定、回避、管理および監視するためのあらゆる合理的な措置を講じるために、効果的な組織および管理措置を導入し、維持するものとする。

利益相反を適切に特定し、かつ、管理する目的で、管理会社は、以下を含む利益相反を処理するための方策を定める。

- 潜在的利益相反を特定する方法

- 組織的な防止措置、適切な管理および利益相反の開示に関する規定

管理会社は、既存のまたは潜在的な利益相反の可能性について詳細に記録し、かつ、かかる記録を定期的に更新するものとする。

管理会社は、利益相反が投資家の利益を損なうことを防止するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとする。管理会社は、利益相反が投資家の利益に悪影響を与える可能性を排除することができない場合、以下のウェブサイトにもその原因を開示しなければならない。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または(中間配当の場合には)取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散された場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

(e) 投資主総会における権利

本投資法人の適法に成立した投資主総会は、本投資法人の投資主全員を代表するものとする。定款に従ってその決議は、投資主により所有される投資証券のクラスにかかわらず、本投資法人の投資主全員を拘束するものとする。本投資法人の投資主総会は、1915年8月10日法に基づき、本投資法人の業務運営に関する行為につき命令し、実行し、または裁可する最大の権限を有する。

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律に基づき、毎年2月20日の14時(2012年より毎年4月20日の14時)(ルクセンブルグ時間)に本投資法人の登録上の事務所で開催される。2月20日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。他の投資主総会は、招集通知に記載ある日時およびルクセンブルグ内の場所で開催することができる。投資主総会は、議題に明記される通知により、取締役により招集され、ルクセンブルグの法律に基づき、メモリアルおよび取締役会の定める新聞に掲載される。

通知には、総会の場所および日時、出席要件、議題、定足数ならびに決議要件を明記する。1口につき1議決権が与えられる。書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファクシミリで代理人を選任することができる。年次投資主総会の決議は出席投資主の議決権の単純多数決による。適切な通知に基づき、取締役会が総会を招集することもある。特定のサブ・ファンドの権利に影響を及ぼす決議および投資主への配当金の宣言を行う場合は、その都度採決される。

(f) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人について、10月31日現在の年次報告書および4月30日現在の半期報告書が発行される。本投資法人の年次計算書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則(「ルクセンブルグGAAP」)に基づき、作成される。

上記報告書は、各サブ・ファンドの詳細を関連する会計通貨で記載する。本投資法人全体の連結資産の詳細は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から6か月以内に公表される年次報告書には、独立監査人により監査された年次計算書類が含まれる。

投資主は、本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において、これらの報告書を入手することができる。

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知はウェブサイト(www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications)上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、もしくは各販売国で法的に要求される場合、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

(a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および

(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することとを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (「管理会社」)

a. 資本金 (株主資本) の額

2021年2月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ (約17億円)

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ = 129.15円) による。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円金額表示はすべてこれによるものとする。

b. 事業の内容

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイの目的は、ルクセンブルグまたは外国の法律に基づく集合投資またはオルタナティブ投資ファンドの事業を設立、運営、促進、販売、管理および助言することである。

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (「投資運用会社」)

a. 資本金 (株主資本) の額

2021年2月末日現在の株主資本総額は、500,000スイスフラン (約5,867万円)

(注) スイスフランの円貨換算は、便宜上、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1スイスフラン = 117.34円) による。以下、別段の記載がない限り、スイスフランの円金額表示はすべてこれによるものとする。

b. 事業の内容

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (「投資運用会社」)

a. 資本金 (株主資本) の額

2021年2月末日現在の株主資本総額は、10,000,000スイスフラン (約12億円)

b. 事業の内容

ユービーエス・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) の目的は、銀行の運営である。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融、アドバイザリー、トレーディングおよびサービス業務に及ぶ。投資運用会社としては、主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

(2)【運用体制】

A. 管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役 (株主であるか否かを問わない。) から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

B．投資運用会社

本投資法人の取締役会は、本投資法人およびそのサブ・ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

投資運用会社は、管理会社の監督および責任のもとで、証券ポートフォリオの運用を委託されている。

管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用を、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）およびユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（以下「投資運用会社」という。）に委託している。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、資産の配分および投資戦略の事前選定業務を引受けている。

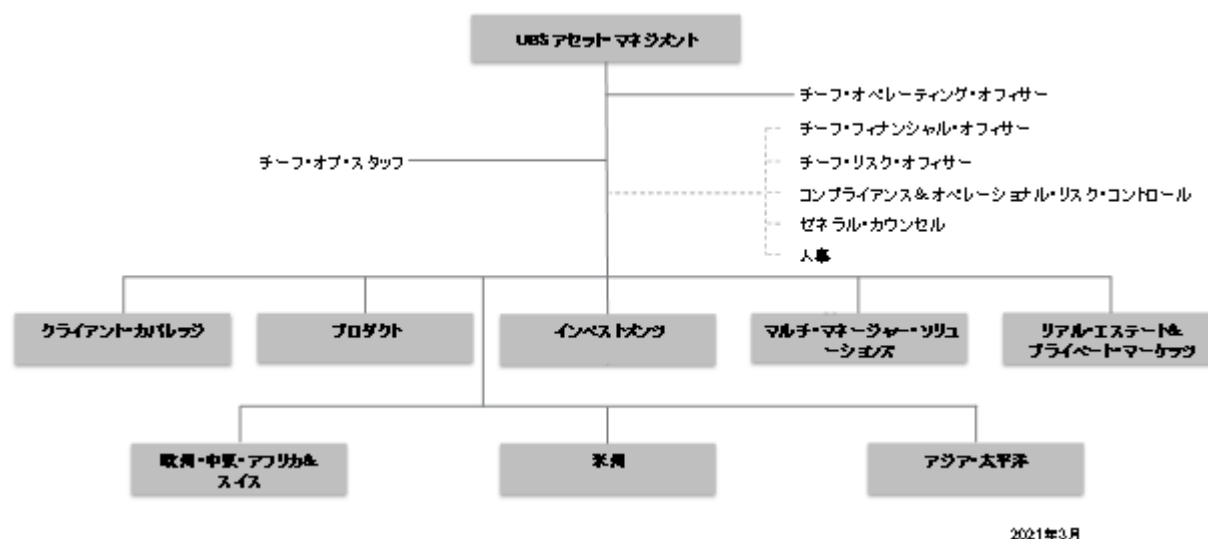
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、投資商品の選定に責任を負い、規定された投資制限に従って、投資決定を行うとともに、本書に関するすべての取引を実行する。

各資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

(イ) 投資運用体制(全投資運用)

ユービーエス・グループ・エイ・ジーの運用体制は、コーポレート・センターおよび4つの業務部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)からなる。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブは、UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)およびグローバル・ウェルス・マネジメント部門に属するユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)により合同運用される。



2020年12月末現在、UBS アセット・マネジメントは世界各地に約880名の運用のプロフェッショナルを配している。

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることが目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社のすべてのポートフォリオは、チームで一括して運用されている。投資運用会社は、このアプローチについて、投資チームの集積された経験に加え、グローバル・リサーチ・プラットフォームを最大限に活用するため、顧客の最善の利益に資するものであると考えている。同時に、このアプローチは、投資運用会社の投資専門家が退社を決意した場合であっても、適切なバックアップを確保するものでもある。

(ハ) 投資決定プロセス

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブは、UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(以下「UBS アセット・マネジメント」という。)およびユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)により合同運用される。戦略的かつ限定的な資産配分は、ファンドのリスクプロファイルおよび規制上・投資上の制限に従い、UBS グローバル・ウェルス・マネジメントのチーフ・インベストメント・オフィサーによる投資評価に基づいて行われる。実施に関しては、UBS アセット・マネジメントのもとで行われ、UBS アセット・マネジメントは、銘柄の選定、日常的なファンドの管理(フロー管理等)および連絡のやり取りについても責任を負う。

ストラテジー・ファンド・ファミリーは、顧客に対し、リスクプロファイルに応じた最善のリスク・リターン・プロファイルを提供することを目指す。

プロファイルの範囲は、債券のみに投資するものから、株式に特化したものまで、ファンドにより様々である。為替リスクの大部分は基準通貨に対してヘッジされるが、投資機会が見込まれる場合は、アクティブな通貨戦略が採用される。

バランスド・ファンドのプロファイルは、価格変動を好機と見る成長志向の投資家向けであり、投資ユニバースは、主に質の高い債券（政府や企業により発行されるもの）、株式およびコマーシャル・ペーパーで構成されている。エクストラ・ファンドは、オルタナティブ投資も行う。

リスク管理／リスク統制

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、ポートフォリオ・ガイドラインは別途監視されている。UBSコーポレート・センターの業務グループ内の権限を付与されたリスク管理部門は、グループのリスク担当最高責任者と緊密に連携し、ルクセンブルグ籍のUCITSファンドおよび類似の規制下にあるスイス籍のファンドに係る投資リスクの特定、評価、監視および報告につき責任を負う。

法務／コンプライアンス

法務／コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守についてポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

投資運用会社

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

(3) 【大株主の状況】

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

(2021年 2 月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・アセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、CH- 8001チューリッヒ、スイス	6,500	100

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(2021年 2 月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、CH- 8001チューリッヒ、スイス	5,000,000	100

ユービーエス・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(2021年 2 月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、CH- 8001 チューリッヒ、スイス	100,000,000	100

(4) 【役員の状況】

UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイ

(2021年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ヴァレンテ (André Valente)	チェアマン	UBS ファンド・マネジメント(スイス) エイ・ジー、バーゼル、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター/ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、デュドラ ンジュ、インディペンデント・ディレク ター	該当なし
クリスティアン・マウラー (Christian Maurer)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBS アセット・マネジメント・スイ ス・エイ・ジー、チューリッヒ、 プロダクト・マネジメント・ヘッド	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBS ファンド・マネジメント(ルク センブルグ) エス・エイ、ルクセンブ ルグ、チーフ・エグゼクティブ・オ フィサー	該当なし

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(2021年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ミーダーホフ・マーカス・ ジョアンヌ (Miederhoff Markus Johannes)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年6月20日就任	該当なし
ケッテラー・レト・ユー (Ketterer Reto U.)	ディレクター/ ボード・メンバー	2020年9月24日就任	該当なし
フォン・シャックマン・ ディエルク・ヨアヒム (von Schuckmann Dierk Joachim)	ヴァイス・チェアマン	2019年6月20日就任	該当なし
イヴァノビッチ・アレクサンダー (Ivanovic Aleksandar)	チェアマン	2020年9月24日就任	該当なし
スティラート・シャープ・ イボンヌ・シルビア (Stillhart Sharp Yvonne Silvia)	社外インディペンデント・ ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし
ビョーハイム・ジェイコブ (Bjorheim Jacob)	社外インディペンデント・ ディレクター	2019年6月20日就任	該当なし

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(2021年2月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有ユービーエス・グループ・エイ・ジー株式 (2019年12月31日現在)
ルーカス・ゲーヴィラー (Lukas Gähwiler)	チェアマン	2017年4月21日就任	非公開
ロジャー・フォン・メントレン (Roger von Mentlen)	ディレクター/ ボード・メンバー	2020年4月24日就任	非公開
フベルト・エミル・マルクス・アケーマン (Hubert Emil Markus Achermann)	ディレクター/ ボード・メンバー	2015年6月12日就任	非公開
ダニエル・ジェイ・クリティン (Daniel J. Crittin)	ディレクター/ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	非公開
クリスチャン・エッケハート・ブルーム (Christian Eckehard Bluhm)	ディレクター/ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	259,745株
ガブリエラ・フーバー (Gabriela Huber)	ヴァイス・ チェアマン	2015年6月12日就任	非公開

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

UBS ファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2021年2月末日現在、管理会社は以下のとおり、405本のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託/投資法人	364	538,555,619.52オーストラリア・ドル
			2,963,614,051.54カナダ・ドル
			14,931,265,949.26スイス・フラン
			10,382,233,353.13中国元
			715,933,910.44デンマーク・クローネ
			47,557,199,598.13ユーロ
			1,731,564,037.29英ポンド
			264,009,867.91香港ドル
			313,811,310,250.35日本円
			77,127,511.29シンガポール・ドル
			148,191,017,506.34米ドル
アイルランド	オープン・エンド型 投資信託/投資法人	41	479,726,878.25オーストラリア・ドル
			189,487,569.60スイス・フラン
			2,726,602,548.85ユーロ
			2,088,035,688.77英ポンド
			26,957,908,946.30米ドル

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

2021年1月末日現在、UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) は139本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS(Lux)Bond Sicav - Convert Global(EUR)	変動資本を有する 投資法人	2004年11月23日	4,726,002,671
2	UBS ETF Sicav - MSCI EMU UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2002年9月20日	3,795,805,172
3	UBS(Lux)Equity Sicav - Long Term Themes(USD)	変動資本を有する 投資法人	2016年1月28日	3,729,248,091
4	UBS(Lux)Money Market Fund - USD	契約型投資信託	1988年11月29日	2,966,104,732
5	UBS(Lux)Institutional Fund - Equities Europe(ex UK ex Switzerland)Passive II	契約型投資信託	2020年5月13日	2,244,758,872
6	UBS ETF Sicav - MSCI EMU Socially Responsible UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2011年8月18日	2,009,377,129

7	UBS(Lux)Equity Sicav - Global Emerging Markets Opportunity(USD)	変動資本を有する 投資法人	2008年9月25日	1,643,501,782
8	UBS ETF Sicav- MSCI Switzerland 20/35 UCITS ETF	変動資本を有する 投資法人	2013年10月31日	1,606,099,674
9	Focused Sicav - High Grade Long Term Bond USD	変動資本を有する 投資法人	2006年10月31日	1,587,484,167
10	UBS(Lux)Strategy Sicav - Systematic Allocation Portfolio Medium(USD)	変動資本を有する 投資法人	2017年5月31日	1,567,091,350

(注1) ー単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

2021年3月末日現在、ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は以下の107本のサブ・ファンドを運用している。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
スイス (ポートフォリオ・マネジャー)	オープン・エンド型 ファンド	7	22億スイスフラン
スイス (共同ポートフォリオ・マネ ジャー)	オープン・エンド型 ファンド	9	40億スイスフラン
ケイマン諸島 (ポートフォリオ・マネジャー)	ヘッジ・ファンド	5	56億スイスフラン
ルクセンブルグ (ポートフォリオ・マネジャー)	オープン・エンド型 ファンド	39	312億スイスフラン
ルクセンブルグ (共同ポートフォリオ・マネ ジャー)	オープン・エンド型 ファンド	45	202億スイスフラン
アイルランド (ポートフォリオ・マネジャー)	ヘッジ・ファンド	2	8億スイスフラン

(注1) 一部のファンドについては、ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、管理会社の選定およびアセット・アロケーションについてのみ責任を負っている。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

UBSヨーロッパSEの資本金は、2021年2月末日現在、446,001,000ユーロ(約576億円)である。なお、UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS(ルクセンブルグ)エス・エイがUBSドイツランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社(Societas Europaea)の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE(「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2021年2月末日現在、416,513,837ユーロ(約538億円)

b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、欧州会社(Societas Europaea)であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則(EC)2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動(投資会社のものを含む)に従事することである。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「元引受会社」)

a. 資本金の額

2021年2月末日現在、500,000スイスフラン(約5,867万円)

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

UBS証券株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2021年2月末日現在、321億円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2) 【関係業務の概要】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2010年法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、ルクセンブルグ法に規定された本投資法人の運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、本投資法人の口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS証券株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

(3) 【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本文の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス投資証券以外のクラス投資証券も存在するが、本書においては下記のクラス投資証券に関する部分のみを抜粋して日本文に記載している。
- バランスド(米ドル)
 - クラスP - a c c 投資証券
 - クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2020年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

純資産計算書

	2020年10月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	154,011,101.52	16,363,680
投資有価証券、未実現評価(損)益	18,329,303.98	1,947,489
投資有価証券合計(注1)	172,340,405.50	18,311,168
現金預金、要求払預金および預託金勘定	696,991.05	74,055
その他の流動資産(マージン)	3,699,139.07	393,034
有価証券売却未収金(注1)	775,467.60	82,393
有価証券に係る未収利息	83,651.84	8,888
流動資産に係る未収利息	594.76	63
その他の未収金	114,745.19	12,192
先渡為替契約未実現利益(注1)	669,496.39	71,134
資産合計	178,380,491.40	18,952,927
負 債		
金融先物未実現損失(注1)	(577,957.11)	(61,408)
当座借越	(314,945.53)	(33,463)
当座借越に係る未払利息	(193.35)	(21)
買戻未払金	(444,009.20)	(47,176)
定率報酬引当金(注2)	(142,649.67)	(15,157)
年次税引当金(注3)	(2,073.40)	(220)
その他の手数料および報酬引当金(注2)	(36,453.43)	(3,873)
引当金合計	(181,176.50)	(19,250)
負債合計	(1,518,281.69)	(161,317)
期末現在純資産	176,862,209.71	18,791,610

注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

U B S (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)

運用計算書

	自2019年11月 1 日 至2020年10月31日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	27,334.89	2,904
有価証券に係る利息	421,160.62	44,748
配当金	248,110.62	26,362
スワップに係る受取利息(注1)	23,096.14	2,454
貸付証券に係る収益(注13)	19,735.58	2,097
その他の収益(注4)	23,998.42	2,550
収益合計	763,436.27	81,115
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(3,749.28)	(398)
貸付証券に係るコスト(注13)	(7,894.23)	(839)
定率報酬(注2)	(3,636,675.61)	(386,397)
年次税(注3)	(27,987.28)	(2,974)
その他の手数料および報酬(注2)	(40,964.00)	(4,352)
現金および当座借越に係る利息	(14,318.35)	(1,521)
費用合計	(3,731,588.75)	(396,481)
投資純(損)益	(2,968,152.48)	(315,366)
実現利益(注1)		
無オプション市場価格証券	22,284,178.31	2,367,694
オプション	1,067,694.48	113,443
金融先物	6,810,044.89	723,567
先渡為替契約	6,934,683.15	736,810
スワップ	246,873.32	26,230
為替差益	15,187,705.27	1,613,694
実現利益合計	52,531,179.42	5,581,438
実現損失(注1)		
無オプション市場価格証券	(2,393,511.11)	(254,311)
オプション	(433,962.96)	(46,109)
金融先物	(10,228,515.70)	(1,086,780)
先渡為替契約	(8,164,735.70)	(867,503)
スワップ	(4,142.07)	(440)
為替差損	(15,107,668.26)	(1,605,190)
実現損失合計	(36,332,535.80)	(3,860,332)
当期実現純(損)益	13,230,491.14	1,405,740
未実現評価益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券	19,618,865.15	2,084,504
オプション	169,626.00	18,023
利回り評価証券および短期金融商品	260,722.19	27,702
金融先物	109,445.27	11,629
先渡為替契約	1,260,990.04	133,980
未実現評価益の変動合計	21,419,648.65	2,275,838
未実現評価損の変動(注1)		
無オプション市場価格証券	(32,959,963.73)	(3,501,996)
オプション	(216,031.55)	(22,953)
利回り評価証券および短期金融商品	(259,698.07)	(27,593)
金融先物	(863,456.32)	(91,742)
スワップ	(173,999.01)	(18,487)
未実現評価損の変動合計	(34,473,148.68)	(3,662,772)
運用の結果による純資産の純増(減)	176,991.11	18,805

注記は当財務書類と不可分のものである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

純資産変動計算書

	自2019年11月 1 日 至2020年10月31日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	207,990,422.50	22,098,982
発行額	7,063,391.68	750,485
買戻額	(37,602,604.54)	(3,995,277)
純発行(買戻)合計	(30,539,212.86)	(3,244,791)
支払配当金	(765,991.04)	(81,387)
投資純(損)益	(2,968,152.48)	(315,366)
実現利益合計	52,531,179.42	5,581,438
実現損失合計	(36,332,535.80)	(3,860,332)
未実現評価益の変動合計	21,419,648.65	2,275,838
未実現評価損の変動合計	(34,473,148.68)	(3,662,772)
運用の結果による純資産の純増(減)	176,991.11	18,805
期末現在純資産	176,862,209.71	18,791,610

発行済投資証券数の変動表

	自2019年11月 1 日 至2020年10月31日
クラス P - a c c	(口)
期首現在発行済投資証券数	7,808,009.0820
期中発行投資証券数	149,230.3940
期中買戻投資証券数	(1,354,673.7050)
期末現在発行済投資証券数	6,602,565.7710
クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c	(口)
期首現在発行済投資証券数	430,473.5950
期中発行投資証券数	2,408.2050
期中買戻投資証券数	(48,400.1630)
期末現在発行済投資証券数	384,481.6370

注記は当財務書類と不可分のものである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

3 年度比較数値

	ISIN	2020年10月31日	2019年10月31日	2018年10月31日
純資産額 (米ドル)		176 862 209.71	207 990 422.50	265 214 828.71
クラス P - a c c	LU0200191152			
発行済投資証券数 (口)		6 602 565.7710	7 808 009.0820	10 516 839.0170
1 口当たり純資産価格 (米ドル)		16.40	16.29	15.45
1 口当たり発行・買戻価格 (米ドル) ¹		16.40	16.29	15.45
クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c	LU1152097959			
発行済投資証券数 (口)		384 481.6370	430 473.5950	586 088.3630
1 口当たり純資産価格 (日本円)		10 408.00	10 504.00	10 240.00
1 口当たり発行・買戻価格 (日本円) ¹		10 408.00	10 504.00	10 240.00

¹ 注記 1 を参照

パフォーマンス

	通貨	2019年 / 2020年	2018年 / 2019年	2017年 / 2018年
クラス P - a c c	米ドル	0.7%	5.4%	- 2.0%
クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c	日本円	- 0.9%	2.6%	- 4.1%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

本サブ・ファンドは、ベンチマークを用いていない。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

組入証券の構造

通貨別分類表	(純資産に対する百分率 %)	投資商品分類表	(純資産に対する百分率 %)
米ドル	90.58	投資信託、オープン・エンド型	79.58
ユーロ	6.86	投資信託証券	6.69
合計	97.44	ノート、固定利付債	4.05
		コモディティ証書	2.04
		財務省証券 (T - note)、変動利付債	2.03
		財務省証券 (T - note)、固定利付債	1.38
		中期債券、固定利付債	1.26
		債券、固定利付債	0.44
		中期債券、ゼロ・クーポン債	0.02
		指数に係るオプション、従来型	-0.05
		合計	97.44

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ

財務書類に対する注記

2020年10月31日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のとおり要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに対するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。

「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、()ルクセンブルグの個々の法定外休日、()関連サブ・ファンドが主に投資する各国の取引所の休業日、()関連サブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日、()その運用実績および純資産が主に一または複数の指数に基づくサブ・ファンドの場合、関連指数が公表されない日を含まない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに請求される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

- クラス「P-dist」投資証券に関して分配が行われる場合はいつでも、当該投資証券の純資産価額および発行価格ならびに買戻価格は、分配額が減額される。その結果、「P-dist」投資証券に割当てられる純資産価額の百分率は減少する。その他の投資証券クラスの純資産価額は変動しない。その結果、その他の投資証券に割当てられる純資産価額の百分率は増加する。
- 投資証券の各発行または買戻しに関して、当該投資証券クラスに帰属する純資産価額は、適切に調整される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において純資本の流入または流出をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少することがある(いわゆるシングル・スイング・プライシング)。最大調整額は、純資産価額の2%であった。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにファンドが投資する資産の見積評価スプレッドは、計算上考慮される。ファンドの全投資証券が純増する場合、調整は純資産価額の増加を導く。投資証券が純減する場合、調整は純資産価額の減少となる。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドの限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産または該当するサブ・ファンドの通貨の絶対量に関して1取引日における純増/純減について設けられる。この限界値が1取引日を超過した場合にのみ、純資産価額は調整される。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

期末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価格を表す。

b) 評価原則

- 流動資金（現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない）は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。

- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、既知の最終市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。

証券取引所において通常の取引が行われていない証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。

証券取引所に上場されていないが、規則的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における最終の入手可能価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立の価格提供業者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算方法によって検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／または集合投資事業（UCI）の受益証券は、その最終純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび／またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ運用会社または投資顧問会社から独立した信頼のおけるサービス提供会社によって提供される見積評価額に基づき評価される（見積評価額）。
- オルタナティブ投資商品により構成される指数連動のインデックス証書（債務商品）は、直近の入手可能な通常の時価（公正価値）で評価される。公正価値は、インデックスの構成要素の直近の入手可能な評価額に基づいている。推定評価に関する報告書が入手可能である場合には、インデックス証書は、有効な評価報告書が入手可能になるまで、当該推定報告書に基づき評価される。
- 証券取引所または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドを参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値（買呼値と売呼値の仲根）または、入手不能な場合は、当該通貨の最も代表的な為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立した評価を提供する。計算はすべての現金流出入額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内

部計算(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS 評価方針に基づき決定される。

特殊な状況または事象により、上記の基準によって該当するサブ・ファンドの評価を正確に判断することが不可能または不適切とみなされる場合、本投資法人は、本投資法人全体または個別のサブ・ファンドの資産に対して、誠実に決定され、かつ一般に認められるその他の適切な評価原則を一時的に適用する権利を有する。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。実現または未実現損益は、運用計算書に計上される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) スワップ

本投資法人は、その分野の取引において専門性を持つ一流金融機関を相手方とする場合、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

スワップ取引の評価額は、外部のサービス提供会社によって算出され、また二次的な独立した評価を他のサービス提供会社から入手することができる。計算は、現金の流入と流出の両方を含むすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合、内部計算(ブルームバーグから入手したモデルと市場データに基づく)および/またはブローカーの報告書による評価が使用されることがある。

評価方法は、各証券によって異なり、UBSの評価方針に従って決定される。かかる評価方法は、取締役会によって承認される。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価(損)益」の項目に反映される。

手仕舞いまたは満期到来により生じたスワップに係る損益は、運用計算書の「スワップに係る実現(損)益」として計上される。特別な状況により、決定された価格が、上記の規則に従って実行されていない、または不正確であると判明した場合、管理会社は、誠実に純資産価額の適切な評価を導くために、その他の一般に認められ、監査可能な評価基準を採用することが許可されている。

f) 証券の売却に係る実現純(損)益

証券の売却に係る実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得価額は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。本投資法人の2020年10月31日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2020年10月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ = 1.067643 スイスフラン

1 ユーロ = 1.164850 米ドル

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」として計上された時に、収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 - 定率報酬

本投資法人は、以下の表に表示されるサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

	上限定率報酬 (年率)	上限定率報酬 (年率) 名称に「ヘッジ」が付く 投資証券クラス
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.980%	2.030%

上記の定率報酬は、以下のとおり用いられるものとする。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオの管理および販売（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、支払取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されているその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から、本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率料率）。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」の項にて参照できる。

この報酬は「定率報酬」として運用計算書に表示される。

2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値スプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびに本投資法人の事務管理に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われ、かつ法律によって許可される一切のその他の報酬。
 - d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む）。

- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、KIID、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利により生じた費用(外部顧問報酬を含む)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求できる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、当該コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人のTERの開示において考慮される。

これらの手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書に表示される。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

販売手数料は、運用手数料から本投資法人の販売会社および資産運用会社に支払われる。

保管受託銀行および管理事務代行会社は、投資主の利益のためこれらが行う個別手配に係る費用の払戻しを受ける権利を有するが、かかる費用は本投資法人に対し直接請求されることもある。

定率管理報酬を有していない他のファンドのプロバイダーの報酬規定との一般的な比較可能性の目的のために、管理報酬の上限は、定率管理報酬の80%で設定している。

本投資法人の収益および資産に対し課せられる一切の税金、特に年次税("taxe d'abonnement")は、これもまた本投資法人が負担する。

個々のサブ・ファンドに正確に割当てられ得る費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。投資証券クラスに割当てられる費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド/投資証券クラスがその純資産額に比例して負担する。

特定の支払手数料および費用は、既存のファンドに投資を行う場合には複数回、またはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズに投資を行う場合には三回発生する可能性がある(例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行会社、管理報酬/投資顧問報酬ならびに投資が行われるUCIsおよび/またはUCITSの発行/買戻手数料)。そのような支払手数料および費用は、対象ファンドならびにファンド・オブ・ファンズの段階で請求される。

サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、適用されるパフォーマンス報酬を除き、最大3%(ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、

ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズに関しては、最高4.5%)とする。

管理会社もしくはその委託先により直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関連して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の本投資法人の純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されているが、機関筋の投資証券クラスに関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主に投資証券の発行および買戻取引から生じた収益で構成される。

注5 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、本投資法人の取締役会の提案により年次決算の終了後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が2010年12月17日付の法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配の支払は行われない。分配が行われる場合、支払は年度末後4ヵ月以内に行われる。

本投資法人の取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止することを決定する権利を有している。

注6 - 金融先物およびオプションに係る契約債務

2020年10月31日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物およびオプションに係る契約債務は、以下のように要約できる。

a) 金融先物

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	指数に係る金融先物			
	(購入)		(売却)	
- バランスド (米ドル)	13	494 676.18 米ドル	10	132 661.30 米ドル

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	債券に係る金融先物			
	(購入)		(売却)	
- バランスド (米ドル)	3	449 375.00 米ドル	7	787 296.91 米ドル

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

b) オプション

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	指数に係るオプション、従来型			
	(売却)			
- バランスド (米ドル)	4	000 874.28 米ドル		

注7 - ソフト・コミッション契約

2019年11月1日から2020年10月31日までの年度中に、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブのために締結された「ソフト・コミッション契約」はなく、「ソフト・コミッション」の金額は零である。

注8 - 総費用比率 (TER)

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション (SFAMA) の「TERの計算ならびに公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12カ月のTERは、以下のとおりである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	総費用比率 (TER)
- バランスド (米ドル) P - a c c	2.30%
- バランスド (米ドル) (日本円・ヘッジ) P - a c c	2.34%

運用期間が12ヵ月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用、利息費用、貸付証券費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注9 - ポートフォリオ回転率 (PTR)

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	ポートフォリオ回転率 (PTR)
- バランスド (米ドル)	114.36%

注10 - 取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2020年10月31日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならびに類似取引に関連する取引費用を負担した。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	取引費用
- バランスド (米ドル)	27 289.62 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注11 - 当期中の重要な事象

世界保健機関は、2020年3月11日にCOVID-19の感染拡大をパンデミックと宣言した。このウイルスが世界経済に与える影響について継続的な懸念があり、この不確実性の結果、本報告書における資産の評価額がこれらの資産の実際の売却額から大きく乖離する可能性がある。市場の大幅な調整や、ここ数か月の金融市場のボラティリティの高まりは、本投資法人の資産の将来の評価に大きな影響を与える可能性がある。取締役会および投資運用会社は、ウイルスの拡大を抑える政府の取り組み、ひいてはポートフォリオおよび本投資法人自体への経済的影響を継続して注視する。

本投資法人の財務書類を作成するに当たり、取締役会によってなされた継続企業の前提が不適切であるという証拠はない。

注12 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件

については、本投資法人および／または保管受託銀行は、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服せしめることを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳(すなわち、本投資法人および保管受託銀行によって承認されたもの)に自らが拘束されるものと認めることができる。

注13 - 店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を締結する場合、店頭取引相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下で店頭取引相手方が義務を果たさない(または履行できない)というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。店頭取引相手方、保管受託銀行または副保管受託銀行/コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、店頭取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部分を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券の貸付機関として行為する。

店頭派生商品*

店頭派生商品に投資するサブ・ファンドは、担保として以下に記載されるマージン勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現(損)益	受領担保
UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	12 477.67 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	283 842.34 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	-202.25 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	13 153.94 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	1 758.98 米ドル	0.00 米ドル
HSBC	-11 689.57 米ドル	0.00 米ドル
JPモルガン	-12 378.80 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	24 985.77 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	-41 007.93 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	261 871.40 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コープ	136 684.84 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付証券

U B S (L u x) ストラテジー ・エクストラ・シキャブ	2020年10月31日現在		2020年10月31日現在		
	貸付証券による		担保内訳(比率%)		
	取引相手方エクスポージャー				
	貸付証券 時価	担保(ユービーエス・ スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
- バランスド(米ドル)	4 840 668.16 米ドル	5 563 287.81 米ドル	29.17	70.83	0.00

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

U B S (L u x) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

2020年10月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡し替契約 / スワップに係る 未実現 (損) 益 (注1)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
コモディティ証書			
アイルランド			
USD INVESCO PHYSICAL GOLD ETC 11-31.12.2100	19 800.00	3 607 362.00	2.04
アイルランド合計		3 607 362.00	2.04
コモディティ証書合計		3 607 362.00	2.04
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD ALBERTA, PROVINCE OF 3.30000% 18-15.03.28	200 000.00	230 038.26	0.13
USD ALPHABET INC 1.99800% 16-15.08.26	150 000.00	160 043.38	0.09
USD APPLE INC 1.65000% 20-11.05.30	126 000.00	128 680.51	0.07
USD APPLE INC 2.20000% 19-11.09.29	200 000.00	213 695.26	0.12
USD APPLE INC 2.45000% 16-04.08.26	200 000.00	216 961.38	0.12
USD APPLE INC 2.90000% 17-12.09.27	200 000.00	222 857.94	0.13
USD APPLE INC 3.25000% 16-23.02.26	124 000.00	138 620.23	0.08
USD BERKSHIRE HATHAWAY FINANCE CORP 1.85000% 20-12.03.30	125 000.00	129 052.52	0.07
USD BERKSHIRE HATHAWAY INC 3.12500% 16-15.03.26	125 000.00	139 515.00	0.08
USD CHEVRON CORP 2.23600% 20-11.05.30	100 000.00	104 789.60	0.06
USD EQUINOR ASA 2.37500% 20-22.05.30	50 000.00	52 119.69	0.03
USD EQUINOR ASA 3.62500% 18-10.09.28	85 000.00	98 630.95	0.06
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.37500% 17-24.05.27	275 000.00	304 441.06	0.17
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 0.87500% 20-17.05.30	250 000.00	247 256.33	0.14
USD EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 2.50000% 15-10.05.21	200 000.00	202 062.50	0.11
USD EXXON MOBIL CORP 3.04300% 16-01.03.26	100 000.00	110 200.72	0.06
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 2.25000% 19-18.06.29	250 000.00	276 445.63	0.16
USD JOHNSON & JOHNSON 1.30000% 20-01.09.30	60 000.00	59 799.41	0.03
USD JOHNSON & JOHNSON 2.45000% 16-01.03.26	240 000.00	260 438.92	0.15
USD JOHNSON & JOHNSON 2.90000% 17-15.01.28	100 000.00	112 202.67	0.06
USD KOREA HYDRO&NUCLEAR POWER CO LTD-REG-S 3.12500% 17-25.07.27	200 000.00	219 875.00	0.12
USD KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 2.87500% 18-03.04.28	175 000.00	201 429.99	0.11
USD KUWAIT INTERNATIONAL GOVT BOND-REG-S 3.50000% 17-20.03.27	400 000.00	452 000.00	0.26
USD LANDWIRTSCHAFTLICHE RENTENBANK 0.87500% 20-03.09.30	80 000.00	78 705.93	0.05
USD MICROSOFT CORP 3.30000% 17-06.02.27	375 000.00	426 024.90	0.24
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 3.10000% 17-17.05.27	163 000.00	182 088.84	0.10
USD QATAR, STATE OF-REG-S 4.00000% 19-14.03.29	200 000.00	234 000.00	0.13
USD ROCHE HOLDINGS INC-REG-S 3.62500% 18-17.09.28	200 000.00	229 161.84	0.13
USD SHELL INTERNATIONAL FINANCE BV 2.87500% 16-10.05.26	200 000.00	220 892.88	0.13
USD STATE STREET CORP 2.40000% 20-24.01.30	56 000.00	60 905.64	0.03
USD TOTAL CAPITAL INTERNATIONAL SA 3.45500% 19-19.02.29	250 000.00	284 428.75	0.16
USD VISA INC 2.05000% 20-15.04.30	75 000.00	79 068.19	0.05
USD VISA INC 3.15000% 15-14.12.25	75 000.00	83 427.87	0.05
USD WALMART INC 3.05000% 19-08.07.26	150 000.00	167 897.85	0.10
USD WALMART INC 3.70000% 18-26.06.28	250 000.00	292 587.38	0.17
USD WESTPAC BANKING CORP 2.85000% 16-13.05.26	280 000.00	308 089.60	0.17
米ドル合計		6 928 436.62	3.92
ノート、固定利付債合計		6 928 436.62	3.92

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
中期債券、固定利付債			
米ドル			
USD ABU DHABI, EMIRATE OF-REG-S 3.12500% 20-16.04.30	200 000.00	222 500.00	0.13
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.75000% 18-19.01.28	170 000.00	193 064.44	0.11
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 1.75000% 19-19.09.29	150 000.00	159 774.78	0.09
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 1.87500% 16-27.10.26	100 000.00	107 310.35	0.06
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 2.50000% 17-22.11.27	150 000.00	167 456.55	0.09
USD JAPAN TOBACCO INC-REG-S 2.80000% 16-13.04.26	200 000.00	214 630.00	0.12
USD KOREA DEVELOPMENT BANK 1.75000% 20-18.02.25	225 000.00	233 092.78	0.13
USD MDGH - GMTN BV-REG-S 3.00000% 17-19.04.24	200 000.00	211 562.50	0.12
USD MDGH - GMTN BV-REG-S 2.87500% 20-21.05.30	200 000.00	212 375.00	0.12
USD QUEBEC, PROVINCE OF 7.50000% 99-15.09.29	100 000.00	151 671.92	0.09
USD TORONTO-DOMINION BANK 2.50000% 15-14.12.20	50 000.00	50 143.59	0.03
USD TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.60000% 17-11.01.22	300 000.00	307 852.56	0.17
米ドル合計		2 231 434.47	1.26
中期債券、固定利付債合計		2 231 434.47	1.26
債券、固定利付債			
米ドル			
USD BNG BANK NV-REG-S 2.37500% 16-16.03.26	100 000.00	108 953.00	0.06
USD BRITISH COLUMBIA, PROVINCE OF 2.25000% 16-02.06.26	100 000.00	108 604.76	0.06
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 0.87500% 20-14.05.30	100 000.00	98 770.39	0.06
USD MICROSOFT CORP 2.40000% 16-08.08.26	150 000.00	162 756.41	0.09
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 3.40000% 14-06.05.24	220 000.00	241 344.73	0.14
USD ONTARIO, PROVINCE OF 2.50000% 16-27.04.26	50 000.00	54 590.57	0.03
米ドル合計		775 019.86	0.44
債券、固定利付債合計		775 019.86	0.44
財務省証券(T-note)、固定利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 5.37500% 01-15.02.31	220 000.00	318 699.22	0.18
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.08.27	325 000.00	360 635.73	0.20
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.11.27	320 000.00	355 712.48	0.20
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.87500% 18-31.05.25	34 000.00	37 904.68	0.02
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.62500% 19-15.02.29	1 000.00	1 151.33	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.75000% 14-15.02.24	69 000.00	74 711.36	0.04
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.12500% 16-31.07.21	93 000.00	93 682.96	0.05
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 12-15.05.22	73 000.00	74 790.77	0.04
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.37500% 16-30.09.23	36 000.00	37 237.50	0.02
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.02.27	222 000.00	245 379.37	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 13-15.08.23	375 000.00	399 038.06	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 17-15.05.27	1 000.00	1 115.51	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.12500% 15-15.05.25	335 000.00	361 878.49	0.20
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 19-15.11.29	30 000.00	32 514.85	0.02
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 19-30.11.24	10 000.00	10 487.89	0.01
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.62500% 20-15.05.30	1 000.00	980.47	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.25000% 20-31.07.25	57 000.00	56 706.09	0.03
米ドル合計		2 462 626.76	1.38
財務省証券(T-note)、固定利付債合計		2 462 626.76	1.38

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
財務省証券(T-note)、変動利付債			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 12-15.07.22	320 000.00	369 095.66	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPI LINKED 20-15.01.30	360 000.00	397 081.84	0.22
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI INDEX 13-15.07.23	315 000.00	367 074.46	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 15-15.07.25	335 000.00	395 556.54	0.22
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPI LINKED 17-15.01.27	310 000.00	364 157.57	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPI LINKED 16-15.01.26	305 000.00	365 025.94	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.750%/CPI LINKED 18-15.07.28	310 000.00	366 108.03	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPI LINKED 11-15.01.21	125 000.00	148 735.97	0.08
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPI LINKED 04-15.01.25	285 000.00	452 460.73	0.26
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPI LINKED 99-15.04.29	160 000.00	359 425.02	0.20
米ドル合計		3 584 721.76	2.03
財務省証券(T-note)、変動利付債合計		3 584 721.76	2.03
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		19 589 601.47	11.07
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
ノート、固定利付債			
米ドル			
USD NESTLE HOLDINGS INC-144A 3.62500% 18-24.09.28	200 000.00	232 796.88	0.13
米ドル合計		232 796.88	0.13
ノート、固定利付債合計		232 796.88	0.13
中期債券、ゼロ・クーポン債			
米ドル			
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 0.00000% 00-01.05.30	45 000.00	39 333.67	0.02
米ドル合計		39 333.67	0.02
中期債券、ゼロ・クーポン債合計		39 333.67	0.02
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品合計		272 130.55	0.15
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品			
投資信託証券			
アイルランド			
USD STAR COMPASS PLC/UBS DYNMC DIVERSIFIED LTD NOTE DUE 31.03.21	7 600 000.00	11 829 400.00	6.69
アイルランド合計		11 829 400.00	6.69
投資信託証券合計		11 829 400.00	6.69
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品合計		11 829 400.00	6.69

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
UCITS / その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD SOURCE MARKETS PLC - MSCI USA SOURCE ETF-A	51 371.00	4 658 065.43	2.63
USD UBS (IRL) INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OPP-I-B USD	6 604.00	1 792 589.76	1.01
USD UBS(IRL)FUND SOLUTION PLC-MSCI USA SF UCITS SHS-A-ETF-ACC	51 096.00	4 635 429.12	2.62
USD UBS(IRL)FUND SOLUTIONS PLC-COMPOSITE SF-ACCUM SHS-A-USD- ETF	63 502.00	3 580 242.76	2.03
アイルランド合計		14 666 327.07	8.29
ジャージー			
USD UBS WEALTH MANAGEMENT-GLOBAL PROPERTY FUND LTD H-USD	10 785.30	87 379.25	0.05
ジャージー合計		87 379.25	0.05
ルクセンブルグ			
USD MANAGER OPP ACCESS-RISK PARITY STRATEGIES FUND USD Q-ACC	62 708.65	7 609 067.59	4.30
EUR UBS (LUX) BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR) I-X-ACC	23 610.00	3 605 251.40	2.04
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	270.40	5 463 490.21	3.09
USD UBS (LUX) BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD)-I-X- DIS	51 217.00	5 453 586.16	3.08
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U X ACC	1 187.00	14 380 457.52	8.13
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X ACC	655.00	9 028 637.90	5.10
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - GLOBAL SUSTAINABLE (USD) U-X-ACC	1 307.00	14 675 113.63	8.30
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLB EM OPP(USD)-U-X-ACC	269.00	8 790 672.52	4.97
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE (USD) U-X-ACC	978.49	14 264 216.75	8.07
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLOBAL OPPORTUNITY (USD) U-X-ACC	1 413.00	14 282 575.74	8.08
USD UBS (LUX) INST FUND-KEY SEL. GLOBAL EQUITY FA-USD	576.00	14 633 925.12	8.27
USD UBS (LUX) INSTITUTION SICAV-EQUITIES GLB (EX USA) PASSIVE XA	54 185.00	5 114 522.15	2.89
EUR UBS (LUX) KSS - MULTI STRATEGY ALTERNATIVES (EUR) U-X-ACC	560.00	8 682 104.17	4.91
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	1.00	11 214.45	0.01
ルクセンブルグ合計		125 994 835.31	71.24
投資信託、オープン・エンド型合計		140 748 541.63	79.58
UCITS/その他のUCIs合計		140 748 541.63	79.58
公認の証券取引所に上場されている派生商品			
指数に係るオプション、従来型			
ユーロ			
EUR EURO STOXX 50 INDEX CALL 3400.00000 18.12.20	95.00	5 311.72	0.00
EUR EURO STOXX 50 INDEX CALL 3725.00000 18.12.20	-95.00	-553.30	0.00
EUR EURO STOXX 50 INDEX PUT 3000.00000 18.12.20	-95.00	-163 888.57	-0.09
ユーロ合計		-159 130.15	-0.09
米ドル			
USD S&P 500 INDEX PUT 2300.00000 15.01.21	11.00	22 253.00	0.01
USD S&P 500 INDEX CALL 3450.00000 18.12.20	11.00	66 176.00	0.04
USD S&P 500 INDEX PUT 3000.00000 18.12.20	-11.00	-80 542.00	-0.05
USD S&P 500 INDEX CALL 3800.00000 18.12.20	-11.00	-3 201.00	0.00
USD S&P 500 INDEX PUT 3200.00000 15.01.21	11.00	185 900.00	0.11
USD S&P 500 INDEX PUT 2750.00000 15.01.21	-22.00	-130 724.00	-0.07
米ドル合計		59 862.00	0.04
指数に係るオプション、従来型合計		-99 268.15	-0.05
公認の証券取引所に上場されている派生商品合計		-99 268.15	-0.05
投資有価証券合計		172 340 405.50	97.44

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
派生商品			
公認の証券取引所に上場されている派生商品			
債券に係る金融先物			
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	-62.00	16 999.97	0.01
USD US LONG BOND FUTURE 21.12.20	20.00	-35 625.00	-0.02
債券に係る金融先物合計		-18 625.03	-0.01
指数に係る金融先物			
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 18.12.20	52.00	-168 215.99	-0.10
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 18.12.20	11.00	-101 478.37	-0.06
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 18.12.20	95.00	-561 401.20	-0.32
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 20.11.20	-27.00	37 461.45	0.02
USD S&P500 EMINI FUTURE 18.12.20	-31.00	156 940.00	0.09
AUD SPI 200 INDEX FUTURES 17.12.20	-15.00	1 053.38	0.00
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 17.12.20	-16.00	95 380.81	0.06
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 18.12.20	8.00	-3 095.00	0.00
JPY NIKKEI 225 (OSE) INDEX FUTURE 10.12.20	15.00	-34 436.58	-0.02
HKD HANG SENG INDEX FUTURE 27.11.20	-5.00	18 459.42	0.01
指数に係る金融先物合計		-559 332.08	-0.32
公認の証券取引所に上場されている派生商品合計		-577 957.11	-0.33
派生商品合計		-577 957.11	-0.33

先渡為替契約

購入通貨 / 購入額 / 売却通貨 / 売却額 / 満期日(日 - 月 - 年)

GBP	120 000.00	USD	155 828.28	8.1.2021	-593.63	0.00
GBP	130 000.00	USD	168 745.85	19.11.2020	-637.33	0.00
EUR	230 000.00	USD	270 925.05	8.1.2021	-2 577.31	0.00
USD	51 602.52	HKD	400 000.00	19.11.2020	22.81	0.00
EUR	240 000.00	USD	282 354.07	19.11.2020	-2 681.99	0.00
USD	51 590.63	HKD	400 000.00	8.1.2021	12.39	0.00
ILS	280 000.00	USD	82 790.93	19.11.2020	-585.76	0.00
ILS	270 000.00	USD	79 894.66	8.1.2021	-560.84	0.00
USD	1 900 390.47	JPY	200 273 600.00	19.11.2020	-15 768.90	-0.01
GBP	2 902 810.69	USD	3 761 397.94	8.1.2021	-6 258.01	0.00
USD	811 432.30	CAD	1 069 001.28	8.1.2021	9 457.48	0.01
USD	9 863.55	NZD	15 000.00	8.1.2021	-50.25	0.00
USD	911 542.62	AUD	1 293 387.64	8.1.2021	2 946.31	0.00
USD	521 182.58	DKK	3 285 000.00	8.1.2021	6 348.28	0.00
SGD	567 000.00	USD	417 755.14	8.1.2021	-2 502.98	0.00
JPY	184 813 237.00	USD	1 752 674.70	8.1.2021	16 890.59	0.01
USD	79 802.66	ILS	270 000.00	8.1.2021	468.84	0.00
USD	1 340 163.57	HKD	10 390 000.00	8.1.2021	418.88	0.00
USD	202 349.46	NOK	1 883 727.16	8.1.2021	5 323.69	0.00
USD	323 237.27	SEK	2 847 360.39	8.1.2021	3 075.33	0.00
USD	9 723 032.22	EUR	8 240 179.04	8.1.2021	108 973.78	0.06
USD	980 671.49	CHF	889 009.11	8.1.2021	8 679.26	0.00
USD	63 522.97	GBP	48 500.00	19.11.2020	805.56	0.00
USD	63 551.10	GBP	48 500.00	8.1.2021	810.43	0.00
EUR	70 000.00	USD	82 932.99	19.11.2020	-1 361.97	0.00
EUR	55 000.00	USD	65 247.38	8.1.2021	-1 077.27	0.00
JPY	5 750 000.00	USD	54 994.24	19.11.2020	20.08	0.00
JPY	5 750 000.00	USD	55 043.47	8.1.2021	12.11	0.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

銘柄	数量 / 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
先渡為替契約(続き)			
購入通貨 / 購入額 / 売却通貨 / 売却額 / 満期日(日 - 月 - 年)			
EUR	40 000.00 USD	47 431.20 19.11.2020	-819.19 0.00
EUR	22 000.00 USD	26 121.17 8.1.2021	-453.13 0.00
CAD	80 000.00 USD	60 882.20 19.11.2020	-879.27 0.00
CAD	65 000.00 USD	49 482.41 8.1.2021	-718.80 0.00
GBP	30 000.00 USD	39 126.78 19.11.2020	-332.51 0.00
GBP	12 000.00 USD	15 657.78 8.1.2021	-134.32 0.00
EUR	20 000.00 USD	23 693.28 19.11.2020	-387.27 0.00
JPY	1 900 000.00 USD	18 133.72 19.11.2020	44.93 0.00
EUR	11 000.00 USD	13 048.23 8.1.2021	-214.21 0.00
JPY	1 900 000.00 USD	18 149.96 8.1.2021	42.32 0.00
USD	18 909.96 SGD	25 700.00 19.11.2020	89.03 0.00
USD	5 878.67 EUR	5 000.00 8.1.2021	45.02 0.00
USD	3 239.73 GBP	2 500.00 19.11.2020	6.87 0.00
USD	5 870.91 EUR	5 000.00 19.11.2020	44.41 0.00
USD	3 241.21 GBP	2 500.00 8.1.2021	7.15 0.00
USD	195 233.55 GBP	150 000.00 19.11.2020	1 262.18 0.00
USD	16 463.80 CHF	15 000.00 19.11.2020	89.87 0.00
USD	195 322.50 GBP	150 000.00 8.1.2021	1 279.19 0.00
USD	16 492.14 CHF	15 000.00 8.1.2021	91.99 0.00
GBP	100 000.00 USD	128 986.00 19.11.2020	328.25 0.00
GBP	100 000.00 USD	129 044.58 8.1.2021	317.63 0.00
EUR	280 000.00 USD	326 578.59 19.11.2020	-294.49 0.00
EUR	280 000.00 USD	327 010.85 8.1.2021	-326.64 0.00
CHF	120 000.00 USD	131 245.45 8.1.2021	-44.24 0.00
CHF	120 000.00 USD	131 021.26 19.11.2020	-29.82 0.00
USD	1 395 621.60 AUD	1 946 069.23 19.11.2020	28 870.02 0.02
USD	13 072.73 NZD	20 000.00 19.11.2020	-145.45 0.00
USD	346 241.21 SEK	3 028 182.51 19.11.2020	5 974.64 0.00
USD	524 885.23 DKK	3 295 000.00 19.11.2020	9 152.38 0.01
USD	206 448.48 NOK	1 847 811.77 19.11.2020	13 153.94 0.01
GBP	2 010 514.05 USD	2 637 729.70 19.11.2020	-37 848.55 -0.02
USD	559 351.98 CAD	738 948.82 19.11.2020	5 113.35 0.00
USD	1 342 329.89 HKD	10 406 000.00 19.11.2020	483.61 0.00
SGD	990 000.00 USD	723 249.73 19.11.2020	1 758.98 0.00
USD	11 779.79 ZAR	200 000.00 19.11.2020	-503.72 0.00
USD	79 430.59 ILS	270 000.00 19.11.2020	161.32 0.00
USD	12 995 433.45 EUR	10 960 321.04 19.11.2020	223 367.59 0.13
JPY	179 638 439.00 USD	1 691 017.11 19.11.2020	27 711.06 0.02
USD	1 215 949.24 CHF	1 103 098.21 19.11.2020	11 812.41 0.01
USD	11 363.62 SEK	100 000.00 19.11.2020	126.96 0.00
USD	121 161.57 CHF	110 000.00 19.11.2020	1 086.09 0.00
INR	94 130 000.00 USD	1 270 156.12 27.11.2020	-11 886.09 -0.01
USD	1 287 405.29 TWD	36 870 000.00 27.11.2020	-12 378.80 -0.01
IDR	18 528 680 000.00 USD	1 245 876.82 27.11.2020	5 029.37 0.00
USD	99 088.33 EUR	85 000.00 19.11.2020	37.80 0.00
JPY	4 000 000.00 USD	38 044.69 19.11.2020	226.14 0.00
GBP	110 000.00 USD	143 594.33 19.11.2020	-1 348.66 0.00
EUR	90 000.00 USD	105 911.37 19.11.2020	-1 034.34 0.00
JPY	4 257 855 700.00 USD	40 447 169.15 19.11.2020	290 751.96 0.16
SGD	7 458 500.00 USD	5 480 898.61 19.11.2020	-18 800.15 -0.01
先渡為替契約合計			669 496.39 0.38
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産			4 396 130.12 2.49
当座借越およびその他の短期負債			-314 945.53 -0.18
その他の資産および負債			349 080.34 0.20
純資産総額			176 862 209.71 100.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
	31.10.2020
Assets	
Investments in securities, cost	154 011 101.52
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	18 329 303.98
Total investments in securities (Note 1)	172 340 405.50
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	696 991.05
Other liquid assets (Margins)	3 699 139.07
Receivable on securities sales (Note 1)	775 467.60
Interest receivable on securities	83 651.84
Interest receivable on liquid assets	594.76
Other receivables	114 745.19
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	669 496.39
Total Assets	178 380 491.40
Liabilities	
Unrealized loss on financial futures (Note 1)	-577 957.11
Bank overdraft	-314 945.53
Interest payable on bank overdraft	-193.35
Payable on redemptions	-444 009.20
Provisions for flat fee (Note 2)	-142 649.67
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-2 073.40
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-36 453.43
Total provisions	-181 176.50
Total Liabilities	-1 518 281.69
Net assets at the end of the financial year	176 862 209.71

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

61

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2019-31.10.2020
Interest on liquid assets	27 334.89
Interest on securities	421 160.62
Dividends	248 110.62
Interest received on swaps (Note 1)	23 096.14
Income on securities lending (Note 13)	19 735.58
Other income (Note 4)	23 998.42
Total income	763 436.27
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-3 749.28
Cost on securities lending (Note 13)	-7 894.23
Flat fee (Note 2)	-9 636 675.61
Taxe d'abonnement (Note 3)	-27 987.28
Other commissions and fees (Note 2)	-40 964.00
Interest on cash and bank overdraft	-14 318.35
Total expenses	-3 731 588.75
Net income (loss) on investments	-2 968 152.48
Realized gain (Note 1)	
Realized gain on market-priced securities without options	22 284 178.31
Realized gain on options	1 067 694.48
Realized gain on financial futures	6 810 044.89
Realized gain on forward foreign exchange contracts	6 934 683.15
Realized gain on swaps	246 873.32
Realized gain on foreign exchange	15 187 705.27
Total realized gain	52 531 179.42
Realized loss (Note 1)	
Realized loss on market-priced securities without options	-2 393 511.11
Realized loss on options	-433 962.96
Realized loss on financial futures	-10 228 515.70
Realized loss on forward foreign exchange contracts	-8 164 735.70
Realized loss on swaps	-4 142.07
Realized loss on foreign exchange	-15 107 668.26
Total realized loss	-36 332 535.80
Net realized gain (loss) of the financial year	13 230 491.14
Changes in unrealized appreciation (Note 1)	
Unrealized appreciation on market-priced securities without options	19 618 865.15
Unrealized appreciation on options	169 626.00
Unrealized appreciation on yield-evaluated securities and money market instruments	260 722.19
Unrealized appreciation on financial futures	109 445.27
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts	1 260 990.04
Total changes in unrealized appreciation	21 419 648.65
Changes in unrealized depreciation (Note 1)	
Unrealized depreciation on market-priced securities without options	-32 959 963.73
Unrealized depreciation on options	-216 031.55
Unrealized depreciation on yield-evaluated securities and money market instruments	-259 698.07
Unrealized depreciation on financial futures	-863 456.32
Unrealized depreciation on swaps	-173 999.01
Total changes in unrealized depreciation	-34 473 148.68
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	176 991.11

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.11.2019-31.10.2020
Net assets at the beginning of the financial year	207 990 422.50
Subscriptions	7 063 391.68
Redemptions	-37 602 604.54
Total net subscriptions (redemptions)	-30 539 212.86
Dividend paid	-765 991.04
Net income (loss) on investments	-2 968 152.48
Total realized gain	52 531 179.42
Total realized loss	-36 332 535.80
Total changes in unrealized appreciation	21 419 648.65
Total changes in unrealized depreciation	-34 473 148.68
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	176 991.11
Net assets at the end of the financial year	176 862 209.71

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.11.2019-31.10.2020
Class	P-4%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 570 824.0630
Number of shares issued	30 625.4890
Number of shares redeemed	-709 667.4940
Number of shares outstanding at the end of the financial year	891 782.0580
Class	(SGD hedged) P-4%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	1 000 184.1990
Number of shares issued	39 062.5000
Number of shares redeemed	-303 091.4050
Number of shares outstanding at the end of the financial year	736 155.2940
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	7 808 009.0820
Number of shares issued	149 230.3940
Number of shares redeemed	-1 354 673.7050
Number of shares outstanding at the end of the financial year	6 602 565.7710
Class	(JPY hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	430 473.5950
Number of shares issued	2 408.2050
Number of shares redeemed	-48 400.1630
Number of shares outstanding at the end of the financial year	384 481.6370
Class	P-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	159 351.1480
Number of shares issued	80.3490
Number of shares redeemed	-35 713.0950
Number of shares outstanding at the end of the financial year	123 718.4020
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	94 961.8150
Number of shares issued	29 107.8190
Number of shares redeemed	-14 986.4160
Number of shares outstanding at the end of the financial year	109 083.2180
Class	Q-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	5 541.9470
Number of shares issued	580.5080
Number of shares redeemed	-3 761.3050
Number of shares outstanding at the end of the financial year	2 361.1500

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
P-dist	2.1.2020	7.1.2020	USD	0.00
Q-dist	2.1.2020	7.1.2020	USD	1.03

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
P-4%-mdist	11.11.2019	14.11.2019	USD	0.04
P-4%-mdist	10.12.2019	13.12.2019	USD	0.04
P-4%-mdist	10.1.2020	15.1.2020	USD	0.04
P-4%-mdist	10.2.2020	13.2.2020	USD	0.04
P-4%-mdist	10.3.2020	13.3.2020	USD	0.03
P-4%-mdist	14.4.2020	17.4.2020	USD	0.03
P-4%-mdist	11.5.2020	14.5.2020	USD	0.03
P-4%-mdist	10.6.2020	15.6.2020	USD	0.03
P-4%-mdist	10.7.2020	15.7.2020	USD	0.03
P-4%-mdist	10.8.2020	13.8.2020	USD	0.03
P-4%-mdist	10.9.2020	15.9.2020	USD	0.04
P-4%-mdist	12.10.2020	15.10.2020	USD	0.03

¹ See note 5

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

63

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
(SGD hedged) P-4%-mdist	11.11.2019	14.11.2019	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.12.2019	13.12.2019	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.1.2020	15.1.2020	SGD	0.04
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.2.2020	13.2.2020	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.3.2020	13.3.2020	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	14.4.2020	17.4.2020	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	11.5.2020	14.5.2020	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.6.2020	15.6.2020	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.7.2020	15.7.2020	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.8.2020	13.8.2020	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	10.9.2020	15.9.2020	SGD	0.03
(SGD hedged) P-4%-mdist	12.10.2020	15.10.2020	SGD	0.03

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

Three-year comparison

	ISIN	31.10.2020	31.10.2019	31.10.2018
Net assets in USD		176 862 209.71	207 990 422.50	265 214 828.71
Class P-4%-mdist	LU1336973653			
Shares outstanding		891 782,0580	1 570 824,0630	2 140 003,2200
Net asset value per share in USD		10.22	10.57	10.43
Issue and redemption price per share in USD ¹		10.22	10.57	10.43
Class (SGD hedged) P-4%-mdist	LU1336973570			
Shares outstanding		736 155,2940	1 000 184,1990	1 090 351,2700
Net asset value per share in SGD		9.98	10.38	10.32
Issue and redemption price per share in SGD ¹		9.98	10.38	10.32
Class P-acc	LU0200191152			
Shares outstanding		6 602 565,7710	7 808 009,0820	10 516 839,0170
Net asset value per share in USD		16.40	16.29	15.45
Issue and redemption price per share in USD ¹		16.40	16.29	15.45
Class (JPY hedged) P-acc	LU1152097959			
Shares outstanding		384 481,6370	430 473,5950	586 088,3630
Net asset value per share in JPY		10 408.00	10 504.00	10 240.00
Issue and redemption price per share in JPY ¹		10 408.00	10 504.00	10 240.00
Class P-dist	LU0234745577			
Shares outstanding		123 718,4020	159 351,1480	622 764,1660
Net asset value per share in USD		14.82	14.72	13.97
Issue and redemption price per share in USD ¹		14.82	14.72	13.97
Class Q-acc	LU1240802741			
Shares outstanding		109 083,2180	94 961,8150	87 743,7120
Net asset value per share in USD		125.69	123.71	116.25
Issue and redemption price per share in USD ¹		125.69	123.71	116.25
Class Q-dist	LU1240802824			
Shares outstanding		2 361,1500	5 541,9470	1 780,6420
Net asset value per share in USD		120.00	119.11	113.19
Issue and redemption price per share in USD ¹		120.00	119.11	113.19

¹ See note 1

Performance

	Currency	2019/2020	2018/2019	2017/2018
Class P-4%-mdist	USD	0.6%	5.5%	-2.0%
Class (SGD hedged) P-4%-mdist	SGD	0.0%	4.7%	-2.6%
Class P-acc	USD	0.7%	5.4%	-2.0%
Class (JPY hedged) P-acc	JPY	-0.9%	2.6%	-4.1%
Class P-dist	USD	0.7%	5.4%	-2.0%
Class Q-acc	USD	1.6%	6.4%	-1.0%
Class Q-dist	USD	1.6%	6.4%	-1.0%

Historical performance is no indicator of current or future performance.
The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.
The performance data were not audited.
The subfund has no benchmark.

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

Structure of the Securities Portfolio

Classification by Currency as a % of net assets	
USD	90.58
EUR	6.86
Total	97.44

Classification by Instrument as a % of net assets	
Investment funds, open end	79.58
Certificates on investment funds	6.69
Notes, fixed rate	4.05
Certificates on commodities	2.04
Treasury notes, floating rate	2.03
Treasury notes, fixed rate	1.38
Medium term notes, fixed rate	1.26
Bonds, fixed rate	0.44
Medium term notes, zero coupon	0.02
Options on indices, classic-styled	-0.05
Total	97.44

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment fund in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of any subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or the share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund for each share class by the number of shares in circulation in this subfund or share class.

Business days mean regular bank working days (i.e. each day on which banks are open during regular working hours) in Luxembourg with the exception of (i) individual non-statutory rest days in Luxembourg or (ii) days on which the main exchanges in the countries where the relevant subfund mainly invests are closed or (iii) the value of 50% or more of the relevant subfund's investments cannot be adequately assessed or (iv) in the case of subfunds whose performance and net assets are predominantly based on one or more indices, the related index or indices is not published.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of shares in circulation in the subfund, taking into account the fees charged to that share class:

- Whenever a distribution is made for class “P-dist” shares, the net asset value and the subscription and redemption prices of the shares of this share class are reduced by the amount of the distribution (which results in a reduction of the percentage of the net asset value to be allocated to the “P-dist” shares). The net asset value of the other share classes does not change, which results in an increase of the percentage of the net asset value to be allocated to those shares.
- For each issue or redemption of shares, the net asset value attributable to the corresponding share class will be appropriately adjusted.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's

net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounted to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the Fund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in all shares of the Fund. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the shares. The Board of Directors of the Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

For all subfunds the Swing Pricing methodology is applied.

If there were Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison section of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per share represents the adjusted net asset value.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.

- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).
- Index certificates (debt instruments) linked to indices comprising alternative investment instruments are valued at the latest available customary market price ("fair value"), which is based on the latest available valuations of the index components. Insofar as a report is available with indicative valuations, index certificates are valued on the basis of the indicative report until a report with effective valuations is available.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation

methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

If, due to extraordinary circumstances or events, the above criteria are deemed impossible or inappropriate for accurately determining the value of the subfunds concerned, the company is entitled to apply, temporarily, other appropriate valuation principles – which it has determined in good faith and are generally accepted – to the assets of the Fund as a whole or of an individual subfund.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date. Realized or unrealized gains or losses are recorded in the statement of operations.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Swaps

The Fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

The value of swap transactions is calculated by an external service provider and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used.

The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy. This valuation method is approved by the Board of Directors.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations. The Management Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net asset value if, due to extraordinary circumstances, a determined in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

f) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

i) Combined financial statements

The combined financial statements are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets, combined statement of operations and combined statement of changes in net assets at 31 October 2020 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 October 2020:

Exchange rates		
EUR 1 = CHF	1.067643	
EUR 1 = USD	1.164850	

*j) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the table below:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (CHF)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (EUR)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "Q" in their name	0.950%	1.000%
Share classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (CHF)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (EUR)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.980%	2.030%
Share classes with "N" in their name	2.100%	2.150%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.940%	0.970%
Share classes with "Q" in their name	1.050%	1.100%
Share classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A2" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A3" in their name	0.940%	0.970%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section entitled "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee). The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be seen in "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Fund:
 - a) all additional expenses related to management of the Fund's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the swing pricing principle pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
 - d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration

in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;

- e) costs for the publication of the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Fund's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Fund's TER.

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

Out of the management commission sales fees are paid to distributors and asset managers of the Company.

The depositary and administrative agent are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of nonroutine arrangements made by them in the interests of investors; otherwise such expenses will be charged direct to the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "management fee" is set at 80% of the flat fee.

All taxes which are levied on the income and assets of the Company, particularly the "taxe d'abonnement", will also be borne by the Company.

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

Certain commission payments and expenses may be incurred more than once when investing in existing funds or may be incurred three times when investing in funds of hedge funds, funds of commodities funds and funds of real estate funds (for example, commission for the Depositary and the central Administrative Agency, management/advisory fees and issuing/redemption commission of the UCIs and/or UCITS in which an investment is made). Such commission payments and expenses are charged at the level of the target fund as well as of the fund of funds.

The upper limit for management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees and excluding any applicable performance fees (maximum of 4.5% for funds of hedge funds, funds of commodities funds and funds of real estate funds).

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced taxe d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for institutional share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The taxe d'abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the taxe d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consists of income resulting from transaction fee on subscription and redemption of shares.

Note 5 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund decides, at the proposal of the Board of Directors of the Company and after closing the annual accounts, whether and to what extent distributions are to be paid out by the respective subfund or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount for assets laid down by the Law of 17 December 2010. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Board of Directors of the Company is entitled to determine whether interim dividends are paid and whether distribution payments are suspended.

Note 6 – Commitments on Financial Futures and Options

Commitments on Financial Futures and Options per subfund and respective currency as of 31 October 2020 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
– Yield (CHF)	49 125 895.14 CHF	17 510 093.95 CHF
– Balanced (CHF)	26 973 243.95 CHF	14 168 112.48 CHF
– Yield (EUR)	14 365 861.23 EUR	6 087 780.92 EUR
– Balanced (EUR)	12 706 896.38 EUR	7 655 928.47 EUR
– Yield (USD)	9 186 273.58 USD	7 251 908.54 USD
– Balanced (USD)	13 494 676.18 USD	10 132 661.30 USD

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
– Yield (CHF)	15 649 547.05 CHF	34 420 913.66 CHF
– Balanced (CHF)	9 958 802.67 CHF	22 103 061.62 CHF
– Yield (EUR)	3 701 522.73 EUR	8 410 457.92 EUR
– Balanced (EUR)	2 961 218.18 EUR	6 605 453.02 EUR
– Yield (USD)	3 104 437.50 USD	6 531 281.28 USD
– Balanced (USD)	3 449 375.00 USD	7 787 296.91 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

UBS (Lux) Strategy Xtra SiCAV	Options on indices, classic-styled (sold)
– Yield (CHF)	17 794 779.18 CHF
– Balanced (CHF)	11 444 674.29 CHF
– Yield (EUR)	4 356 229.47 EUR
– Balanced (EUR)	3 401 300.47 EUR
– Yield (USD)	3 337 047.12 USD
– Balanced (USD)	4 000 874.28 USD

Note 7 – Soft commission arrangements

During the financial year from 1 November 2019 until 31 October 2020, no “soft commission arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Strategy Xtra SiCAV and “soft commission arrangements” amount to nil.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Strategy Xtra SiCAV	Total Expense Ratio (TER)
– Yield (CHF) P-acc	2.02%
– Yield (CHF) P-dist	2.02%
– Yield (CHF) Q-acc	1.17%
– Yield (CHF) Q-dist	1.17%
– Balanced (CHF) P-acc	2.25%
– Balanced (CHF) P-dist	2.25%
– Balanced (CHF) Q-acc	1.32%
– Balanced (CHF) Q-dist	1.32%
– Yield (EUR) P-acc	2.02%
– Yield (EUR) P-dist	2.02%
– Yield (EUR) Q-acc	1.18%
– Yield (EUR) Q-dist	1.18%
– Balanced (EUR) (USD Hedged) P-4%-mdist	2.31%
– Balanced (EUR) P-acc	2.25%
– Balanced (EUR) (USD Hedged) P-acc	2.30%
– Balanced (EUR) P-dist	2.25%
– Balanced (EUR) Q-acc	1.32%
– Balanced (EUR) Q-dist	1.32%
– Yield (USD) P-acc	2.05%
– Yield (USD) P-dist	2.06%
– Yield (USD) Q-acc	1.21%
– Yield (USD) Q-dist	1.21%
– Balanced (USD) P-4%-mdist	2.30%
– Balanced (USD) (SGD hedged) P-4%-mdist	2.35%
– Balanced (USD) P-acc	2.30%
– Balanced (USD) (JPY hedged) P-acc	2.34%

UBS (Lux) Strategy Xtra SiCAV	Total Expense Ratio (TER)
– Balanced (USD) P-dist	2.30%
– Balanced (USD) Q-acc	1.37%
– Balanced (USD) Q-dist	1.37%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Strategy Xtra SiCAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Yield (CHF)	92.74%
– Balanced (CHF)	86.04%
– Yield (EUR)	108.54%
– Balanced (EUR)	96.92%
– Yield (USD)	118.02%
– Balanced (USD)	114.36%

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2020, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Strategy Xtra SiCAV	Transaction costs
– Yield (CHF)	75 753.84 CHF
– Balanced (CHF)	59 117.27 CHF
– Yield (EUR)	20 568.25 EUR
– Balanced (EUR)	20 148.59 EUR
– Yield (USD)	17 944.93 USD
– Balanced (USD)	27 289.62 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

UBS (Lux) Strategy Xtra SiCAV
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

Note 11 – Significant event during the reporting period

On March 11, 2020, the World Health Organization declared the outbreak of COVID-19 to be a pandemic. It exists a continuing concern about the effects of this virus on the global economy and as a result of this uncertainty the valuation of assets in this report can deviate significantly from the value of actual sales of these assets. Significant corrections in the market and the increased financial market volatility in recent months could significantly affect the fund in terms of future valuations of its assets. The Board of Directors and the Investment managers continue to monitor the efforts of government to reduce the spread of the virus and hence the economic impact on the portfolios and the fund itself.

There is no evidence that the going concern assumption made by the Board of Directors when preparing the financial statements of the fund is inappropriate.

Note 12 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which the Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditors. However, in the case of Company shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 13 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

Subfunds that invest in OTC derivatives have the margin accounts listed below as collateral.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (CHF)		
Bank of America	-1 603 868.13 CHF	0.00 CHF
Barclays	529 267.97 CHF	0.00 CHF
Citibank	3 597.75 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-11 274.89 CHF	0.00 CHF
HSBC	-89 367.68 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	-55 175.06 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-7 245.71 CHF	0.00 CHF
State Street	-137 968.74 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-1 835 867.00 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-7 527.36 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (CHF)		
Bank of America	-956 419.81 CHF	0.00 CHF
Barclays	436 237.54 CHF	0.00 CHF
Citibank	2 073.40 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-2 402.90 CHF	0.00 CHF
HSBC	-78 625.37 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	-35 155.79 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-275.65 CHF	0.00 CHF
State Street	-32 439.55 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-988 516.67 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-15 794.99 CHF	0.00 CHF

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default, the clearing house assumes the risk of loss.

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (EUR)		
Bank of America	5 499.33 EUR	0.00 EUR
Barclays	12 381.60 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-6 246.32 EUR	0.00 EUR
Citibank	22 886.76 EUR	0.00 EUR
HSBC	-14 371.58 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-12 933.65 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	800.91 EUR	0.00 EUR
State Street	7 227.41 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-840 585.24 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-517 768.60 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (EUR)		
Bank of America	4 057.35 EUR	0.00 EUR
Barclays	13 343.12 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-9 671.08 EUR	0.00 EUR
Citibank	17 470.96 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	138 401.76 EUR	0.00 EUR
HSBC	-10 165.20 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-10 358.73 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	1 670.38 EUR	0.00 EUR
State Street	57 396.07 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-540 531.21 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-390 159.00 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (USD)		
Bank of America	5 546.12 USD	0.00 USD
Barclays	-377.79 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-172.20 USD	0.00 USD
Citibank	8 865.62 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	1 483.59 USD	0.00 USD
HSBC	-10 104.38 USD	0.00 USD
JP Morgan	-13 381.91 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	14 399.67 USD	0.00 USD
State Street	-20 754.11 USD	0.00 USD
UBS AG	164 800.62 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	63 787.83 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)		
Bank of America	12 477.67 USD	0.00 USD
Barclays	283 842.34 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-202.25 USD	0.00 USD
Citibank	13 153.94 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	1 758.98 USD	0.00 USD
HSBC	-11 689.57 USD	0.00 USD
JP Morgan	-12 378.80 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	24 985.77 USD	0.00 USD
State Street	-41 007.93 USD	0.00 USD
UBS AG	261 871.40 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	136 684.84 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

Securities Lending

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 October 2020		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 October 2020		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Yield (CHF)	51 273 688.72 CHF	58 927 874.93 CHF	29.17	70.83	0.00
– Balanced (CHF)	15 169 580.54 CHF	17 434 110.30 CHF	29.17	70.83	0.00
– Yield (EUR)	22 787 832.81 EUR	26 189 622.70 EUR	29.17	70.83	0.00
– Balanced (EUR)	7 148 903.00 EUR	8 216 098.21 EUR	29.17	70.83	0.00
– Yield (USD)	5 532 154.79 USD	6 358 000.25 USD	29.17	70.83	0.00
– Balanced (USD)	4 840 668.16 USD	5 563 287.81 USD	29.17	70.83	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31. October 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Certificates on commodities

Ireland			
USD INVECO PHYSICAL GOLD ETC 11-31.12.2100	19 800.00	3 607 362.00	2.04
Total Ireland		3 607 362.00	2.04

Total Certificates on commodities **3 607 362.00** **2.04**

Notes, fixed rate

USD			
USD ALBERTA PROVINCE OF 3.30000% 18-15.03.28	200 000.00	230 038.28	0.13
USD ALPHABET INC 1.99800% 16-15.08.28	150 000.00	180 043.38	0.09
USD APPLE INC 1.65000% 20-11.05.30	126 000.00	126 680.51	0.07
USD APPLE INC 2.20000% 19-11.09.29	200 000.00	213 895.28	0.12
USD APPLE INC 2.45000% 18-04.08.28	200 000.00	216 961.38	0.12
USD APPLE INC 2.90000% 17-12.09.27	200 000.00	222 857.94	0.13
USD APPLE INC 3.25000% 18-29.02.28	124 000.00	136 620.23	0.08
USD BERKSHIRE HATHAWAY FINANCE CORP 1.85000% 20-12.03.30	125 000.00	129 052.52	0.07
USD BERKSHIRE HATHAWAY INC 3.12500% 16-15.03.28	125 000.00	139 515.00	0.08
USD CHEVRON CORP 2.23800% 20-11.05.30	100 000.00	104 789.60	0.06
USD EQUINOR ASA 2.37500% 20-22.05.30	50 000.00	52 119.89	0.03
USD EQUINOR ASA 3.62500% 18-10.09.28	85 000.00	96 830.95	0.06
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.37500% 17-24.05.27	275 000.00	304 441.06	0.17
USD EUROPEAN INVESTMENT BANK 0.87500% 20-17.05.30	250 000.00	247 256.33	0.14
USD EXPORTIMPORT BANK OF KOREA 2.90000% 15-10.05.21	200 000.00	202 062.50	0.11
USD EXXON MOBIL CORP 3.04300% 18-01.03.28	100 000.00	110 200.72	0.06
USD INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 2.25000% 19-18.06.29	250 000.00	276 445.63	0.16
USD JOHNSON & JOHNSON 1.30000% 20-01.09.30	50 000.00	59 799.41	0.03
USD JOHNSON & JOHNSON 2.45000% 16-01.03.28	240 000.00	280 438.92	0.15
USD JOHNSON & JOHNSON 2.90000% 17-15.01.28	100 000.00	112 202.87	0.06
USD KOREA HYDRONUCLEAR POWER CO LTD-REG-S 3.12500% 17-25.07.27	200 000.00	219 875.00	0.12
USD KREDITANSTALT FÜR WIEDERAUFBAU 2.87500% 18-03.04.28	175 000.00	201 429.99	0.11
USD KUWAIT INTERNATIONAL GOVT BOND-REG-S 3.90000% 17-20.03.27	400 000.00	452 000.00	0.26
USD LANDWIRTSCHAFTLICHE REINTENBANK 0.87500% 20-03.09.30	80 000.00	78 705.93	0.05
USD MICROSOFT CORP 3.30000% 17-06.02.27	375 000.00	428 024.90	0.24
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 3.40000% 17-17.05.27	183 000.00	182 088.84	0.10
USD QATAR STATE OF-REG-S 4.00000% 19-14.03.29	200 000.00	234 000.00	0.13
USD ROCHE HOLDINGS INC-REG-S 3.62500% 18-17.09.28	200 000.00	229 181.89	0.13
USD SWELL INTERNATIONAL FINANCE BV 2.87500% 16-10.05.28	200 000.00	220 892.88	0.13
USD STATE STREET CORP 2.40000% 20-24.01.30	16 000.00	16 905.64	0.01
USD TOTAL CAPITAL INTERNATIONAL SA 3.45500% 19-19.02.29	250 000.00	284 426.75	0.16
USD VISA INC 2.05000% 20-15.04.30	75 000.00	79 066.19	0.05
USD VISA INC 3.15000% 15-14.12.25	75 000.00	88 427.67	0.05
USD WALMART INC 3.05000% 19-08.07.28	150 000.00	167 897.85	0.10
USD WALMART INC 3.70000% 18-28.06.28	250 000.00	292 587.38	0.17
USD WESTLAC BANKING CORP 2.85000% 16-13.05.28	280 000.00	308 089.60	0.17
Total USD		6 928 436.62	3.92

Total Notes, fixed rate **6 928 436.62** **3.92**

Medium term notes, fixed rate

USD			
USD ABU DHABI EMIRATE OF-REG-S 3.12500% 20-16.04.30	200 000.00	222 500.00	0.13
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 2.75000% 16-19.01.28	170 000.00	199 064.44	0.11
USD ASIAN DEVELOPMENT BANK 1.75000% 19-19.09.29	150 000.00	159 774.78	0.09
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 1.87500% 16-27.10.26	100 000.00	107 310.35	0.06
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 2.90000% 17-22.11.27	150 000.00	167 456.55	0.09
USD JAPAN TOBACCO INC-REG-S 2.80000% 16-13.04.28	200 000.00	214 630.00	0.12
USD KOREA DEVELOPMENT BANK 1.75000% 20-18.02.25	225 000.00	239 092.78	0.13
USD MDGH - GMTN BV-REG-S 3.00000% 17-19.04.24	200 000.00	211 562.50	0.12
USD MDGH - GMTN BV-REG-S 2.87500% 20-21.05.30	200 000.00	212 375.00	0.12
USD QUEREZ PROVINCE OF 7.50000% 99-15.09.29	100 000.00	151 671.92	0.09
USD TORONTO-DOMINION BANK 2.50000% 15-14.12.20	50 000.00	50 143.59	0.03
USD TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 2.80000% 17-11.01.22	300 000.00	307 852.58	0.17
Total USD		2 231 434.47	1.26

Total Medium term notes, fixed rate **2 231 434.47** **1.26**

Bonds, fixed rate

USD			
USD BNG BANK NV-REG-S 2.37500% 16-16.03.28	100 000.00	106 953.00	0.06
USD BRITISH COLUMBIA PROVINCE OF 2.25000% 18-02.08.28	100 000.00	108 604.78	0.06
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 0.87500% 20-14.05.30	100 000.00	98 770.39	0.06
USD MICROSOFT CORP 2.40000% 16-08.08.28	150 000.00	162 756.41	0.09
USD NOVARTIS CAPITAL CORP 3.40000% 14-06.05.24	220 000.00	241 344.73	0.14
USD ONTARIO PROVINCE OF 2.50000% 16-27.04.28	50 000.00	54 590.57	0.03
Total USD		775 019.86	0.44

Total Bonds, fixed rate **775 019.86** **0.44**

Treasury notes, fixed rate

USD			
USD AMERICA UNITED STATES OF 5.37500% 01-15.02.31	220 000.00	318 899.22	0.18
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.08.27	325 000.00	380 635.73	0.20
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.25000% 17-15.11.27	320 000.00	355 712.48	0.20
USD AMERICA UNITED STATES OF 2.87500% 18-31.05.25	34 000.00	37 904.68	0.02

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.62500% 19-15 02 29	1 000 00	1 151.33	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.75000% 14-15 02 24	89 000 00	74 711.36	0.04
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.12500% 16-31 07 21	93 000 00	90 662.96	0.05
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 12-15 05 22	73 000 00	74 790.77	0.04
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.87500% 16-30 09 23	36 000 00	37 237.50	0.02
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.25000% 17-15 02 27	222 000 00	245 379.37	0.14
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.50000% 19-15 08 29	375 000 00	399 038.06	0.23
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.37500% 17-15 05 27	1 000 00	1 115.51	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.12500% 15-15 05 25	385 000 00	349 878.49	0.20
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.75000% 19-15 11 29	90 000 00	92 514.85	0.02
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.50000% 19-30 11 24	10 000 00	10 487.89	0.01
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.62500% 20-15 05 30	1 000 00	980.47	0.00
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.25000% 20-31 07 25	57 000 00	56 706.09	0.03
Total USD		2 462 626.76	1.38
Total Treasury notes, fixed rate		2 462 626.76	1.38
Treasury notes, floating rate			
USD			
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPLINKED 12-15 07 22	320 000 00	309 095.66	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.125%/CPLINKED 20-15 01 30	360 000 00	397 081.84	0.22
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPLINKED 13-15 07 23	315 000 00	347 074.45	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPLINKED 15-15 07 25	395 000 00	395 556.54	0.22
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.375%/CPLINKED 15-15 01 27	310 000 00	364 157.57	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.625%/CPLINKED 16-15 01 26	305 000 00	365 025.94	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 0.750%/CPLINKED 16-15 07 28	310 000 00	366 108.03	0.21
USD AMERICA, UNITED STATES OF 1.125%/CPLINKED 11-15 01 21	125 000 00	148 735.97	0.08
USD AMERICA, UNITED STATES OF 2.375%/CPLINKED 04-15 01 25	285 000 00	452 460.73	0.26
USD AMERICA, UNITED STATES OF 3.875%/CPLINKED 09-15 04 29	160 000 00	359 425.02	0.20
Total USD		3 584 721.76	2.03
Total Treasury notes, floating rate		3 584 721.76	2.03
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		19 589 501.47	11.07
Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market			
Notes, fixed rate			
USD			
USD NESTLE HOLDINGS INC-14FA 3.82500% 18-24 09 28	200 000 00	232 796.88	0.13
Total USD		232 796.88	0.13
Total Notes, fixed rate		232 796.88	0.13
Medium term notes, zero coupon			
USD			
USD INTL BK FOR RECONSTR & DEVT WORLD BANK 0.00000% 00-01 05 30	45 000 00	39 333.67	0.02
Total USD		39 333.67	0.02
Total Medium term notes, zero coupon		39 333.67	0.02
Total Transferable securities and money market instruments traded on another regulated market		272 130.55	0.15
Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market			
Certificates on investment funds			
Ireland			
USD STAR COMPASS PLC/UBS DYNAMIC DIVERSIFIED LTD NOTE DUE 31 03 21	7 800 000 00	11 829 400.00	5.59
Total Ireland		11 829 400.00	5.59
Total Certificates on investment funds		11 829 400.00	5.59
Total Transferable securities and money market instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		11 829 400.00	5.59
UCITS/Other UCIs			
Investment funds, open end			
Ireland			
USD SOURCE MARKETS PLC - MSCI USA SOURCE ETF-A	57 371 00	4 658 065.43	2.53
USD UBS (OIL) INVESTOR SELECTION PLC - GLOB EMER MKT OFF-PAR USD	6 604 00	1 792 589.78	1.01
USD UBSORIFUND SOLUTIONS PLC-MSCI USA 14 FACTS SHS-A-ETF-ACC	51 096 00	4 635 429.12	2.62
USD UBSORIFUND SOLUTIONS PLC-COMPOSITE SF-ACCUM SHS-A-USD-4TF	83 502 00	3 580 242.78	2.03
Total Ireland		14 666 327.07	8.29
Jersey			
USD UBS WEALTH MANAGEMENT-GLOBAL PROPERTY FUND LTD H-USD	10 785.30	87 379.25	0.05
Total Jersey		87 379.25	0.05
Luxembourg			
USD MANAGER OFF ACCESS-RISK PRIORITY STRATEGIES FUND USD G-ACC	82 708.85	7 609 067.59	4.30
EUR UBS (LUX) BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR) I-X-ACC	23 870 00	3 605 251.40	2.04

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	270.40	5 460 490.21	3.09
USD UBS (LUX) BOND SICAV - EMERGING ECONOMIES CORP (USD)-X-DS	51 217.00	5 450 586.18	3.06
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD INVEST GRADE CORP USD U-X-ACC	1 187.00	14 380 457.52	8.13
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X-ACC	855.00	9 028 617.90	5.10
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - GLOBAL SUSTAINABLE (USD)-U-X-ACC	1 307.00	14 075 113.63	8.30
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLB EM OPP (USD)-X-ACC	289.00	8 790 672.52	4.97
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV-GLOBAL QUANTITATIVE (USD)-U-X-ACC	978.49	14 264 216.75	8.07
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - GLOBAL OPPORTUNITY (USD)-U-X-ACC	1 413.00	14 282 575.74	8.06
USD UBS (LUX) INST FUND-KEY SEL GLOBAL EQUITY (USD)-U-X-ACC	578.00	14 639 925.12	8.27
USD UBS (LUX) INSTRUCTION SICAV-EQUITIES GLB (EX USA) PASSIVE XA	54 185.00	5 114 522.15	2.89
EUR UBS (LUX) KIS - MULTI STRATEGY ALTERNATIVES (EUR)-U-X-ACC	540.00	8 682 104.17	4.91
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	1.00	11 214.45	0.01
Total Luxembourg		125 594 835.31	71.24
Total Investment funds, open end		140 748 541.63	79.58
Total UCITS/Other UCIs		140 748 541.63	79.58
Derivative instruments listed on an official stock exchange			
Options on indices, classic-styled			
EUR			
EUR EURO STOXX 50 INDEX CALL 3400.00000 18.12.20	95.00	5 311.72	0.00
EUR EURO STOXX 50 INDEX CALL 3725.00000 18.12.20	-95.00	-553.30	0.00
EUR EURO STOXX 50 INDEX PUT 3000.00000 18.12.20	-95.00	-1 69 888.57	-0.09
Total EUR		-198 130.15	-0.09
USD			
USD S&P 500 INDEX PUT 2300.00000 15.01.21	11.00	22 253.00	0.01
USD S&P 500 INDEX CALL 3450.00000 18.12.20	11.00	66 176.00	0.04
USD S&P 500 INDEX PUT 3000.00000 18.12.20	-11.00	-80 542.00	-0.05
USD S&P 500 INDEX CALL 3600.00000 18.12.20	-11.00	-3 201.00	0.00
USD S&P 500 INDEX PUT 3200.00000 15.01.21	11.00	185 900.00	0.11
USD S&P 500 INDEX PUT 2750.00000 15.01.21	-22.00	-130 724.00	-0.07
Total USD		59 862.00	0.04
Total Options on indices, classic-styled		-99 268.15	-0.05
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		-99 268.15	-0.05
Total investments in securities		172 340 405.50	97.44

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds

USD US 5YRTREASURY NOTE FUTURE 31.12.20	-62.00	18 999.97	0.01
USD US LONG BOND FUTURE 21.12.20	20.00	-35 625.00	-0.02
Total Financial Futures on bonds		-18 625.03	-0.01

Financial Futures on indices

EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 18.12.20	52.00	-1 88 215.99	-0.10
CHF SWISS MARKET INDEX FUTURE 18.12.20	11.00	-101 478.37	-0.06
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 18.12.20	95.00	-561 401.20	-0.32
SEK OMX 30 INDEX FUTURE 20.11.20	-27.00	37 461.45	0.02
USD S&P500 EMINI FUTURE 18.12.20	-31.00	156 940.00	0.09
AUD SIF 200 INDEX FUTURE 17.12.20	-15.00	1 059.36	0.00
CAD S&P/TSX 60 INDEX FUTURE 17.12.20	-16.00	95 360.81	0.06
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 18.12.20	8.00	-3 095.00	0.00
JPY NIKKEI 225 (OSE) INDEX FUTURE 18.12.20	15.00	-34 436.58	-0.02
HKD HANG SENG INDEX FUTURE 27.11.20	-9.00	18 459.42	0.01
Total Financial Futures on Indices		-559 332.08	-0.32

Total Derivative instruments listed on an official stock exchange -577 957.11 -0.33

Total Derivative instruments -577 957.11 -0.33

Forward Foreign Exchange contracts

Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date

GBP	120 000.00	USD	155 828.28	8.1.2021	-993.63	0.00
GBP	130 000.00	USD	166 745.85	19.11.2020	-617.33	0.00
EUR	230 000.00	USD	270 925.05	8.1.2021	-2 577.31	0.00
USD	51 802.52	HKD	400 000.00	19.11.2020	22.81	0.00
EUR	240 000.00	USD	282 354.07	19.11.2020	-2 681.99	0.00
USD	51 990.69	HKD	400 000.00	8.1.2021	12.39	0.00
ILS	280 000.00	USD	82 790.93	19.11.2020	-565.76	0.00
ILS	270 000.00	USD	79 894.66	8.1.2021	-560.84	0.00
USD	1 900 390.47	JPY	200 273 600.00	19.11.2020	-15 768.90	-0.01
GBP	2 902 810.69	USD	3 781 397.94	8.1.2021	-6 258.01	0.00
USD	811 432.30	CAD	1 069 001.28	8.1.2021	9 457.48	0.01
USD	9 683.55	NZD	15 000.00	8.1.2021	-50.25	0.00
USD	911 542.82	AUD	1 293 367.64	8.1.2021	2 946.31	0.00
USD	521 182.58	DKK	3 285 000.00	8.1.2021	8 348.28	0.00
USD	567 000.00	USD	417 755.14	8.1.2021	-2 502.98	0.00
JPY	184 819 237.00	USD	1 752 674.30	8.1.2021	16 890.99	0.01

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

The notes are an integral part of the financial statements.

67

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

Forward Foreign Exchange contracts (Continued)

Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date

USD	79 802.66	LS	270 000.00	8.1.2021	466.84	0.00
USD	1 340 163.57	HKD	10 390 000.00	8.1.2021	416.88	0.00
USD	202 349.48	NOK	1 883 727.16	8.1.2021	5 323.89	0.00
USD	323 237.27	SEK	2 847 160.39	8.1.2021	3 075.33	0.00
USD	9 723 032.22	EUR	8 240 179.04	8.1.2021	106 973.76	0.06
USD	960 671.49	CHF	889 009.11	8.1.2021	8 679.25	0.00
USD	63 522.97	GBP	48 500.00	19.11.2020	805.56	0.00
USD	63 351.10	GBP	48 500.00	8.1.2021	810.43	0.00
EUR	70 000.00	USD	82 932.99	19.11.2020	-1 381.97	0.00
EUR	55 000.00	USD	65 247.36	8.1.2021	-1 077.27	0.00
JPY	5 750 000.00	USD	54 994.24	19.11.2020	20.06	0.00
JPY	5 750 000.00	USD	55 043.47	8.1.2021	12.11	0.00
EUR	40 000.00	USD	47 431.20	19.11.2020	-819.19	0.00
EUR	22 000.00	USD	26 121.17	8.1.2021	-453.13	0.00
CAD	80 000.00	USD	80 882.20	19.11.2020	-879.27	0.00
CAD	65 000.00	USD	49 482.41	8.1.2021	-716.80	0.00
GBP	30 000.00	USD	39 128.76	19.11.2020	-332.51	0.00
GBP	12 000.00	USD	15 657.76	8.1.2021	-134.32	0.00
EUR	20 000.00	USD	23 693.26	19.11.2020	-267.27	0.00
JPY	1 900 000.00	USD	18 133.72	19.11.2020	44.93	0.00
EUR	11 000.00	USD	13 048.23	8.1.2021	-214.21	0.00
JPY	1 900 000.00	USD	18 149.96	8.1.2021	42.32	0.00
USD	18 909.96	SGD	25 700.00	19.11.2020	89.03	0.00
USD	5 876.67	EUR	5 000.00	8.1.2021	45.02	0.00
USD	3 239.73	GBP	2 500.00	19.11.2020	6.87	0.00
USD	5 870.91	EUR	5 000.00	19.11.2020	44.41	0.00
USD	3 241.21	GBP	2 500.00	8.1.2021	7.15	0.00
USD	195 233.55	GBP	150 000.00	19.11.2020	1 262.18	0.00
USD	16 463.80	CHF	15 000.00	19.11.2020	89.87	0.00
USD	195 322.50	GBP	150 000.00	8.1.2021	1 279.19	0.00
USD	16 492.14	CHF	15 000.00	8.1.2021	91.99	0.00
GBP	100 000.00	USD	128 968.00	19.11.2020	328.25	0.00
GBP	100 000.00	USD	129 044.58	8.1.2021	317.63	0.00
EUR	280 000.00	USD	328 578.59	19.11.2020	-294.49	0.00
EUR	280 000.00	USD	327 910.85	8.1.2021	-326.64	0.00
CHF	120 000.00	USD	131 245.45	8.1.2021	-44.24	0.00
CHF	120 000.00	USD	131 021.26	19.11.2020	-29.82	0.00
USD	1 395 621.60	AUD	1 948 069.23	19.11.2020	28 670.02	0.02
USD	13 072.73	NZD	20 000.00	19.11.2020	-145.45	0.00
USD	346 241.21	SEK	3 028 162.51	19.11.2020	5 974.64	0.00
USD	524 885.23	DKK	3 295 000.00	19.11.2020	9 152.38	0.01
USD	206 446.48	NOK	1 647 811.77	19.11.2020	13 153.94	0.01
GBP	2 010 514.05	USD	2 637 729.70	19.11.2020	-87 846.55	-0.02
USD	559 351.98	CAD	738 946.62	19.11.2020	5 113.35	0.00
USD	1 342 329.89	HKD	10 406 000.00	19.11.2020	483.61	0.00
USD	990 000.00	USD	723 249.79	19.11.2020	1 756.96	0.00
USD	11 779.79	ZAR	200 000.00	19.11.2020	-503.72	0.00
USD	79 430.59	LS	270 000.00	19.11.2020	181.32	0.00
USD	12 995 433.45	EUR	10 980 321.04	19.11.2020	223 367.59	0.13
JPY	179 636 439.00	USD	1 691 017.11	19.11.2020	27 711.06	0.02
USD	1 215 949.24	CHF	1 103 098.21	19.11.2020	11 812.41	0.01
USD	11 363.42	SEK	100 000.00	19.11.2020	126.96	0.00
USD	121 161.57	CHF	110 000.00	19.11.2020	1 066.09	0.00
INR	94 130 000.00	USD	1 270 156.12	27.11.2020	-11 886.09	-0.01
USD	1 287 495.29	THB	36 870 000.00	27.11.2020	-12 376.80	-0.01
IDR	18 528 680 000.00	USD	1 245 676.62	27.11.2020	5 029.37	0.00
USD	99 066.33	EUR	85 000.00	19.11.2020	37.80	0.00
JPY	4 000 000.00	USD	38 044.69	19.11.2020	226.14	0.00
GBP	110 000.00	USD	143 594.30	19.11.2020	-1 346.66	0.00
EUR	90 000.00	USD	105 911.37	19.11.2020	-1 034.34	0.00
JPY	4 257 555 700.00	USD	40 447 169.15	19.11.2020	230 751.96	0.16
USD	7 458 300.00	USD	5 480 698.61	19.11.2020	-18 600.15	-0.01
Total Forward Foreign Exchange contracts					659 496.39	0.38

Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets

4 396 130.12

2.49

Bank overdraft and other short-term liabilities

-314 945.53

-0.18

Other assets and liabilities

349 080.34

0.20

Total net assets

176 852 209.71

100.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

Annual report and audited financial statements as of 31 October 2020

(2) 【2019年10月31日終了年度】

【貸借対照表】

U B S (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)

純資産計算書

	2019年10月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	172,035,328.72	18,278,754
投資有価証券、未実現評価(損)益	31,715,783.99	3,369,802
投資有価証券合計(注1)	203,751,112.71	21,648,556
現金預金、要求払預金および預託金勘定	4,699,160.88	499,286
その他の流動資産(マージン)	200,643.96	21,318
有価証券売却未収金(注1)	53,694.54	5,705
発行未収金	2,453.40	261
有価証券に係る未収利息	154,786.00	16,446
流動資産に係る未収利息	3.58	0
配当金に係る未収金	25,661.07	2,726
その他の未収金	98,009.17	10,413
金融先物未実現(損)益(注1)	176,053.94	18,706
先渡為替契約未実現(損)益(注1)	(591,493.65)	(62,846)
スワップ未実現(損)益(注1)	173,999.01	18,487
資産合計	208,744,084.61	22,179,059
負 債		
当座借越	(95,008.97)	(10,095)
有価証券購入未払金(注1)	(152,101.50)	(16,161)
買戻未払金	(290,624.96)	(30,879)
報酬引当金(注2)	(175,207.97)	(18,616)
年次税引当金(注3)	(3,543.58)	(377)
その他の手数料および報酬引当金(注2)	(37,175.13)	(3,950)
引当金合計	(215,926.68)	(22,942)
負債合計	(753,662.11)	(80,077)
期末現在純資産	207,990,422.50	22,098,982

注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

U B S (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)

運用計算書

	自2018年11月 1 日 至2019年10月31日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	27,020.03	2,871
有価証券に係る利息	662,073.27	70,345
配当金	587,904.40	62,465
スワップに係る受取利息(注1)	35,250.64	3,745
貸付証券に係る収益(注12)	51,617.33	5,484
その他の収益(注4)	55,237.89	5,869
収益合計	1,419,103.56	150,780
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(6,167.39)	(655)
貸付証券に係るコスト(注12)	(20,646.93)	(2,194)
報酬(注2)	(4,470,895.54)	(475,033)
年次税(注3)	(46,250.58)	(4,914)
その他の手数料および報酬(注2)	(44,257.14)	(4,702)
現金および当座借越に係る利息	(16,576.27)	(1,761)
費用合計	(4,604,793.85)	(489,259)
投資純(損)益	(3,185,690.29)	(338,480)
実現利益(注1)		
無オプション市場価格証券	11,788,871.27	1,252,568
オプション	139,809.78	14,855
金融先物	2,675,246.46	284,245
先渡為替契約	9,476,338.40	1,006,861
スワップ	164,355.86	17,463
為替差益	13,687,411.98	1,454,288
実現利益合計	37,932,033.75	4,030,279
実現損失(注1)		
無オプション市場価格証券	(1,525,813.57)	(162,118)
オプション	(545,556.20)	(57,965)
金融先物	(3,329,644.01)	(353,775)
先渡為替契約	(6,684,645.50)	(710,244)
スワップ	(303,645.62)	(32,262)
為替差損	(13,438,274.00)	(1,427,817)
実現損失合計	(25,827,578.90)	(2,744,180)
当期実現純(損)益	8,918,764.56	947,619
未実現評価益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券	35,201,987.39	3,740,211
オプション	165,929.03	17,630
利回り評価証券および短期金融商品	624.11	66
金融先物	395,877.79	42,062
スワップ	173,999.01	18,487
未実現評価益の変動合計	35,938,417.33	3,818,457
未実現評価損の変動(注1)		
無オプション市場価格証券	(29,745,559.59)	(3,160,466)
オプション	(169,626.00)	(18,023)
金融先物	(155,165.51)	(16,486)
先渡為替契約	(1,481,313.49)	(157,390)
未実現評価損の変動合計	(31,551,664.59)	(3,352,364)
運用の結果による純資産の純増(減)	13,305,517.30	1,413,711

注記は当財務書類と不可分のものである。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ

財務書類に対する注記

2019年10月31日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のとおり要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに対するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。

「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、()ルクセンブルグの個々の法定外休日、()関連サブ・ファンドが主に投資する各国の取引所の休業日、()関連サブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日、()その運用実績および純資産が主に一または複数の指数に基づくサブ・ファンドの場合、関連指数が公表されない日を含まない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに請求される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

- クラス「P-dist」投資証券に関して分配が行われる場合はいつでも、当該投資証券の純資産価額および発行価格ならびに買戻価格は、分配額が減額される。その結果、「P-dist」投資証券に割当てられる純資産価額の百分率は減少する。その他の投資証券クラスの純資産価額は変動しない。その結果、その他の投資証券に割当てられる純資産価額の百分率は増加する。
- 投資証券の各発行または買戻しに関して、当該投資証券クラスに帰属する純資産価額は、適切に調整される。

あるサブ・ファンドの全投資証券クラスにおける発行または買戻しの総額が、単一の取引日において純資本の流入または流出をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの純資産価額はそれに伴い増加または減少することがある(いわゆるシングル・スイング・プライシング)。最大調整額は、純資産価額の2%であった。サブ・ファンドが負担する見積取引費用および課税金ならびにファンドが投資する資産の見積評価スプレッドは、計算上考慮される。ファンドの全投資証券が純増する場合、調整は純資産価額の増加を導く。投資証券が純減する場合、調整は純資産価額の減少となる。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドの限界値を設定することができる。これは、ファンドの純資産または該当するサブ・ファンドの通貨の絶対量に関して1取引日における純増/純減について設けられる。この限界値が1取引日を超過した場合にのみ、純資産価額は調整される。

b) 評価原則

- 流動資金(現金、銀行預金、為替手形および一覧払いの有価証券ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言または発生した利息のいずれかを問わない)は、その全額で評価される。た

だし、当該価額が全額支払われないかまたは受領できない可能性がある場合を除くものとし、この場合、その価値はその正しい価値を表すために適切とみなす控除額を勘案して決定される。

- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、既知の最終市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。

証券取引所において通常の取引が行われていない証券、派生商品およびその他の資産について、証券取引者間で市場に連動する価格付がなされている流通市場が存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。

証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における最終の入手可能価格により評価される。

- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品（OTC派生商品）は、独立の価格提供業者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算方法によって検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および/または集合投資事業（UCI）の受益証券は、その最終純資産価額で評価される。その他のUCITSおよび/またはUCIの特定の受益証券または投資証券は、ポートフォリオ運用会社または投資顧問会社から独立した信頼のおけるサービス提供会社によって提供される見積評価額に基づき評価される（見積評価額）。
- オルタナティブ投資商品により構成される指数連動のインデックス証書（債務商品）は、直近の入手可能な通常の時価（公正価値）で評価される。公正価値は、インデックスの構成要素の直近の入手可能な評価額に基づいている。推定評価に関する報告書が入手可能である場合には、インデックス証書は、有効な評価報告書が入手可能になるまで、当該推定報告書に基づき評価される。
- 証券取引所または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドを参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。

- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの為替相場の仲値（買呼値と売呼値の仲根）または、入手不能な場合は、当該通貨の最も代表的な為替相場の仲値で評価される。
- 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立した評価を提供する。計算はすべての現金流入額と流出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。）および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS 評価方針に基づき決定される。

特殊な状況または事象により、上記の基準によって該当するサブ・ファンドの評価を正確に判断することが不可能または不適切とみなされる場合、本投資法人は、本投資法人全体または個別のサブ・ファンドの資産に対して、誠実に決定され、かつ一般に認められるその他の適切な評価原則を一時的に適用する権利を有する。

c) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。実現または未実現損益は、運用計算書に計上される。

d) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

e) スワップ

本投資法人は、その分野の取引において専門性を持つ一流金融機関を相手方とする場合、金利スワップ契約、金利スワップションに係る先渡レート契約およびクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。

スワップ取引の評価額は、外部のサービス提供会社によって算出され、また二次的な独立した評価を他のサービス提供会社から入手することができる。計算は、現金の流入と流出の両方を含むすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合、内部計算（ブルームバーグから入手したモデルと市場データに基づく）および/またはブローカーの報告書による評価が使用されることがある。

評価方法は、各証券によって異なり、UBS の評価方針に従って決定される。かかる評価方法は、取締役会によって承認される。

未実現損益の変動は、運用計算書の「スワップに係る未実現評価（損）益」の項目に反映される。

手仕舞いまたは満期到来により生じたスワップに係る損益は、運用計算書の「スワップに係る実現（損）益」として計上される。特別な状況により、決定された価格が、上記の規則に従って実行されていない、または不正確であると判明した場合、管理会社は、誠実に純資産価額の適切な評価を導くために、その他の一般に認められ、監査可能な評価基準を採用することが許可されている。

f) 証券の売却に係る実現純（損）益

証券の売却に係る実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

g) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得価額は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

h) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

i) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。本投資法人の2019年10月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2019年10月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ = 1.100868 スイスフラン

1 ユーロ = 1.115650 米ドル

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

k) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、関連する有価証券が最初に「配当落ち」として計上された時に、収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 - 報酬

本投資法人は、以下の表に表示されるサブ・ファンドの平均純資産額で計算される月次定率報酬を各サブ・ファンドのために支払う。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド (米ドル)

	上限定率報酬 (年率)	上限定率報酬 (年率) 名称に「ヘッジ」が付く 投資証券クラス
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.980%	2.030%

上記の定率報酬は、以下のとおり用いられるものとする。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオの管理および販売（該当する場合）、ならびに保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、支払取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されているその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から、本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率料率）。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよびその特別投資方針」の項にて参照できる。
2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値スプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびに本投資法人の事務管理に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われ、かつ法律によって許可される一切のその他の報酬。
 - d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
 - e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む）。
 - f) 本投資法人の法的文書に関するコスト（目論見書、KIID、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
 - g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む）。
 - h) 本投資法人による議決権または債権者の権利により生じた費用（外部顧問報酬を含む）。

- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
 - j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
 - k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求できる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、当該コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人のTERの開示において考慮される。
3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

販売手数料は、運用手数料から本投資法人の販売会社および資産運用会社に支払われる。

保管受託銀行および管理事務代行会社は、投資主の利益のためこれらが行う個別手配に係る費用の払戻しを受ける権利を有するが、かかる費用は本投資法人に対し直接請求されることもある。

定率管理報酬を有していない他のファンドのプロバイダーの報酬規定との一般的な比較可能性の目的のために、管理報酬の上限は、定率管理報酬の80%で設定している。

本投資法人の収益および資産に対し課せられる一切の税金、特に年次税("taxe d'abonnement")は、これもまた本投資法人が負担する。

個々のサブ・ファンドに正確に割当てられ得る費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。投資証券クラスに割当てられる費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連する場合には、これらの費用について当該サブ・ファンド/投資証券クラスがその純資産額に比例して負担する。

特定の支払手数料および費用は、既存のファンドに投資を行う場合には複数回、またはファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエスレート・ファンズに投資を行う場合には三回発生する可能性がある(例えば、保管受託銀行および中央管理事務代行会社、管理報酬/投資顧問報酬ならびに投資が行われるUCIsおよび/またはUCITSの発行/買戻手数料)。そのような支払手数料および費用は、対象ファンドならびにファンド・オブ・ファンズの段階で請求される。

サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、あらゆる付随的な報酬を考慮の上、適用されるパフォーマンス報酬を除き、最大3% (ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ、ファンド・オブ・コモディティ・ファンズおよびファンド・オブ・リアルエステート・ファンズに関しては、最高4.5%) とする。

管理会社もしくはその委託先により直接運用されるか、または合同運用もしくは支配または直接的もしくは間接的な実質保有を通じて管理会社と関係する別の会社により、運用されるファンドの受益証券へ投資する場合、対象ファンドの受益証券に関連して投資を行うサブ・ファンドは、発行および買戻しの手数料を請求されないことがある。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の本投資法人の純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されているが、機関筋の投資証券クラスに関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にシングル・スイング・プライシングから生じた収益で構成される。

シングル・スイング・プライシング (SSP) は、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブのすべてのサブ・ファンドに適用可能である。

注5 - 収益の分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、本投資法人の取締役会の提案により年次決算の終了後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。本投資法人の純資産額が2010年12月17日付の法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配の支払は行われない。分配が行われる場合、支払は年度末後4ヵ月以内に行われる。

本投資法人の取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止することを決定する権利を有している。

注6 - 金融先物およびスワップに係る契約債務

2019年10月31日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物およびスワップに係る契約債務は、以下のように要約できる。

a) 金融先物

U B S (L u x) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	指数に係る金融先物	
	(購入)	(売却)
- バランスド (米ドル)	10 070 990.66 米ドル	9 151 036.20 米ドル

U B S (L u x) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	債券に係る金融先物	
	(購入)	(売却)
- バランスド (米ドル)	6 758 496.14 米ドル	- 米ドル

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

b) スワップ

U B S (L u x) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	クレジット・デフォルト・スワップ	
	(購入)	(売却)
- バランスド (米ドル)	- 米ドル	6 860 275.41 米ドル

注7 - ソフト・ダラーの取決め

2018年11月1日から2019年10月31日までの年度中に、U B S (L u x) ストラテジー・エクストラ・シキャブのために締結された「ソフト・ダラーの取決め」はなく、「ソフト・ダラー」の金額は零である。

注8 - 総費用比率（TER）

この比率は、スイス・ファンズ・アンド・アセット・マネジメント・アソシエーション（SFAMA）の「TERの計算ならびに公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヵ月のTERは、以下のとおりである。

U B S (L u x) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	総費用比率（TER）
- バランスド (米ドル) P - a c c	2.16%
- バランスド (米ドル) (日本円・ヘッジ) P - a c c	2.16%

運用期間が12ヵ月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注9 - 取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2019年10月31日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならびに類似取引に関連する取引費用を負担した。

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ	取引費用
- バランスド (米ドル)	43 689.08 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各ファンドの運用成績において表示される。

注10 - 当期中の重要な事象

スイスのユービーエス資産運用事業は、ユービーエス・エイ・ジーからユービーエス・グループのメンバーであるUBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーに移転された。2019年6月17日付で移転の効力が生じた。

UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイスの金融市場監督局 (FINMA) が承認した集合投資事業の資産運用者である。

注11 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および/または保管受託銀行は、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服せしめることを選択することができる。

当財務書類についてはドイツ語版が公認されたものであり、ドイツ語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳 (すなわち、本投資法人および保管受託銀行によって承認されたもの) に自らが拘束されるものと認めることができる。

注12 - 店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を締結する場合、店頭取引相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下で店頭取引相手方が義務を果たさない (または履行できない) というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。店頭取引相手方、保管受託銀行または副保管受託銀行 / コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務

に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、店頭取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部分を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券の貸付機関として行為する。

店頭派生商品*

担保が設定されていない店頭派生商品を有する以下のサブ・ファンドは、その代わりにマージン勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手方	未実現(損)益	受領担保
UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)		
パークレイズ	77 144.17 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	- 24 957.62 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	38 493.61 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	8 748.40 米ドル	0.00 米ドル
HSBC	31 256.84 米ドル	0.00 米ドル
JPモルガン	- 22 255.85 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	- 192 768.72 米ドル	0.00 米ドル
ユービーエス・エイ・ジー	- 284 391.50 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コープ	- 222 762.98 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

貸付証券

UBS (Lux) ストラテジー ・エクストラ・シキャブ - バランスド(米ドル)	2019年10月31日現在 貸付証券による 取引相手方エクスポージャー		2019年10月31日現在 担保内訳(比率%)		
	貸付証券 時価	担保(ユービーエス・ スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
	米ドル	米ドル			
	25 899 904.35	27 975 884.62	67.60	32.40	0.00

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.10.2019
Investments in securities, cost	172 035 328.72
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	31 715 783.99
Total investments in securities (Note 1)	203 751 112.71
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	4 699 160.88
Other liquid assets (Margins)	200 643.96
Receivable on securities sales (Note 1)	53 694.54
Receivable on subscriptions	2 453.40
Interest receivable on securities	154 786.00
Interest receivable on liquid assets	3.58
Receivable on dividends	25 661.07
Other receivables	98 009.17
Unrealized gain (loss) on financial futures (Note 1)	176 053.94
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-591 493.65
Unrealized gain (loss) on swaps (Note 1)	173 999.01
Total Assets	208 744 084.61
Liabilities	
Bank overdraft	-95 008.97
Payable on securities purchases (Note 1)	-152 101.50
Payable on redemptions	-290 624.96
Provisions for flat fee (Note 2)	-175 207.97
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-3 543.58
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-37 175.13
Total provisions	-215 926.68
Total Liabilities	-753 662.11
Net assets at the end of the financial year	207 990 422.50

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2019

Statement of Operations

	USD
Income	1.11.2018-31.10.2019
Interest on liquid assets	27 020.03
Interest on securities	662 073.27
Dividends	587 904.40
Interest received on swaps (Note 1)	35 250.64
Income on securities lending (Note 12)	51 617.33
Other income (Note 4)	55 237.89
Total income	1 419 103.56
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-6 167.39
Cost on securities lending (Note 12)	-20 646.93
Flat fee (Note 2)	-4 470 895.54
Taxe d'abonnement (Note 3)	-46 250.58
Other commissions and fees (Note 2)	-44 257.14
Interest on cash and bank overdraft	-16 576.27
Total expenses	-4 604 793.85
Net income (loss) on investments	-3 185 690.29
Realized gain (Note 1)	
Realized gain on market-priced securities without options	11 788 871.27
Realized gain on options	139 809.78
Realized gain on financial futures	2 675 246.46
Realized gain on forward foreign exchange contracts	9 476 338.40
Realized gain on swaps	164 355.86
Realized gain on foreign exchange	13 687 411.98
Total realized gain	37 932 033.75
Realized loss (Note 1)	
Realized loss on market-priced securities without options	-1 525 813.57
Realized loss on options	-545 556.20
Realized loss on financial futures	-3 329 644.01
Realized loss on forward foreign exchange contracts	-6 684 645.50
Realized loss on swaps	-303 645.62
Realized loss on foreign exchange	-13 438 274.00
Total realized loss	-25 827 578.90
Net realized gain (loss) of the financial year	8 918 764.56
Changes in unrealized appreciation (Note 1)	
Unrealized appreciation on market-priced securities without options	35 201 987.39
Unrealized appreciation on options	165 929.03
Unrealized appreciation on yield-evaluated securities and money market instruments	624.11
Unrealized appreciation on financial futures	395 877.79
Unrealized appreciation on swaps	173 999.01
Total changes in unrealized appreciation	35 938 417.33
Changes in unrealized depreciation (Note 1)	
Unrealized depreciation on market-priced securities without options	-29 745 559.59
Unrealized depreciation on options	-169 626.00
Unrealized depreciation on financial futures	-155 165.51
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts	-1 481 313.49
Total changes in unrealized depreciation	-31 551 664.59
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	13 305 517.30

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)
Annual Report as of 31 October 2019

The notes are an integral part of the financial statements.

129

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment fund in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of any subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or the share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund for each share class by the number of shares in circulation in this subfund or share class.

Business days mean regular bank working days (i.e. each day on which banks are open during regular working hours) in Luxembourg with the exception of (i) individual non-statutory rest days in Luxembourg or (ii) days on which the main exchanges in the countries where the relevant subfund mainly invests are closed or (iii) the value of 50% or more of the relevant subfund's investments cannot be adequately assessed or (iv) in the case of subfunds whose performance and net assets are predominantly based on one or more indices, the related index or indices is not published.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of shares in circulation in the subfund, taking into account the fees charged to that share class:

- Whenever a distribution is made for class “P-dist” shares, the net asset value and the subscription and redemption prices of the shares of this share class are reduced by the amount of the distribution (which results in a reduction of the percentage of the net asset value to be allocated to the “P-dist” shares). The net asset value of the other share classes does not change, which results in an increase of the percentage of the net asset value to be allocated to those shares.
- For each issue or redemption of shares, the net asset value attributable to the corresponding share class will be appropriately adjusted.

If the total subscriptions or redemptions of all the share classes of a subfund on a single trading day come to a net capital inflow or outflow, the respective subfund's

net asset value may be increased or reduced accordingly (so-called single swing pricing). The maximum adjustment amounted to 2% of the net asset value. Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the Fund invests may be taken into account. The adjustment leads to an increase in net asset value if the net movements result in a rise in all shares of the Fund. It results in a reduction of net asset value if the net movements bring about a fall in the shares. The Board of Directors of the Company can set a threshold value for each subfund. This may consist in the net movement on a trading day in relation to the net fund assets or to an absolute amount in the currency of the subfund concerned. The net asset value would be adjusted only if this threshold were to be exceeded on a trading day.

b) Valuation principles

- Liquid funds – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and sight securities and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to portray their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last-known market prices. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the latest available price on the stock exchange that represents the major market for these investments will apply.
In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices.
Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange but which are traded on another regulated market which operates regularly and is recognised and open to the public are valued at the last available price on this market.
- Securities and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing

sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation obtained will be verified by means of calculation methods recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative originates.

- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCI) are valued at their last-known net asset value. Certain units or shares of other UCITS and/or UCI can be valued on the basis of an estimation of their value that has been provided by reliable service providers, which are independent from the portfolio manager or the investment advisor (value estimation).
- Index certificates (debt instruments) linked to indices comprising alternative investment instruments are valued at the latest available customary market price ("fair value"), which is based on the latest available valuations of the index components. Insofar as a report is available with indicative valuations, index certificates are valued on the basis of the indicative report until a report with effective valuations is available.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and not hedged by foreign-exchange transactions, are valued at the middle-market rate of exchange (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Fixed-term deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

If, due to extraordinary circumstances or events, the above criteria are deemed impossible or inappropriate for accurately determining the value of the subfunds concerned, the company is entitled to apply, temporarily, other appropriate valuation principles – which it

has determined in good faith and are generally accepted – to the assets of the Fund as a whole or of an individual subfund.

c) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date. Realized or unrealized gains or losses are recorded in the statement of operations.

d) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

e) Swaps

The Fund may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps, if they are executed with first class financial institutions that specialize in transactions of this kind.

The value of swap transactions is calculated by an external service provider and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used.

The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy. This valuation method is approved by the Board of Directors.

Changes in unrealized profits and losses are reflected in the statement of operations under "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps" in the statement of operations. The Management Company is authorised to apply other generally recognised and auditable valuation criteria in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the net asset value if, due to extraordinary circumstances, a determined in accordance with the aforementioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

f) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

g) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

h) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

i) Combined financial statements

The combined financial statements are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations at 31 October 2019 of the Fund are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 October 2019:

Exchange rates		
EUR 1 = CHF	1.100868	
EUR 1 = USD	1.115650	

*j) Receivable on securities sales,**Payable on securities purchases*

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

k) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a monthly flat fee for each of the subfunds, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the table below:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (CHF)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (EUR)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "N" in their name	1.980%	2.030%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "Q" in their name	1.150%*	1.200%
Share classes with "I-A1" in their name	0.950%	0.980%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* eff. fee 0.992%

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (CHF)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (EUR)

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)

	Maximum flat fee p.a.	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.980%	2.030%
Share classes with "N" in their name	2.100%	2.150%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.940%	0.970%
Share classes with "Q" in their name	1.250%*	1.300%
Share classes with "I-A1" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A2" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A3" in their name	0.940%	0.970%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

* eff. fee 1.050%

The aforementioned flat fee shall be used as follows:

1. For the management, administration, portfolio management and distribution of the Company (if applicable), as well as for all the tasks of the Depositary, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the handling of payment transactions and all other tasks listed in the section entitled "Depositary and main paying agent" of the sales prospectus, a maximum flat fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets, in accordance with the following provisions: This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat fee). The relevant maximum flat fee will not be charged until the corresponding unit classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be seen in "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.
2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Fund:
 - a) all additional expenses related to management of the Fund's assets for the sale and purchase of assets (bid/offer spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). These expenses are generally calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section entitled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;
 - b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as all fees of the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as any other fees paid to the auditor for the services it provides in relation to the administration of the Fund and as permissible by law;
 - d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Fund, as well as for the general safeguarding of the interests of the Fund and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) costs for the publication of the Fund's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) costs for the Fund's legal documents (prospectuses, KIID, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) costs for the Fund's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees, translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Fund, including fees for external advisers;
 - i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or usufructuary rights of the Company;
 - j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary for protecting the interests of the investors;
 - k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Fund's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable and disclosed, and taken into account in the disclosure of the Fund's TER.
3. The Management Company may pay retrocessions in order to cover the distribution activities of the Company.

Out of the management commission sales fees are paid to distributors and asset managers of the Company.

The depositary and administrative agent are nevertheless entitled to be reimbursed the costs of nonroutine arrangements made by them in the interests of investors; otherwise such expenses will be charged direct to the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat fee, the term "management fee" is set at 80% of the flat fee.

All taxes which are levied on the income and assets of the Company, particularly the "taxe d'abonnement", will also be borne by the Company.

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds will be charged to these subfunds. Costs which can be allocated to share classes will be charged to these share classes. If costs pertain to several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to the subfunds/share classes concerned in proportion to their relative net asset values.

Certain commission payments and expenses may be incurred more than once when investing in existing funds or may be incurred three times when investing in funds of hedge funds, funds of commodities funds and funds of real estate funds (for example, commission for the Depositary and the central Administrative Agency, management/advisory fees and issuing/redemption commission of the UCIs and/or UCITS in which an investment is made). Such commission payments and

expenses are charged at the level of the target fund as well as of the fund of funds.

The upper limit for management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested amounts to a maximum of 3%, taking into account any trailer fees and excluding any applicable performance fees (maximum of 4.5% for funds of hedge funds, funds of commodities funds and funds of real estate funds).

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05% or a reduced tax d'abonnement amounting to 0.01% p.a. for institutional share classes, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of the Company at the end of each quarter.

The tax d'abonnement is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the tax d'abonnement in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Single Swing Pricing.

Single Swing Pricing (SSP) is applicable to all subfunds of UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV.

Note 5 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund decides, at the proposal of the Board of Directors of the Company and after closing the annual accounts, whether and to what extent distributions are to be paid out by the respective subfund or share class. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount for assets laid down by the Law of 17 December 2010. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Board of Directors of the Company is entitled to determine whether interim dividends are paid and whether distribution payments are suspended.

Note 6 – Commitments on Financial Futures and Swaps

Commitments on Financial Futures and Swaps per subfund and respective currency as of 31 October 2019 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Financial Futures on Indices (purchased)	Financial Futures on Indices (sold)
– Yield (CHF)	42 029 374.05 CHF	34 214 967.76 CHF
– Balanced (CHF)	23 020 450.55 CHF	21 535 479.25 CHF
– Yield (EUR)	8 912 124.29 EUR	6 567 559.72 EUR
– Balanced (EUR)	11 595 722.96 EUR	9 736 188.62 EUR
– Yield (USD)	6 629 017.87 USD	4 402 229.33 USD
– Balanced (USD)	10 070 990.66 USD	9 151 036.20 USD

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
– Yield (CHF)	34 085 724.31 CHF	- CHF
– Balanced (CHF)	20 599 633.39 CHF	- CHF
– Yield (EUR)	6 327 140.00 EUR	- EUR
– Balanced (EUR)	4 577 080.00 EUR	- EUR
– Yield (USD)	6 007 552.12 USD	- USD
– Balanced (USD)	6 758 496.14 USD	- USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Swaps

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Credit Default Swaps (purchased)	Credit Default Swaps (sold)
– Yield (CHF)	- CHF	31 477 601.88 CHF
– Balanced (CHF)	- CHF	19 405 546.68 CHF
– Yield (EUR)	- EUR	7 122 740.70 EUR
– Balanced (EUR)	- EUR	5 636 701.28 EUR
– Yield (USD)	- USD	5 716 896.17 USD
– Balanced (USD)	- USD	6 860 275.41 USD

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Swaps and forward swaps on indices (purchased)	Swaps and forward swaps on indices (sold)
– Yield (CHF)	7 600 000.00 CHF	- CHF
– Balanced (CHF)	4 800 000.00 CHF	- CHF

Note 7 – Soft dollar arrangements

During the financial year from 1 November 2018 until 31 October 2019, no “soft dollar arrangements” were entered into on behalf of UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV and “soft dollars” amount to nil.

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Yield (CHF) P-acc	1.97%
– Yield (CHF) P-dist	1.97%
– Yield (CHF) Q-acc	1.12%
– Yield (CHF) Q-dist	1.12%
– Balanced (CHF) P-acc	2.16%
– Balanced (CHF) P-dist	2.16%
– Balanced (CHF) Q-acc	1.23%
– Balanced (CHF) Q-dist	1.23%
– Yield (EUR) P-acc	1.96%
– Yield (EUR) P-dist	1.97%
– Yield (EUR) Q-acc	1.11%
– Yield (EUR) Q-dist	1.11%
– Balanced (EUR) (USD Hedged) P-4%-ndist	2.16%
– Balanced (EUR) P-acc	2.15%
– Balanced (EUR) (USD Hedged) P-acc	2.16%
– Balanced (EUR) P-dist	2.15%
– Balanced (EUR) Q-acc	1.22%
– Balanced (EUR) Q-dist	1.22%
– Yield (USD) P-acc	1.97%
– Yield (USD) P-dist	1.97%
– Yield (USD) Q-acc	1.12%
– Yield (USD) Q-dist	1.12%
– Balanced (USD) P-4%-ndist	2.16%
– Balanced (USD) (SGD hedged) P-4%-ndist	2.17%
– Balanced (USD) P-acc	2.16%
– Balanced (USD) (JPY hedged) P-acc	2.16%
– Balanced (USD) P-dist	2.17%
– Balanced (USD) Q-acc	1.23%
– Balanced (USD) Q-dist	1.28%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 October 2019, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Transaction costs
– Yield (CHF)	157 430.80 CHF
– Balanced (CHF)	104 983.16 CHF
– Yield (EUR)	31 454.12 EUR
– Balanced (EUR)	32 933.09 EUR
– Yield (USD)	27 060.11 USD
– Balanced (USD)	43 689.08 USD

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each Fund.

Note 10 – Significant event during the reporting period

The Swiss UBS asset management business was transferred from UBS AG to UBS Asset Management Switzerland AG, a member of UBS Group. The transfer became effective on 17 June 2019.

UBS Asset Management Switzerland AG is a FINMA approved asset manager of collective investment schemes.

Note 11 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which the Company shares were bought and sold.

The German version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditors. However, in the case of Company shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 12 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (CHF)		
Bank of America	2 130 856.01 CHF	0.00 CHF
Barclays	-529 284.02 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	-120 888.50 CHF	0.00 CHF
Citibank	18 160.25 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-1 975.91 CHF	0.00 CHF
HSBC	156 808.01 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	-111 417.79 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-1 741 119.98 CHF	0.00 CHF
State Street	23 352.69 CHF	0.00 CHF
UBS AG	49 952.16 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-148 729.46 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (CHF)		
Bank of America	1 128 825.56 CHF	0.00 CHF
Barclays	-280 871.28 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	-74 470.80 CHF	0.00 CHF
Citibank	27 333.21 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-4 652.59 CHF	0.00 CHF
HSBC	94 763.14 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	-67 374.33 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-1 029 922.91 CHF	0.00 CHF
State Street	7 371.62 CHF	0.00 CHF
UBS AG	-76 147.43 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-90 286.67 CHF	0.00 CHF

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2019

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (EUR)		
Canadian Imperial Bank	-27 596.14 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	10 029.61 EUR	0.00 EUR
HSBC	43 058.42 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-25 450.36 EUR	0.00 EUR
State Street	898 889.62 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-147 109.32 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp.	662 491.46 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (EUR)		
Canadian Imperial Bank	-21 962.40 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	8 015.21 EUR	0.00 EUR
HSBC	53 142.28 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-20 337.55 EUR	0.00 EUR
State Street	536 387.91 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-215 052.14 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp.	480 673.52 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Yield (USD)		
Canadian Imperial Bank	-21 933.89 USD	0.00 USD
Citibank	16 384.19 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	7 662.01 USD	0.00 USD
HSBC	27 378.03 USD	0.00 USD
JP Morgan	-19 494.34 USD	0.00 USD
State Street	-175 857.21 USD	0.00 USD
UBS AG	-69 222.23 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp.	-171 156.18 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV – Balanced (USD)		
Barclays	77 144.17 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-24 957.62 USD	0.00 USD
Citibank	38 493.61 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	8 748.40 USD	0.00 USD
HSBC	31 256.84 USD	0.00 USD
JP Morgan	-22 255.85 USD	0.00 USD
State Street	-192 768.72 USD	0.00 USD
UBS AG	-284 391.50 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp.	-222 762.98 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Securities Lending

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 31 October 2019		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 31 October 2019		
	Market value of securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Yield (CHF)	107 985 085.92 CHF	116 640 519.74 CHF	67.60	32.40	0.00
– Balanced (CHF)	44 998 465.93 CHF	48 605 271.82 CHF	67.60	32.40	0.00
– Yield (EUR)	35 572 663.27 EUR	38 423 953.61 EUR	67.60	32.40	0.00
– Balanced (EUR)	16 904 494.62 EUR	18 259 457.05 EUR	67.60	32.40	0.00
– Yield (USD)	33 692 950.22 USD	36 393 574.09 USD	67.60	32.40	0.00
– Balanced (USD)	25 899 904.35 USD	27 975 884.62 USD	67.60	32.40	0.00

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
Annual Report as of 31 October 2019

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(バランスド (米ドル))

(2021年 2 月末日現在)

		米ドル (d を除く。)	千円 (d および e を除く。)
a	資産総額	179,068,462.66	19,026,024
b	負債総額	903,557.43	96,003
c	純資産総額 (a - b)	178,164,905.23	18,930,021
d	発行済株式総数 クラス P - a c c 投資証券	6,221,571.882口	
	クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	339,586.336口	
e	1口当たりの 純資産価格 クラス P - a c c 投資証券	18.29	1,943円
	クラス (日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	11,593円	

第6【販売及び買戻しの実績】

(バランズド(米ドル))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2011年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	961,369.905 (0)	1,781,530.939 (0)	8,328,505.193 (0)
2012年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	166,938.429 (0)	1,659,794.122 (0)	6,835,649.500 (0)
2013年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	830,192.367 (0)	1,234,310.431 (0)	6,431,531.436 (0)
2014年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	7,426,297.932 (1,727,759.000)	1,687,772.354 (32,000.000)	12,170,057.014 (1,695,759.000)
2015年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	6,038,442.221 (2,106,004.000)	2,719,855.755 (155,517.000)	15,488,643.480 (3,646,246.000)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	229,376.000 (229,376.000)	20,457.000 (20,457.000)	208,919.000 (208,919.000)
2016年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	8,152,468.856 (1,721,096.000)	10,121,739.162 (729,066.000)	13,519,373.174 (4,638,276.000)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	192,500.000 (192,500.000)	52,658.000 (52,658.000)	348,761.000 (348,761.000)
2017年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	2,151,158.995 (1,328,234.893)	4,194,854.973 (1,603,422.925)	11,475,677.196 (4,363,087.968)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	250,806.280 (131,967.196)	36,338.672 (35,371.025)	563,228.608 (445,357.171)
2018年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	1,024,858.305 (595,894.204)	1,983,696.484 (512,710.995)	10,516,839.017 (4,446,271.177)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	159,588.548 (164,781.615)	136,728.793 (133,650.186)	586,088.363 (476,488.600)
2019年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	238,770.674 (122,266.491)	2,947,600.609 (2,136,187.713)	7,808,009.082 (2,432,349.955)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	3,458.626 (923.626)	159,073.394 (122,561.385)	430,473.595 (354,850.841)
2020年10月末日に 終了する会計年度末	クラス P - a c c 投資証券	149,230.394 (0)	1,354,673.705 (227,039.093)	6,602,565.771 (2,205,310.862)
	クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券	2,408.205 (0)	48,400.163 (26,253.542)	384,481.637 (328,597.299)

(注1) () 内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、() の上段の数字は申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(約定日)を基準として算出している。

(注2) クラス(日本円・ヘッジ) P - a c c 投資証券は2015年6月2日に設定された。

第三部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

(2020年5月付)

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(随時改正および補足済)
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法(随時改正および補足済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(随時改正および補足済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(随時改正および補足済)
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	通達2011/61/EU第4条第1項(a号)に記載される投資信託(その投資コンパートメントを含む。)であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a)多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b)通達2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(特に、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルグの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(通達2009/65/ECをルクセンブルグ法に導入)。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R C S	ルクセンブルグ大公国の商業および法人登記所 (Registre de Commerce et des Sociétés)
R E S A	ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 (Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

・ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要および統計

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2020年3月31日現在、規制を受ける契約型UCIは1,334存在し¹、純資産総額は、7,696億5,700万ユーロ²である。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング(Pan-Holding)、セレクトッド・リスクス・インベストメント(Selected Risks Investments)およびコモンウェルス・アンド・ヨーロッパ・インベストメント・トラスト(Commonwealth and European Investment Trust)があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド(United States Trust Investment Fund)である。2020年3月31日現在、規制を受けるSICAV型およびSICAR型のUCIは2,322存在し、純資産総額は、3兆3,485億8,500万ユーロ³である。

2020年3月31日現在、ルクセンブルグ籍のファンドが運用する純資産の総額は4兆6,687億1,300万ユーロ⁴に達している。

・ルクセンブルグの投資信託の監督

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によって行われている。これは、当初は、銀行および信用取引ならびに有価証券の発行を規制する1965年6月19日付の大公令、その後は、投資信託の監督に関する1972年12月22日付の大公令に基づく管轄権を有する銀行監督官であった。

監督機関の機能は、その後、1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁(以下「IML」という。)(同法第30条に基づき銀行監督官の継承者となり、1998年4月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行(以下「BCL」という。)になった。)に委譲された。

1999年1月1日以降、監督機能は、BCLとは分離されており、1998年12月23日法により新たに創設された公的機関である金融監督委員会(以下「CSSF」という。)によって行使されている。CSSFは、銀行、金融セクターで業務を行っているその他の機関および投資信託の監督に関し以前はBCLに委託されていたあらゆる規制に関する権限、ならびにルクセンブルグ証券取引所およびルクセンブルグ証券取引所での有価証券の公募および有価証券の上場に関し証券取引委員会に委託されていたあらゆる規制に関する権限を行使している。

・ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)(以下「1915年法」という。)ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

¹ この数値は、UCITS、パート ファンドであるUCI、SIFおよびSICARを含む。

² CSSFウェブサイト(<http://www.cssf.lu/en/supervision/ivm/ucits/statistics/>)上で入手可能な最新の統計を参照のこと。

³ Idem

⁴ ALFIウェブサイト(https://www.alfi.lu/Alfi/media/Statistics/Luxembourg/ouverture_section_statistique_chiffres_du_mois.pdf)上で入手可能な最新の統計を参照のこと。

⁵ ルクセンブルグの投資信託制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと(特にその射程が投資信託以外に及ぶ場合)に留意されたい。

1.2 UCITS / UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法(以下「2002年法」という。)により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009/65/EC(以下「UCITS 通達」という。)を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIに基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU(以下「UCITS V通達」という。)をルクセンブルグ法に適用する2016年5月10日法により改正された。2016年5月10日法は、2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日付で施行された。

2010年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法(以下「1991年法」という。)は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった(以下、併せて「2007年法」という。)。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託(以下「SIF」という。)が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2007年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。このことは、いかなるプロモーターもCSSFの承認を得る必要がないという事実からも明らかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(以下「RAIF法」という。)は、2013年法および2010年法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ

投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、認可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。よって、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で(直接的で)慎重な監督に服するものでもない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

RAIF法の最後の改正は、2019年7月18日のメモリアル第514号において公告されたEuVECA、EuSEF、MMF、ELTIFおよび証券化STSの規則の適切な適用に関する規則を制定する2019年7月16日法により行われた。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS(以下「パート 」という。)

パート その他のUCI(以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI(以下「パート 」という。)

パート 管理会社(以下「パート 」という。)

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資すること、および/またはリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

a) クローズド・エンド型のUCITS

b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS

c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS

d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d) の分類は、2003年1月22日付CSSF通達03/88(2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。)によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項(現2010年法第41条第1項)に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および/またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託(以下「レバレッジ・ファンド」という。)
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパート(現在は2010年法のパート)の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)

2) 投資法人(investment companies)、これは

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125 - 1条は、特定の特性を規定しており、または、CSSF規則によって特定の追加要件が定められる可能性を規定している。

(注)本書の日付において、この点に関して、CSSF規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条、ただし、これらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C P の純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
 - 管理会社は、F C P の運用管理業務を約款に定められている範囲内で執行すること。
 - 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。また、パート が適用されるその他のすべての投資信託の場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。しかしながら、C S S F は、頻度の減少が受益者の利益を毀損しないことを条件として、U C I T S がこの頻度を1か月に1度に減らすことを許可することができ、また、適式かつ適正な請求により、パート が適用されるその他の投資信託に対してもかかる減少を許可することができる。
 - 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C P の名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C P から受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C P の会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C P の解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 2010年法パートIに基づくFCPに関し、管理会社は、状況により必要とされる例外的な場合、および受益者の利益を考慮した上で停止することが妥当であると認められる場合、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合も、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、(特に、FCPの業務および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合)、C S S F はこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C P に適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I に適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T S は、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T S の設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T S は、U C I T S 通達に従い認可されたU C I T S または同通達第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のU C I の受益証券に(設立国がE U

加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度であると判断する監督に服すること、および監督機関間の協力が十分に確保されることが定められている法律に基づき認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS 通達の要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02で公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは、以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) その他のUCIは、UCITS通達第1条第2項(a)に従い、非流動資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。
 - () その他のUCIは、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、UCITS通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
 - () ファンドの規則または設立文書において、UCITS通達第50条第1項(e)()に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達

11/512(改正済)を發布した。通達11/512は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CS SF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CS SF通達11/512は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別および関連するデリバティブ商品の利用の違いを克服するものである。全体的エクスポージャーの適切な計算方法を選択する目的において、管理会社は、金融デリバティブ商品の利用を含め、投資方針および投資戦略を基準として各UCITSのリスク特性を評価するものとする。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとCS SFが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) CS SFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、通達2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9)(a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CS SFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的风险、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CS SFに定期的に報告しなければならない。かかる運用においてデリバティブ商品が使用される場合、かかる条件および制限は、2010年法に定められている規定に従うものとする。いかなる状況においても、かかる運用により、UCITSが、UCITSの約款または目論見書に定められている投資目的から逸脱することになってはならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCS SFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および/またはかかる機関と行ったOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーの総額が、その純資産の20%を超える投資を行ってはならない。

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSFは、本(10)に定める基準に適合した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)に送付するものとする。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金ま

たはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社

により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 2010年法第2条第2項の趣旨内の同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16)(a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17)(a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b)(a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18)(a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b)(a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。
- (20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメン

トのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
 - フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I(以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- 対象ファンドが、反対に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- 対象ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書が特に考慮されなければならない。

- 純資産価格の計算の誤りの場合における投資家の保護および投資信託に適用される投資規則の不遵守により生じる影響の是正に関する1997年1月21日付CSSF通達02/77
- 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE(以下「2007/16通達」という。)を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

C S S F 通達08 / 339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、U C I T S がこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸付取引においてU C I T S (および原則としてU C I も) が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたC S S F 通達08 / 356 (C S S F 通達11 / 512 (改正済) により改正済である。)

C S S F 通達08 / 356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、U C I T S (U C I) のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってU C I T S (U C I) のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- 2008年11月26日にC S S F は、U C I T S による投資の対象となる適格資産に関するC E S R のガイドラインを規定するC S S F 通達08/380を示達した。同通達は、U C I T S による投資の対象となる適格資産に関するC E S R のガイドラインであり、委員会によってC S S F 通達08/339により公布された2007年3月付のC E S R /07-044を取消し、これに取って代わった。

このC S S F 通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とする技法および商品に関する、U C I T S による投資の対象となる適格資産に関するC E S R のガイドラインの変更のみに焦点を当てたものである。この通達には、U C I T S 通達第21条の規定に従わなくてはならないという要件は、特に、U C I T S が買戻条件付き売買契約または証券貸付を使用することを許可された場合、かかる取引は、U C I T S のグローバル・エクスポージャーを算定するために配慮されなければならないことを含意していることが記載されている。

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S R ガイドライン10 - 049 (改定済)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する通達2009 / 65 / E C を実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010 / 43 / E U を置換する2010年12月22日付C S S F 規則10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関する通達2009 / 65 / E C を実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010 / 44 / E U を置換する2010年12月22日付C S S F 規則10 - 5 (改正済)
- 他の欧州連合加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T S およびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他の欧州連合加盟国のU C I T S が踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F 通達11 / 509
- C S S F 規則10 - 4およびE S M A による明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S F によるさらなる明確化ならびにC S S F に対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日C S S F 通達11 / 512。C S S F 通達11/512は、C S S F 通達18/698によって改正された。
- 運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540

- オープン・エンド型投資信託に重大な変更が生じた場合における投資家保護に関する2014年7月22日付C S S F 通達14 / 591
- E T F およびその他のU C I T S に関するE S M A ガイドライン2014 / 937 (改定済) に言及する2014年9月30日付C S S F 通達14 / 592 (同通達は、C S S F 通達13 / 559により実施された、2012年公告の関連するE S M A ガイドライン (E S M A / 2012 / 832) に取って代わった。)

このC S S F 通達14 / 592は、主に、U C I T S、インデックス・トラッキングU C I T S、レバレッジU C I T S および逆レバレッジU C I T S、証券貸付などの担保を利用するU C I T S、レボおよび逆レボ契約を扱う。この点に関して、E U 規則2015 / 2365も考慮しなければならない。

- ヨーロッパのマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S R のガイドライン (C E S R / 10-049) のレビューに関するESMAの意見に関する2014年12月2日付のC S S F 通達14 / 598
- 税務情報の自動的交換および税務事項におけるマネー・ロンダリング防止の動向に関する2015年3月27日付C S S F 通達15 / 609
- 管理委員会/戦略に関する文書の調製、交付および協議の外部委託システムに関するリスク管理に関する2015年4月16日付のC S S F 通達15 / 611
- C S S F に対する新たな月次報告に関する2015年12月3日付C S S F 通達15 / 627
- 休眠または不活動口座に関する2015年12月28日付C S S F 通達15 / 631 - 投資信託に関する2010年法パート に服するU C I T S の預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S (該当する場合) に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F 通達16 / 644。C S S F 通達16 / 644は、2018年8月23日付C S S F 通達18 / 697により改正済である。
- ルクセンブルグ法により規制される投資ファンド運用者の認可および規制に関する2018年8月23日付C S S F 通達18 / 698
- 証券 (E S M A) および銀行 (E B A) セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F 通達19 / 718
- 非A B C P 証券化のS T S 基準およびA B C P 証券化のS T S 基準に関するE B A ガイドラインの実施に関する2019年5月15日付C S S F 通達19 / 719
- オープン・エンド型の投資信託の流動性リスク管理に関するI O S C O の勧告に関する2019年12月20日付通達19 / 733
- 新型コロナウイルスの世界的流行下における金融犯罪およびA M L / C F T への影響に関する2020年4月10日付C S S F 通達20 / 740

(注) 2002年法に関連して示達された上記のC S S F 通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびS I C A V は、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつO T C デリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたC S S F 通達11 / 512 (C S S F 通達18 / 698により改正済みである。)、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してC S S F よりさらに明確化しており、かつC S S F に対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、U C I T S の目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性(VaRアプローチを用いるUCITSについて)
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSについての参照ポートフォリオに関する情報

また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドに該当するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない(以下を参照のこと。)。

パート ファンドのみを管理する管理会社は、2010年法第16章によって規制される。

パート ファンドの資格を有するFCPの管理は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってそのウェブサイト上で入手可能なオフィシャル・リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。

2010年法第125 - 2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

(a) 通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

(b) 通達2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人

もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数が複数かを問わない。)のために、2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に従い外部 A I F M を任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数の A I F の管理が、2013年法第 3 条第 2 項に規定される閾値の 1 つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- 自らが管理する A I F について C S S F に確認すること
- 自らが管理する A I F の投資戦略に関する情報を、C S S F に提供すること
- C S S F が体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理する A I F の元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、C S S F に定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2 条第 2 項 a) に規定する外部 A I F M を任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第 2 章に規定される手続に従い、30 暦日以内に、C S S F に認可を申請しなければならない。通達2011 / 61 / E U に規定する A I F 以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記 (b) または (c) に記載される業務を遂行することなく、上記 (a) に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、U C I の管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠する U C I でなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構)および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社は C S S F に対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体のみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S F と当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) (c) または (d) の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S F による事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本 (1) の範囲内に該当し、本 (1) 第 4 段落目 (b) において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部 A I F M 自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能にかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F は、適切な方法で通知を受けなければならない。

b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S F は以下の条件で管理会社に認可を付与する。

a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)：現在にかかる規則は存在しない。

b) a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。

d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。C S S F は、管理会社が適用法(特に、自己資金に関する要件に関する法)により課された健全性要件を遵守することを約束する受益者に関連するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

C S S F は、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。

b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。

e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、通達2011/61/EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、C S S F による事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。)。

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

(1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってそのウェブサイト上で入手可能なオフィシャル・リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。

(2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む)で、かかるポートフォリオが、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の付属書類 セクションBに記載されている一または複数の金融商品を含む場合

(b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の付属書類 セクションBに記載されている一または複数の金融商品に関する投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

(4) 上記(2)からの一部修正として、通達2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがCSSFに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条

件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙 に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および金融機関の資本の十分性に関するEU規則575/2013の規定および金融機関の業務および金融機関および投資会社の慎重な監督へのアクセスに関する2006年6月26日付欧州議会および理事会通達2013/36/EUを施行するルクセンブルグの規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、EU規則575/2013第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEC法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

- (f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に適合しない場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格参加権を有する株主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報またはかかる参加の金額が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への参加資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条の規定と同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 以下に該当する管理会社の認可については、事前に、関係する他の加盟国の管轄官庁と協議しなければならない。
- (a) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- (b) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または

(c) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を管理している自然人または法人と同一の自然人または法人によって管理されている管理会社

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

(15) 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

(16) 1915年法および同法第900条の3により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。

(17) CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

(18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。

- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
- 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
- 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社に関する慎重な監督は、管理会社が2010年法第1条において定義されている支店を設立しているか、または他の加盟国において業務を提供しているかにかかわらず、投資先の加盟国の機関に責任を課すUCITS通達の規定を毀損することなく、CSSFの責任である。

管理会社の適格ポジションは、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条において投資会社に関し定められている規則と同一の規則に服する。

2010年法の趣旨上、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条に記載されている「会社/投資会社」という用語は、「管理会社」と解釈されるものとする。

(2) 管理会社が管理するUCITSの性質に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき健全性規制の強化にあたり、管理会社は、UCITS 通達に従い、以下を義務づけられる。

(a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) 2.2.1.2.2.のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、

(i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。

() (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。

(a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

(b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。

(c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

(d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

(e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

(f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

(g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

(h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

(i) U C I T S の目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。

(5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理する U C I T S の最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

(b) 管理会社が管理する U C I T S の最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

(c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。

(d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理する U C I T S が公正に取り扱われるよう確保しなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。2010年法は、管理会社が以下のすべてを満たす報酬に関する方針および実務を策定しなければならない旨を定めている。

- U C I T S の健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであること。
- 該当する U C I T S のリスク特性または該当する U C I T S について規定するファン・ド・ルールと矛盾するリスク・テイクを奨励しないものであること。
- U C I T S の最善の利益に適うよう行為する U C I T S 運用者の義務の遵守を阻害しないものであること。

報酬に関する方針および実務は、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および実務は、経営幹部、リスク・テカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部の報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員およびその専門的業務が管理会社またはかかる者が管理する U C I T S のリスク特性に重大な影響を及ぼすリスク・テカーを含むスタッフに適用される。

(6) 上記(5)において言及される報酬に関する方針を策定および適用する際、管理会社は、その規模、内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性に照らして適切である方法で、かつ、適切である限りにおいて、以下の原則を遵守するものとする。

(a) 報酬に関する方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進し、管理会社が管理する U C I T S のリスク特性、規則または設立文書と矛盾するリスク・テイクを奨励しない。

(b) 報酬に関する方針は、管理会社およびこれが管理する U C I T S ならびに当該 U C I T S の投資家の事業戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避するための措置を含んでいる。

(c) 報酬に関する方針は、管理会社の経営体によりその監督職務において採択され、当該経営体は、報酬に関する方針の一般原則を採択し、少なくとも年に一度再検討し、その実施について責任を負い、これを監督する。本(c)において言及される職務は、当該管理会社において業務執行職務を遂行せず、かつ、リスク管理および報酬について専門知識を有する経営体のメンバーによってのみ行われるものとする。

(d) 報酬に関する方針の実施は、少なくとも年に一度、経営体によりその監督職務において採択された報酬に関する方針および手続の遵守について中心的かつ独立した内部調査に服する。

- (e) コントロール・ファンクションに従事するスタッフは、これがコントロールする事業分野の業績に関係なく、その職務に関連する目的の達成に応じて報酬を受領する。
- (f) リスク管理および遵守職務に従事する上級役員の報酬は、報酬委員会(かかる委員会が存在する場合)によって直接監督される。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬の総額は、財務基準および財務以外の基準を考慮した上で、個人の業績および事業部門または該当するUCITSの業績に関する評価ならびにこれらのリスクに関する評価と、個人の業績を評価する際の管理会社の全体的な業績の組み合わせに基づく。
- (h) 評価プロセスがより長期にわたるUCITSの業績およびその投資リスクに基づき、かつ、業績に連動する報酬の構成要素の実際の支払が同期間にわたって分散されることを確保するために、業績の評価は、管理会社が管理するUCITSの投資家に推奨される保有期間に照らして適切な複数年の枠組みにおいて設定される。
- () 保証される変動報酬は、例外的であり、新たなスタッフを雇用するという状況下においてのみ発生し、かつ、雇用の最初の年に限定される。
- (j) 報酬総額の固定および変動の構成要素は、適切にバランスを保ち、また、報酬の固定の構成要素は、報酬の変動の構成要素を一切支払わない可能性を含め、変動の構成要素に関する十分に柔軟な方針の運用を可能にするために、報酬総額の十分に高い割合を占める。
- (k) 契約の早期終了に関連する支払は、時を経て達成された業績を反映し、不履行に報酬を与えないように意図される。
- (l) 報酬の変動の構成要素または報酬の変動の構成要素のプールを計算するために用いられる業績の測定方法は、すべての関連する種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムを含む。
- (m) UCITSの法的構造およびそのファンド規則またはその設立文書に従い、報酬の変動の構成要素の大部分(いかなる場合も50%以上)は、当該UCITSの受益証券、同等の所有持分または株式関連商品もしくは本(m)において言及されるあらゆる商品と同等に有効なインセンティブを有する同等の非現金商品により構成される。ただし、UCITSの経営幹部が占める割合が、管理会社が管理するポートフォリオ全体の50%未満である場合は、50%の最低基準は適用されない。本(m)において言及される商品は、インセンティブを管理会社およびこれが管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と調整することを目的とする適切な保有方針に従うものとする。本(m)は、報酬の変動の構成要素のうち(n)に従って繰り延べられる部分および報酬の変動の構成要素のうち繰り延べられない部分の両方に適用されるものとする。
- (n) 報酬の変動の構成要素の大部分(いかなる場合も40%以上)は、関連するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間の点において適切な期間にわたって繰り延べられ、当該UCITSのリスクの性質と正しく調整される。本(n)において言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づき支払うべき報酬は、比例按分ベースより早く付与されない。報酬の変動の構成要素が特に高額である場合、当該金額の60%以上が繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分を含め、管理会社全体の財政状態に照らして持続可能であり、かつ、事業部門、UCITSおよび該当する個人の業績に応じて正当化される場合にのみ支払われまたは付与される。変動報酬の総額は、管理会社または該当するUCITSの財務業績が低迷しまたはマイナスとなった場合、マルスまたはクローバックの取決めに含め、現行の報酬および以前に獲得した金額の支払金の削減の両方を考慮した上で、通常、かなり縮小されるものとする。

(p) 年金に関する方針は、管理会社およびこれが管理するUCITSの事業戦略、目的、価値および長期的な利益に合致する。従業員が定年の前に管理会社を退職する場合、裁量的年金給付は、(m)において定義される商品の形式で、管理会社により5年間保有されるものとする。定年に達する従業員の場合、裁量的年金給付は、5年間の保有期間を条件として、(m)において定義される商品の形式で従業員に支払われるものとする。

(q) スタッフは、その報酬の取決めに内包されるリスク調整効果を弱めるために、報酬および責任に関連する保険の個人的なヘッジ戦略を用いないことを約束することを要求される。

(r) 変動報酬は、2010年法の要件の回避を助長する手段または方法によって支払われない。

第1項に定める原則は、管理会社により支払われるあらゆる種類の給付、UCITS自体により直接支払われる業績報酬を含む金額、ならびに、経営幹部、リスク・テカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部およびリスク・テカーの報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員を含め、その専門的業務がこれらのリスク特性またはこれらが管理するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフのために行われるUCITSの受益証券または投資証券の譲渡に適用されるものとする。

その規模、これが管理するUCITSの規模、その内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性の点において重要である管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスクを管理するために創出されるインセンティブに関して適当かつ独立した判断を行うことが可能になる形で構成されるものとする。適切な場合には、通達2009/65/EC第14a条(4)において言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会は、管理会社または該当するUCITSのリスクおよびリスク管理に関係する決定ならびに経営体によりその監督職務において行われるべき決定を含め、報酬に関する決定の準備について責任を負うものとする。該当する管理会社において業務執行職務を遂行しない経営体のメンバーが報酬委員会の議長を務めるものとする。該当する管理会社において業務執行職務を遂行しない経営体のメンバーが報酬委員会のメンバーとなるものとする。経営体に従業員代表を入れることが労働法典により規定されている管理会社において、報酬委員会は、一または複数の従業員代表を含むものとする。その決定を準備する際、報酬委員会は、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公益を考慮するものとする。

(7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第37-8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37-8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

(1) UCITS 通達に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたUCITSは、UCITS 通達第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、またはUCITS 通達に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

(2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698によりさらに処理される。CSSF通達18/698の目的は、オルタナティブ投資ファンドに関する法律情勢を考慮するために、また、CSSF通達18/698が適用されるルクセンブルグ法に基づき設立されたすべての投資ファンド運用者(以下「IFM」という。)、すなわち、2010年法第15章に服するルクセンブルグ法に基づくすべての管理会社、2010年法第16章第125 - 1条または第125 - 2条に服するルクセンブルグ法に基づく管理会社、2010年法第17条に服するIFMのルクセンブルグ支店、2010年法第27条の意味における自己管理投資法人(SIAG)、2013年法第2章に基づき認可されるオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条(1)(b)の意味における内部管理オルタナティブ投資ファンド(FIAG)の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に明記するために、2012年10月24日付CSSF通達12/546(改正済)に取って代わることである。CSSF通達18/698はまた、IFMがルクセンブルグおよび/または国外において設立した支店および代表事務所にも適用される。CSSF通達18/698は、特に、株式保有構造、資本要件、経営体、中央管理事務および内部統治の取決めならびに委任の管理に関する規則を含む一定の認可条件に関してさらなる説明を提示することを目的としている。さらに、同通達は、登録事務代行会社の活動を行う投資ファンド運用者に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗するための特定の規定を含んでいる。

2.2.1.3. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款およびFCPのために行為する管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法の規定により、契約上の規定は保管受託契約に盛り込まれなければならない。保管受託銀行は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること(UCITSに関してのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って充当されるようにすること。

UCITS 通達(以下に定義される。)により、保管受託銀行は、保管受託銀行または保管される金融商品の保管を委託した第三者による紛失について、ファンドおよび受益者に対し責任を負

うものとする。保管された金融商品を紛失した場合、保管受託銀行は、不当に遅延することなく、ファンドまたはファンドに代わって行為する管理会社に対し同一タイプの金融商品または同等の金額を返還するものとする。保管受託銀行は、紛失が、保管受託銀行が合理的にコントロールすることのできない外部の事象により生じたものであること、保管受託銀行が紛失しないためのあらゆる合理的努力を尽くしたにもかかわらず、かかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、また、適用規制に対する自身の義務を適正に履行することを自身の過失により、もしくは故意に怠った場合、ファンドおよびファンドの受益者に対し、かかる者が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

受益者に対する保管受託銀行の債務は、直接的に、または受益者に対する補償の重複もしくは受益者に対する不平等な措置にならないことを条件に間接的に管理会社を介して履行されることができる。

保管受託銀行の債務は、保管受託銀行が保管している資産のすべてもしくは一部を副保管受託銀行に委託したという事実により影響を受けることはない。

保管受託銀行は、その登記上の事務所をルクセンブルグに置くか、または外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。後者の場合において、保管受託銀行がUCITSである場合、その登記上の事務所は、他の加盟国に所在していなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および十分な経験ならびに該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

保管受託銀行は、要請があった場合、保管受託銀行がその債務の履行において得たもので、コモン・ファンドが2010年12月17日法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

保管受託銀行の機能に関して、UCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会通達⁶が示達されることを予想し、CSSFは、2014年7月11日に、UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にすることを目的とするCSSF通達14/587(以下「通達14/587」という。)を公表した⁶。原則に基づくアプローチを変更し、CSSFは、UCITSの保管受託銀行の機能について定める、より詳細な規則を制定した。通達14/587により、IML通達91/75のE章は、UCITSには適用されなくなるが、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドに引き続き適用される。現在、UCITSの保管受託銀行として行為しているルクセンブルグの金融機関は、その業務の仕組みをCSSFの新たな要件に適合しなくてはならなかった。

2014年7月23日に、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国によって施行されなければならないことになっていたUCITS 通達の最終版を正式に採択した。UCITS 通達は、UCITSの預託機関の機能および義務を明確にしており、過度なリスク・テイクを制限するための管理会社の報酬に関する方針のパラメーターを定めており、また、国の規定の違反に関する行政上の制裁の最低基準の調整について定めている。

⁶ CSSF通達14/587は、以下において詳細に説明されるとおり、CSSF通達16/644により廃止された。

UCITS レベル2 措置が2015年12月17日に公表された(効力発生日は、2016年10月13日)。

2016年5月10日に、ルクセンブルグの立法機関は、2010年12月17日法およびAIFM法を改正することによりUCITS通達をルクセンブルグ法に置き換える法律を採択した。

2016年10月11日に、C S S Fは、U C I T Sのために保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関およびルクセンブルグのすべてのU C I T SならびにU C I T Sのために行為する管理会社に対するC S S F通達16/644を公表した。このC S S F通達16/644は、U C I T S レベル2 措置と矛盾していた通達14/587の規定を廃止し、2010年12月17日法およびU C I T S レベル2 措置に定められていた保管受託銀行に関する規則を明確にした。特に、同通達は、チェーン・オブ・カस्टディ（証拠保全）および特定の状況（U C I T S がデリバティブ（金融派生商品）に投資する、担保を受け取るなどの場合）に関する組織としての要件を明確にするものであった。

2018年8月23日、C S S Fは、投資信託に関する2010年12月17日法パートIに服しないファンドの保管受託銀行および適切な場合はその支店に適用される組織上の取決めに係るC S S F通達18/697を公表した。C S S F通達18/697は、適切な場合には管理会社により代表される2010年法パートIに服するU C I T Sの保管受託銀行として行為する金融機関に適用される規定に関するC S S F通達16/644ならびに投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルグの事業体が服する規則の改正および再編成に関するI M L通達91/75（C S S F通達05/177により改正済）を変更するものである。

A) 保管受託銀行は、パートI ファンドの資格を有するF C Pについて以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って充当されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、F C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに保管受託銀行に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、F C Pのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を排除しまたは制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

保管受託銀行のF C Pの受益者に対する責任は、直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが受益者に対する補償の重複または受益者に対する不平等な措置にならないことを条件とする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上

の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デューディリジェンス、() 支払不能保障および(v) 独立性に係るものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパート ファンドの保管受託銀行である場合は、その登録事務所は他のE U加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するU C I T Sに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

保管受託銀行は、要請があった場合、保管受託銀行がその義務の履行にあたり得たもので、F C Pが2010年法を遵守しているかをC S S Fが監視するために必要であるすべての情報を、C S S Fに対し提供するよう求められる。

C S S Fは、2016年10月11日に、U C I T Sの保管受託銀行を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたC S S F通達16 / 644を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、C S S Fは、U C I T Sの保管受託銀行の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を発布した。

C S S F通達16 / 644は、上により詳細に記載されるとおり、C S S F通達18 / 697により改正済である。

B) パート ファンドの資格を有するF C Pについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するF C Pと、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するA I F Mが管理するF C Pとを区別している。

F C P (パート ファンド) に関しては、U C I の資産は、2010年法第88 - 3条の規定に従い、一つの保管受託銀行にその保管を委託されなければならない。

U C I T Sの保管受託体制は、2010年法パート ファンドの預託機関に適用される。2018年2月27日法(2018年3月1日にメモリアルに公告され、2018年3月5日に施行された。)が採択されたことにより、U C I T Sの保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に対しても販売される2010年法パート ファンドの保管受託銀行にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パート ファンドの預託機関にはA I F Mの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。)。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.(4)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額を有し、株主は、一定の株主カテゴリーまたは1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合について記載される定款に記載される議決権の制限に服し、1株につき株主総会における1議決権を付与される。1915年8月10日法は、また、公開有限責任会社が議決権のない株式を発行する可能性、または複数の議決権を有する株式を発行する可能性について定めている。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主が承認し、定款に記載された金額まで引き上げられることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることとはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人 (S I C A V)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人 (société d'investissement à capital variable。以下「S I C A V」という。)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特別な形態であるため、1915年8月10日法の規定は、2010年12月17日法が委任を受けていない範囲でのみ適用される。

S I C A Vの定款およびその変更は、出席当事者の決定により、フランス語、ドイツ語または英語で記載される特別な公正証書で記録される。フランス革命暦11年プレーリアル24の法令 (Decree of 24 Prairial, year XI) の規定を一部修正し、かかる証書が英語で記載された場合は、かかる証書が登録機関に提出される際、かかる証書の公用語の訳文が添付されなければならないという義務は、適用されない。かかる義務は、S I C A Vの株主総会の議事録またはS I C A Vの合併案に関する集会の議事録を記録した公正証書を含む公正証書の形式で記録されなければならないその他の証書にも適用されない。

1915年8月10日を一部修正し、S I C A Vは、年次総会の招集通知と同時に年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会による登録株主に対するコメント (該当する場合) を送付することを義務付けられていない。招集通知には、株主に対してかかる文書が提供される場所およびその実務的手配に関する記載がなされており、また、各株主が、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会によるコメント (該当する場合) が送付されるよう要求することができる旨が記載されている。

株主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数は、総会の5日前 (以下「基準日」という。)の24時 (ルクセンブルグ時間) に発行済みの株式に従って決定される旨が記載される。総会に出席し、自身の株式に付されている議決権を行使する株主の権利は、基準日において当該株主によって保有されている株式に従って決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され、また買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株の発行の場合、新株引受権は、定款にかかる権利が明示的に定められていない限り、既存の株主によって請求されることはできない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる (注: 本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。)。
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の

場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額は C S S F 規則により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従い C S S F が決定する。)。

- 通常の期間内に S I C A V の資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り S I C A V の株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A V の資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低 1 か月に 2 回、または C S S F が許可する場合は 1 か月に 1 回とし、パート 以外のファンドについては最低 1 か月に 1 回とする。)。
- 定款中に S I C A V が負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A V の株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1 株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後 1 か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも 3 か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに 1 か月以内に R C S に公告するため地方裁判所の公記録保管庁に届出られなければならない。

(注) S I C A V は、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記 2.2.1.1. 記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- S I C A V の株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および S I C A V の定款に従って執行されるようにすること。
- S I C A V の株式の価額が法律および S I C A V の定款に従って計算されるようにすること。

- S I C A VまたはS I C A Vのために行為する管理会社の指示を実行すること(ただし、かかる指示が法律またはS I C A Vの定款と相反するはこの限りではない。)。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、保管受託銀行が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに保管受託銀行に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のS I C A Vの株主に対する責任は、直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが受益者に対する補償の重複または受益者に対する不平等な措置にならないことを条件とする。

保管受託銀行は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび株主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を排除しまたは制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i)一般的な保管受託義務、()保管、()デューディリジェンス、()支払不能保障および(v)独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される(2010年法第95条を参照のこと。)。

保管受託銀行としての任務を履行する際、保管受託銀行は、受益者の利益のためのみに行為しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S 通達に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」をS I C A Vと読み替える。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年8月23日付C S S F通達18/698に基づいて記載される適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該S I C A Vの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、な

らびに管理会社が管理するS I C A Vの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAV)の管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420条の1)

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登録事務所の所在地
- () 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- () 当初払込済の発行済資本の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類に記載
- () 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定
- () 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- () 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- () 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- () 会社の存続期間
- () 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420条の19(2)および第420条の23(2))

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S F から正式な認可を受けることを要する。

- 2010年法第2条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。
- E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第5項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法A I Fの受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立されたA I F Mにより行われる場合において2013年法第6章および第7章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立されたA I F Mにより行われる場合において通達2011/61/EU第6章および第7章の規定に従って行われる場合には、免除される。

- i 認可を受けたUCIは、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に記載されるUCIについては、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から1か月以内にC S S F に対しなされなければならない。

ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

- 2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(fonds d'investissement)の定義は、1991年1月21日付I M L 通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

- 2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(I M L)によりとってかわられた。I M Lは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、C S S Fに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するC S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人(または、F C Pの場合は管理会社)に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人/管理会社(F C Pの場合)は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない(監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。)。パート ファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される(2010年法第150条第2項)。

パート ファンドに関しては、投資法人/管理会社(F C Pの場合)は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書(ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語)(以下「K I I」という。)を作成しなければならない(2010年法の第159条を参照のこと)。K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク/利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法(請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。)を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている(2010年法第155条および第156条)。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびU C I T Sに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品(P R I I P)の重要情報文書に関する新たなE U規則(E U規則1286/2014)を採択した。当該E U規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる

投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。K I Iを作成する義務は、P R I I P (投資信託を含む。)が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

U C I T Sは、P R I I Pの定義を満たす投資信託であるが、同E U規則は、U C I T Sの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同E U規則は、E U官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パート に服するU C Iは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い任命を受ける外部A I F Mが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パート に服する、同法第88 - 2条第2項b)に規定する内部的に管理されるU C Iは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88 - 2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S Fに提出された場合の事前の意見確認

C S S Fの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S Fに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05 / 177 (2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。) に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をC S S Fに提出する必要はない。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書がRCSに提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および預託機関を含む。)および(資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正)およびCSSF通達15/627に基づき、2002年法(現在の2010年法)に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS(またはそのうちの一または複数のコンパートメント)(以下「吸収される側のUCITS」という。)が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS(以下「吸収する側のUCITS」という。)に移転する場合
- 2つ以上のUCITS(またはその/それらの一または複数のコンパートメント)が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS(またはコンパートメント)が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS(またはコンパートメント)に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS(一部または全部が吸収される)がルクセンブルグで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関(複数の場合もある。)は、合併の条件のドラフト(特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの)がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、通達2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、通達2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会(該当する場合)のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合に応じて）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるよう、招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 裁判所によって命令されていない通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S F がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S F が提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S F を含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S F の請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は、現行のルクセンブルグの法律の特定の側面（すべてを網羅するものではない。）に関する理解に基づいている。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税

2002年法第128条および2002年法を改定する2008年12月19日法の廃止に従い、2010年法に準拠する事業体の設立に際しては、出資税は支払われなくなる。

パート に基づくUCITSまたはパート に基づくUCIのみが、その設立の登記またはその定款の変更に關し、75ユーロの固定登録税を支払う必要がある。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産総額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集会的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 信用機関への預金への集会的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（CD）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務

証券および債務証券として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券/投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

b) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、

() その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、

() そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、

() 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ピークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント。

d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

e) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

() 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i) の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者/ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、ルクセンブルグの通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設/常任代理人を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

2.6.3 投資主への課税関係

ルクセンブルグ法の一般的概要を記すると、原則として、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益権者が、当該ファンドの投資証券または権利について、ルクセンブルグの通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設/常任代理人を有している特定の場合は、この限りでない。

ルクセンブルグの居住者ではない契約型投資信託(パート UCIまたはパート UCI)の受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税の対象にはならない。ただし、該当する二重課税

防止条約の規定(もしあれば)の適用により、契約型投資信託(パート UCIまたはパート UCIC)を通じてかかる者がルクセンブルグ居住会社(SICAR (*société d'investissement en capital à risque*))を除く。)、会社型投資信託、または同族不動産管理会社の資本金の10%超を保有することになり、かつ()かかる会社の株式がその取得から6か月以内に処分され、かつ()かかる者が15年超ルクセンブルグの居住者であり、かつ自身の受益証券を譲渡した日の5年前までの期間にルクセンブルグの非居住者になっていた場合は、この限りではない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

現在、2010年12月17日法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルグの会社の投資主または契約型投資信託の権利を有する受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルグの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.4 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税(以下「VAT」という。)法に定められているとおり、会社型投資信託(すなわちSICAV、SICAFまたはSICAR)および契約型投資信託(すなわちFCP)は、VATの趣旨上、課税対象者の取り扱いを受ける。したがって、投資信託は、ルクセンブルグにおいて、前段階VAT控除権を有さないVATの趣旨上の課税対象者とみなされるものとする。

ルクセンブルグにおいて、VATの免除は、投資信託の運用業務の資格を有する業務に対し適用される。かかる投資信託(またはFCPの場合は、その管理会社)に提供されるその他の業務は、VATの課税対象となる可能性があり、投資信託/その管理会社のルクセンブルグにおけるVAT登録が必要となる可能性がある。かかるVAT登録を行うことにより、投資信託/その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス(または一定範囲の物品)についてルクセンブルグにおいて課されるVATを自己申告納付する義務を果たさなければならない。

投資信託によるその受益者に対する支払金に関しては、かかる支払金が投資信託の受益証券の購入に関連するものであり、したがって、投資信託に対して提供した課税対象サービスに対し受け取った対価ではない限り、原則として、ルクセンブルグにおけるVATの納税義務は発生しない。

2016年9月30日に、ルクセンブルグVAT当局(Administration de l'Enregistrement et des Domaines)は、会社の取締役に関するVATの取り扱いおよびかかる取締役の業務に関するVATの取り扱いに関する通達781(以下「通達781」という。)を公表した。

通達781において、ルクセンブルグVAT当局は、独立した取締役は、VATの課税対象になる者であることを確認した。通達781には、さらに、雇い主に代わって取締役として行為する従業員は、VATの課税対象にはならない者であること、したがって、VAT登録する義務はないことも明記された。VAT登録の義務(もしあれば)は、雇い主にある。

しかしながら、通達781には、契約型投資信託の取締役およびマネージャーに対する報酬、およびかかる投資信託の管理会社またはゼネラル・パートナーの取締役およびマネージャーに対する報酬(後者の場合、ゼネラル・パートナーの会社の業務に関する報酬を除く。)に関するVATの免除規定の適用に関しては、記載されていない。ヨーロッパの法制によると、かかるVAT免除は、該当する業務が投資信託の運用のための「特別かつ必要な」業務としてみなされる場合に適用されなければならない。

管理会社の取締役に支払われる報酬は、管理会社(コモン・ファンド/FCPおよび管理会社を指定した会社)の資金の運用に関する部分は、免税されるべきであるが、管理会社の経営に関する部分は、VATの課税対象となる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用の正当性を主張する立場でなくてはならない。

2.6.5 共通報告基準(CRS)

ファンドは、欧州連合の加盟国間における金融口座情報の自動的交換について規定する通達2014/107/EUを実施する2015年12月18日付ルクセンブルグ法(随時改正または補足される。以下「CRS法」という。)に定める共通報告基準(以下「CRS」という。)およびベルリンにおいて2014年10月29日に調印され、2016年1月1日に発効した金融口座情報の自動的交換に関するOECDの多国間管轄官庁協定に服することがある。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、LTAに対し、毎年、() CRS法における意味の範囲内の口座保有者である各報告対象者、および() CRS法における意味の範囲内のパッシブNFEの場合は、報告対象者である、各実質的支配者(Controlling Person)の氏名(または名称)、住所、居住している加盟国、TIN、および生年月日および出生地を報告することを要求される可能性がある。かかる情報は、LTAによって外国税務当局に開示される場合がある。

CRS法に基づき自身の報告義務を果たすファンドの能力は、ファンドに対し情報(各投資家の直接的または間接的所有者に関する情報および要求される裏付け証拠文書を含む。)を提供する各投資家にかかっている。ファンドの要請により、各投資家は、ファンドに対しかかる情報を提供することに同意するものとする。

報告対象者に関する情報は、CRS法に定める目的のため、年に一度、LTAに対して開示される。LTAは、自己の責任の下で、最終的に、報告された情報を報告対象法域の管轄官庁と交換する。特に、報告対象者は、これらが行う一定の業務が報告書の交付により管轄官庁に報告されること、および、当該情報の一部がLTAに対する年次開示の基準となることを通知されている。

同様に、投資主は、含まれる個人情報に正確ではない場合、当該報告書の受領から30日以内に、ファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、情報に関する変更が発生した後、当該変更についてファンドに通知し、当該変更のすべての裏付け証拠文書をファンドに提供することを約束する。

ファンドは、CRS法により課される税金または課徴金の支払いを回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。CRS法により、ファンドが税金または課徴金を課せられた場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドまたは管理会社に課せられた一切の税金および課徴金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

投資家は、自身の投資に対するCRS法の影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

2.6.6 FATCA

本項において使用される大文字の用語は、本書において別途定められる場合を除き、FATCA法(以下に定義される。)において定める意味を有するものとする。

ファンドは、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接的または間接的な所有について米国内国歳入庁に報告することを一般的に要求するいわゆるFATCAに服することがある。FATCAを適用する手続の一部として、米国政府は、一定の外国の法域との間で、当該法域において設立され、FATCAに服する事業体の報告および遵守要件を簡素化することを意図する政府間協定を交渉した。

ルクセンブルグは、ルクセンブルグに所在する金融機関に対し、特定米国人により保有されている金融口座(もしあれば)に関する情報を要請によりルクセンブルグ税務当局(administration des contributions directes)(以下「LTA」という。)に報告することを義務付ける2015年7月24日

付ルクセンブルグ法(随時変更または補足される。以下「FATCA法」という。)により施行されるモデルI政府間協定を締結した。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

かかる地位は、ファンドに対し、ファンドのすべての投資主に関する情報を定期的に取得し、かつ確認する義務を課す。ファンドの要求により、各投資主は、特定の情報(非金融外国事業体(以下「NFFE」という。)の場合は、当該NFFEの実質的支配者に関する情報を含む。)および要求される裏付文書を提供することに同意するものとする。同様に、各投資主は、その地位に影響を及ぼす一切の情報(例えば、新しい郵送用住所または新しい居住地の住所など)を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法により、ファンドは、FATCA法の目的において、LTAに対し、投資主の氏名、住所および納税者番号(入手可能な場合)および口座残高、収益および総手取金(完全に網羅されているわけではない。)などの情報を開示する義務を負うことになる可能性がある。かかる情報は、LTAによって米国国内歳入庁に取り次がれる。

受動的NFFEとしての資格を有する投資主は、その実質的支配者(該当する場合)に対し、自己の情報をファンドが処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは、個人データの処理について責任を負うものとし、また、各投資主は、LTAに報告されたデータにアクセスし、(必要な場合、)かかるデータを訂正する権利を有する。ファンドによって取得されたあらゆるデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。FATCAにより、ファンドが源泉徴収税または罰金の対象となった場合、投資主が保有する投資証券の価額が大幅に下落する可能性がある。ファンドが各投資主からかかる情報を得て、LTAに伝達することを怠った場合、米国源泉の収益の支払いおよび米国源泉の利益および配当を発生させる可能性のある財産またはその他の資産の売却から生じる手取金に30%の源泉徴収税および罰金が課せられることになる可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドに課せられた一切の税金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

仲介機関を通じて投資を行う投資家は、その仲介機関が米国源泉徴収税制度および報告制度に従っているか、また、どのように従っているかを確認する必要がある。

投資家は、上記の要件に関し、米国の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルグの専門投資信託(以下「SIF」という。)

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

3.1 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、S I F は、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に規則(E U) 2017 / 1129 (改正済)(いわゆる「目論見書規則」)等の各種欧州通達の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I F は、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、信用機関の業務の遂行および追求に関する通達2013 / 36 / E Uに定める信用機関、金融商品市場に関する通達2014 / 65 / E Uに定める投資会社もしくはU C I T Sに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009 / 65 / C Eに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F 制度に従うためには、具体的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F 制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託(以下「F C P」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「S I C A V」という。)について言及しているが、S I F が設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I F の設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、F C P の機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

F C P への投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人(S I C A VまたはS I C A F)

特性の要約については、S I C A V の機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A V は、2010年法に準拠するS I C A V の場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A V の形態で創設されるS I F は、2007年法が列举する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I F について柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F (いわゆる「アンブレラ・ファンド」。)を創設できると規定している。

さらに、S I F 内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I F のコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3 資本構造

2007年法の規定により、S I F の最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I F の認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するU C I については6か月以内である。F C P に関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I F は会社型の形態において、一部払込済の株式 / 受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I F を設立することができる。さらに、S I F は、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび / または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するU C I に適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合。)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A V またはF C P の場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I F は、(例えば、S I F が発行したワラントの行使時に)所定の確定価格で株式を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型S I F の場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I F は会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式(当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。)によっても行うことができる。

3.3 投資規制

E U 圏外の統一U C I について定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I F が投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S F の承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I F はリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S F は、特に、通達C S S F 07 / 309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I F のコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F (以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および / または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I F がかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I F の純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 慎重な制度

S I F は、C S S F による恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実

らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2007年法の規定により、SIFは、CSSFによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うSIFは、2013年法が適用される範囲のAIFの資格を自動的に得るわけではない。SIFは、AIFの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するSIFに対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 保管受託銀行

SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a)に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびSICAVについては、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第26-1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

資産の保管は、「監督」という概念で理解されるべきである。つまり、預託機関は、SIFの資産がどのように投資されているか、またかかる資産を入手するための方法および場所を常に認識しておかなければならないことを意味する。このことにより、資産の物理的保管が現地の副預託機関に委託されることが妨げられることはない。

SIF法は、預託機関に対し、2010年12月17日法により課せられたファンドの特定業務に関する追加の監視業務を行うことを要求していない。預託機関の業務に関するかかる緩和は、特に、ヘッジ・ファンドに関して(特に、プライム・ブローカーの多大な関与の点において)有益であると考えられる。

3.4.3 監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

SIFは、事業のより効率的な遂行のため、SIFを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) CSSFは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がSIFに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、SIFが投資家の最善の利益のために活動し、またはSIFがそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人また

は法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S F が機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I F のタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I F の取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I F の取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I F の取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I F の目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I F に該当しないS I F は、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I F に該当しないS I F は、更に、必要に応じて、S I F とS I F の事業活動に寄与している者、またはS I F に直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I F は、投資家の利益の保護を確保する。S I F は、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F は、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I F は、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I F は、E U 規則1286 / 2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P S K I D)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が通達2014 / 65 / E U の別紙 に定める専門投資家のみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S F に提出されなければならない。)、またはS I F が2018年1月1日までにU C I T S - K I I に類似する文書を発行することを選択した場合(この場合、S I F は2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免れる。)はこの限りでない。

3.5 S I F の税制の特徴

以下は、ルクセンブルグの法律の特定の側面(すべてを網羅するものではない。)に関する理解に基づいている。

S I F は、0.01%(2010年法に基づき存続する大部分のU C I については、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券/投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメント
- (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - () そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - () 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。
- c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるSIF。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメントおよびSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのあるコンパートメント内に設定された個々のクラスに準用される。
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメント
- SIFが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、SIF法および2010年12月17日法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、許可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で(直接的で)慎重な監督に服するものでもない。

RAIF制度の主な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグのすべての会社、パートナーシップおよび契約型法的形態を利用することができる。また、RAIFは、変動資本構造を選択することもできる。さらに、RAIFは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立されることもできる(すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有することもできる。)。リスク分散要件は、SIFに適用されるものと一致している。ただし、RAIFが適格リスク資本投資対象のみに投資することを選択した場合は、リスク分散要件は適用されない。RAIFは、あらゆるファンド戦略を採用することができ、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件に基づき、自身の資産ポートフォリオを分散させる必要がない。
- 適格投資家：RAIFは、情報に精通した投資家向けである。かかる投資家カテゴリーには、機関投資家、プロの投資家および最低金額(125,000ユーロ)以上を投資する投資家または情報に精通した投資家としての資格を有する投資家が含まれる。
- RAIFは、CSSFの監督に服するものではない。SIFまたはSICARとは異なり、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、また、CSSFの慎重な監督に服するものでもない。RAIFは、その設立から10日以内にルクセンブルグ商業および法人登記所において登記されなければならない。
- 許可されたAIFMが指定されなければならない。RAIFは、自動的にAIFの資格を有し、ルクセンブルグ、他のEU加盟国または場合に応じて、第三国(ただし、第三国のマネージャーがAIFMDの運用パスポートを入手することができることを条件とする。)において設立された許可されたAIFMを指定しなければならない。
- 税制：RAIFは、年率0.01%の年次税(taxe d'abonnement)(様々な免除がある。)が課されるか、またはSICARに適用される税制に服するものとする(すなわち、適格リスク資本収益および利益を除き、完全に課税対象となる。)。AIF運用業務に関するVAT免除も適用される。

- 転換：既存のSIF、SICARおよび規制対象外のAIFは、投資家およびCSSF(該当する場合)の該当する承認を得ることを条件として、RAIFのために選択を行うことができる。

第2【参考情報】

当該計算期間中、本投資法人については、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年11月25日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年4月30日	有価証券報告書(第6期)
2020年7月31日	半期報告書(第7期中)

独立監査人の報告書

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L - 1855
ジョン F. ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ(以下「本投資法人」という。)および各サブ・ファンドの2020年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2020年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および「金融監督委員会」(以下「CSSF」という。)によりルクセンブルグに対して採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルグに対して採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、CSSFによりルクセンブルグに対して採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(国際独立性基準を含む。)(以下「IESBA規程」という。))に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する本投資法人の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人およびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人またはいずれかのサブ・ファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルクに対して採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2021年2月24日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人(Cabinet de révision agréé)
イザベル・ニックス

Independent auditor's report

To the Shareholders of

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV

33A, avenue John F. Kennedy

L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments in securities and other net assets as at 31 October 2020, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 31 October 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund’s and each of its subfunds’ ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and

using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or any of its subfunds, or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund’s use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund’s or any of its subfunds’ ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d’entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its subfunds to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 24 February 2021

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Aktionäre der

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
33A, avenue John F. Kennedy
L-1855 Luxemburg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss des UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV (der 《Fonds》) und für jeden seiner Teilfonds bestehend aus der Nettovermögensaufstellung und der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 31. Oktober 2020 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und für jeden seiner Teilfonds zum 31. Oktober 2020 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettofondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das 《Gesetz vom 23. Juli 2016》) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier (《CSSF》) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (《ISA》) durch. Unsere Verantwortung gemäss dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den ISA-Standards wie sie in Luxemburg von der CSSF angenommen wurden, wird im Abschnitt 《Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung》 weitergehend beschrieben. Wir sind auch unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen 《International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards》, herausgegeben vom «International Ethics Standards Board for Accountants》(《IESBA Code》) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats des Fonds für den Jahresabschluss und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und jeder seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Verwaltungsrat des Fonds beabsichtigt den Fonds oder einen seiner Teilfonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.

- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einen seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds oder einen seiner Teilfonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 24. Februar 2021

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L - 1855
J.F. ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) ストラテジー・エクストラ・シキャブ(以下「本投資法人」という。)および各サブ・ファンドの2019年10月31日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2019年10月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの「金融監督委員会」(以下「CSSF」という。)が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する本投資法人の取締役会および財務書類に対する統治責任者の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人およびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人またはいずれかのサブ・ファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはいずれかのサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2020年2月27日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人(Cabinet de révision agréé)
イザベル・ニックス

Independent auditor's report

To the Shareholders of

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV

33A, avenue J.F. Kennedy

L-1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV (the “Fund”) and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments in securities and other net assets as at 31 October 2019, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 31 October 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the “responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its subfunds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or any of its subfunds, or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its subfunds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its subfunds to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 27 February 2020

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

Bericht des Réviseur d'entreprises agréé

An die Aktionäre der

UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L-1855 Luxemburg

Prüfungsurteil

Wir haben den Jahresabschluss des UBS (Lux) Strategy Xtra SICAV (der 《Fonds》) und für jeden seiner Teilfonds - bestehend aus der Nettovermögensaufstellung und der Aufstellung der Wertpapierbestände und anderer Nettovermögenswerte zum 31. Oktober 2019 sowie der Ertrags- und Aufwandsrechnung und den Veränderungen des Nettovermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr sowie dem Anhang mit einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden - geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigegefügte Jahresabschluss in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Fonds und für jeden seiner Teilfonds zum 31. Oktober 2019 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Nettofondsvermögens für das an diesem Datum endende Geschäftsjahr.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit (das 《Gesetz vom 23. Juli 2016》) und nach den für Luxemburg von der Commission de Surveillance du Secteur Financier (《CSSF》) angenommenen internationalen Prüfungsstandards (《ISA》) durch. Unsere Verantwortung gemäss dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den ISA-Standards wird im Abschnitt 《Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung》 weitergehend beschrieben. Wir sind unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen 《International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants》(《IESBA Code》) zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Sonstige Informationen

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Jahresbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Jahresabschluss oder unseren Bericht des Réviseur d'entreprises agréé zu diesem Jahresabschluss.

Unser Prüfungsurteil zum Jahresabschluss deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Jahresabschlusses besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Jahresabschluss oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Verwaltungsrats des Fonds für den Jahresabschluss und der für die Überwachung Verantwortlichen für den Jahresabschluss

Der Verwaltungsrat des Fonds ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Verwaltungsrat des Fonds als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses ist der Verwaltungsrat des Fonds verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und jeder seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und - sofern einschlägig - Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Verwaltungsrat des Fonds beabsichtigt den Fonds oder einen seiner Teilfonds zu liquidieren, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des Réviseur d'entreprises agréé für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen - beabsichtigten oder unbeabsichtigten - falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des Réviseur d'entreprises agréé, welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemässes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Jahresabschluss aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Ausserkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.
- Beurteilen wir die Angemessenheit der von dem Verwaltungsrat des Fonds angewandten Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und den entsprechenden Anhangangaben.

- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Verwaltungsrat des Fonds sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einen seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet im Bericht des Réviseur d'entreprises agréé auf die dazugehörigen Anhangangaben zum Jahresabschluss hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des Réviseur d'entreprises agréé erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Fonds oder einen seiner Teilfonds seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschliesslich der Anhangangaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen, unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschliesslich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 27. Februar 2020

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Isabelle Nicks

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。